

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

1 自治体運営 (1) 参加と協働 ① 情報共有・市民参加と協働の促進

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
情報公開・個人情報保護	総務課法制係	市民	公文書の公開及び情報提供を推進することで、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な透明性の高い市政を確立する。また、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の侵害の防止を図り、公正で民主的な市政を推進する。	条例に基づく適正な情報公開及び個人情報の開示を行う。また、情報公開の推進及び個人情報の適正かつ円滑な運用を図るため、「芦別市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。	62	A	請求者から写しの交付を求められた場合、実費(コピーA4版 1枚10円)を徴収しているが、事務処理量からみても徴収額が経費に見合っていない。	実費徴収額の見直しを検討する必要がある。	事務事業としては現状維持。また、情報公開請求、個人情報開示請求に備え、公文書の保存・管理を徹底する。なお、情報公開請求に伴う実費徴収額単価のあり方について引き続き検討を行う。	現状維持
広報業務	企画課まちづくり推進係	市民	市政の基本方針をはじめ、業務・事業紹介、制度改正、市民活動団体の紹介等、市民生活に係る事項についてできる限り多くのことを多くの市民等へ周知を図り、市政参加への一助とする。	・広報あしべつ発行～A4版、月平均18ページ、毎月1日付、年12回発行。取材、編集、印刷製本業務を委託。配布は、町内会へ各戸配布を依頼しているほか、ホームページへの掲載、公共施設、JR駅、郵便局、医療機関等にも設置。 ・街頭放送の実施～年3回	18,085	B	市民に信頼され、親しまれる広報紙づくりを目指すとともに、広報紙を通じて「情報共有」と「市民参加と協働」を推進する必要がある。	広報紙の有する公共性や公平性を損なうことなく、市民にとって必要な情報や興味のある話題を的確かつ迅速に周知する。また、わかりやすい広報紙づくりを目指す。紙面構成などの工夫を図る。	広報は市民にとって最も身近な市政情報元である。限られた紙面を効率よく活用し、的確に情報を伝えなければならない。そのため、「市民に親しまれる広報紙のあり方」については、見やすさを重視したレイアウトに変更し、写真等を多く取り込み、記事等は要点の掲載にとどめ、詳細はホームページに掲載するなど構成の検討を進める。	見直し
広聴業務	企画課まちづくり推進係	市民	さまざまな機会を通じて広く市民の声を聴き、市民の意思をまちづくりに反映することを目的とする。	市長への手紙(随時)、市長への電子メール(随時)、市長へのファクシミリ(随時)、市内施設見学会(年一回)、一日特別職等(年一回)、市民の意見箱(随時) 平成22年度実績～市長への手紙(3件)、市長への電子メール(2件)、市長へのファクシミリ(1件)、市内施設見学会(36名)、一日特別職等(9名)、市民の意見箱(9件)	—	B	参加者数・意見者数の伸び悩み	市民が参加しやすい環境づくりを図るため、周知方法、取組内容の検討を重ねる。	本業務が目指すところの目的が「市民参加と協働推進」とほぼ同一であることから、平成23年度から「市民参加と協働推進」へ統合するとともに、市民の意識や要望を迅速かつ的確に把握するよう努める。	統合
市民参加と協働推進	企画課まちづくり推進係	市民、市議会、市	芦別市まちづくり基本条例の柱のひとつである「市民参加と協働」を推進する。	・まちづくりの基本となる計画、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取組を行う ・審議会等の委員公募の実施 ・意見の公募(パブリックコメント)の実施 ・各種説明会等の開催	—	A	審議会委員の公募や意見公募(パブリックコメント)については、一定の成果を得ているが、「青少年と子どものまちづくりへの参加」及び「コミュニティの充実」に関する取組が現在のところ微弱である。	まちづくり懇談会や総合の学習の時間(市役所施設見学会)等の機会を的確にとらえ、こどもを含めた市民意識の啓蒙に努めるものとする。	「まちづくり基本条例」の理念を遵守し、市民、議会及び市職員への浸透・定着を図り、「市民参加と協働」の一層の推進を図るものとする。また、目指すところの目的がほぼ同一である「広聴業務」を平成23年度から統合する。	現状維持

1 自治体運営 (1) 参加と協働 ② 男女共同参画の推進

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
女性団体活動支援業務	生涯学習課生涯学習係	芦別市男女共同参画推進協議会における各種事務事業など	男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。	各種女性団体に対する側面的支援を行う。	111	B	会員の高齢化と後継者不足、会員数の伸び悩み	各種講座・教室及び大学受講者などの一般市民に対して、活動内容の紹介を行い、団体の知名度向上に努める。	今後も市交付金を通して、団体活動の支援に努める。	現状維持

1 自治体運営 (2) 行財政運営 ① 行政運営の充実

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
例規整備	総務課法制係	市民	市が行う事務事業の根拠となる条例・規則等の例規を審査するほか、電子データで運用している芦別市例規類集の整備を行い、例規類集に関し市民との情報の共有を図る。	条例・規則等の例規審査及び例規類集データベース作成の委託並びに例規整備に係る各種参考図書等の購入。	3,765	B	条例、規則等の一部改正は電子データの新旧対照表により実施しているが、一部に使い勝手が悪い部分がある。	問題点の改良について、委託業者と協議を進める。	当面は現状維持とする。	現状維持
法律相談等	総務課法制係	市民	必要に応じ顧問弁護士への相談等を行い、法に基づき適切な行政執行を行うことを目的とする。	弁護士相談及び必要に応じては訴訟委任。	1,010	B	安易に弁護士を頼る傾向にある。	原課で十分に調べた上で相談に付す。	行政の多様化により、今後法律相談は増加していくことが予想されるが、何でも安易に相談することのないよう、法制係を含め各部署において十分に調査検討を行ったうえで、法律相談を活用すべきである。	現状維持
表彰等事務	企画課秘書係	市政功労者、善行者感謝状贈呈対象者	市勢の振興に寄与した者又は市民の模範と認められる行為があった者を表彰する。市の公益のために多額の寄附をした者に感謝状を贈呈する。	芦別市功労者善行者表彰式の開催、一定額以上の寄附者に対する感謝状贈呈	287	B	現在の表彰基準の大枠は昭和60年に定められ、その都度細かい改定は行われているが、25年を経過しているため時代に合わない部分が出ている。	各市の表彰基準を調査し、時代に合った表彰基準を作成する必要がある。	市政に貢献された個人や団体について、表彰することは今後の市政発展に大きな役割を果たしており、今後も必要不可欠である。	現状維持

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
秘書業務	企画課秘書係	市長、副市長、市民、市政関係団体、来客者、市内部の担当部課など	市長・副市長の執務が円滑に行われるよう調整を図る。	市長・副市長の日程調整や庶務的業務の遂行、市担当部課との連絡調整など	3,984	A	秘書係長が一括管理しているため、係長不在時のスケジュール調整が遅れる場合がある。	毎朝はもちろんのこと、週の始めや終わりなどにも打合せを行い、スケジュールの把握に努める。	今後も適切かつ細やかな秘書業務を行っていくため、日々研さんしていく。	現状維持
公務災害補償等事務	総務課職員係	市議会の議員その他非常勤の職員	地方公務員災害補償法に基づき、市議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害又は通勤による災害に罹災した場合は、その補償に関する事務を行う。	地方公務員災害補償法に基づき、公務災害補償に必要な条例及び規則を定めるとともに、認定の可否に必要な認定委員会を設置し、災害が発生した場合には認定委員会を開催して意見を聞いたうえで認否を決定し、認定した場合には療養給付や休業補償等補償に関する事務を行う。	14	B	不注意による事故が少ないながらも毎年1件程度発生しており、職場において日常の事故防止の啓発が必要となる。一方、その事務を行う側からみれば、公務災害が発生しないことが望ましいが、発生事例が少ないと職員の経験が不足する上に万が一に備えて幅広く知識を習得しておかなければならず、小規模自治体でこれを行うには効率がよくない。	各職場において日常の事故防止の啓発を常に行うよう指導する。	特になし	現状維持
職員研修	総務課職員係	芦別市に勤務する職員	社会経済情勢が大きく変化の中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、公務員としての基本的な知識の習得、資格の取得はもとより、時代のニーズに即した知識と能力を備えた多様な人材を育成する。	職場内研修を各職場において日常行うほか、北海道市町村職員研修センター、日本経営協会、北海道社会福祉協議会、中空知広域圏等が主催する各種の研修会に派遣し、受講させることにより人材を育成する。 事務事業に必要な資格について必要の都度取得させる。先進地の事例を学びながら、幅広い視野を備え自ら考え、学び成長するようスキルアップを図る。	395	B	講師を招へいし、一度に多数の職員に、一定量の知識を習得する研修の機会を与え、さらに、道外の研修施設に職員を派遣し、時代を先取りした戦略的な行政運営を行うために必要な知識を習得させる必要がある。	一定の予算を確保するとともに、効果的な研修方法を模索する。	研修の方針を明確にし、また、時代のニーズに即した研修計画を策定し、効果的な研修を行う。 また、様々な職員研修メニューを職員へ周知し、研修会参加の促進を行う。	拡大重点化
職員福利厚生事業	総務課職員係	特別職(市長・副市長)、一般職、準雇員、嘱託職員及び臨時職員	職員の健康管理を目的としている。また、前記目的達成のため、職員の健康診断を行う。	法令に基づく定期健康診断、特殊健康診断及び採用時健康診断について、市立芦別病院及び民間の健診機関に委託して行うとともに、共済組合と連携して、パンフレットの配布、各種セミナーの受講などを通じて、健康教育を行う。	4,662	A	職員の高齢化が進む中で、40歳以上の職員(30歳～39歳までの職員の2分の1を含む。)についてみると、対象職員の半数以上が2次健診を必要としている。	健診の結果を踏まえて、2次健診の受診を勧めるとともに、早期の治療を勧める。	日常の私生活において、生活習慣病の予防をはじめとする健康教育について学び、生活を改善するよう職員に啓発する。	現状維持
職員採用事務	総務課職員係	国民	地方公務員法第17条第4項において、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。」と定められており、職員の採用に当たっては、この規定に基づき、競争試験を実施し、公平に採用している。	第1次試験の教養試験及び専門試験の試験問題の作成と採点を全国展開している専門機関に委託し、小論文、作文及び2次試験(面接試験)については、人事当局のほか関係部局の長を加え、採用職種に応じた適切な試験を行う。	174	A	就職率が低下しているにもかかわらず、公務員離れが進み、特に地方の志望率が減少している。これらの背景から受験者が少なく、また、せっかく内定しても大都市の内定が決まると辞退する傾向がみられるようになり、有能な人材の確保が困難な状況にある。	魅力のある労働環境、誰もが住みやすく、又住みたいと思えるまちづくり、そして受験生が将来の希望を持って試験に挑めるようなまちにしていこう。	課題に対する対応方針に記載の内容と同じ	現状維持
その他人事管理事務	総務課職員係	職員、嘱託職員、臨時職員	地方公務員法、労働基準法等の労働関係法令に基づき、サービスの遵守、定員管理、人事管理などについて適正に管理する。	インターネット、会議の出席及び図書購入により、人事管理に必要な知識を習得し、本市の条例規則を改正するなどの制度管理を行い、職員に制度を普及する。また、北海道社会保険協議会、青年会議所、芦別地区安全運転管理者協会、中空知地方安全運転管理者事業主会に加入し、市の事業と密接な関係のあるこれらの団体とともに公益的な事業を推進する。	241	B	毎年度、人事院において国家公務員に対する給与や公務員制度改正の勧告が行われ、国の助言に基づき本市職員もこれに準ずるよう対応してきたが、平成23年度に入り人事院制度の廃止論が浮上し、今後の行方が注目される。	国の動向を見守る。	課題に対する対応方針と同じ	現状維持
情報管理業務	総務課庶務係	庁内ネットワーク関連	庁内LAN(情報系・業務系)を活用した各種情報の共有、ネットワーク及びサーバ、クライアント、各種周辺機器の運用及び維持管理を行うことを目的とする。	最新のセキュリティソフト等により、システム環境の安定運用を維持管理することで、情報の共有による行政運営の円滑化及び資質向上、行政情報の高度利用を行うことが可能となり、国、道等との様々な情報の連携を図る。	38,949	B	各種システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等は、通常5年を目安に新製品への更新を検討し、または実施する必要があるが、その費用が高額であるため、費用対効果が見えにくい。	次期システム導入に向け、仮想化等によるサーバの統合やクラウドコンピューティング等、ITコスト削減に有効な手法の採用を検討し、保守料を含めた長期スパンでのコスト削減を目指す。	関係各所との連携を充実させ、庁内情報システムの安定運用を継続する。 今後もITにおける国や業界の動向に注意しながら、ITを利用した業務の更なる効率化を目指す。	現状維持
総合計画進行管理	企画課まちづくり推進係	各施策、各事務事業	本市の最上位計画である総合計画の目指すまちの将来像「人が輝き豊かな自然と共生する安全・安心なまち あしべつ」を実現させる。	目標達成に向けた効率的かつ効果的な施策・事務事業を実施するため、事務事業評価による改善を図りながら、総合計画・実施計画を策定する。	—	B	今後、どの様にして事務事業及び施策をとりまとめ、行政評価を活用しながらまちづくり基本条例の「市民参加と協働」の理念を取り入れ、総合計画に掲げる各施策の目標を達成することができるかが課題である。	毎年度策定している総合計画・実施計画に搭載されている事務事業については、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、計画し、実施することが必要である。	目標の達成にあたっては、総合計画・実施計画に搭載されている事務事業を計画的に執行していく必要であり、そのためには、客観的に事務事業のあり方を見直す事務事業評価を取り入れながら、総合計画・実施計画事務事業の進行管理を行っていく。 また、選択と集中に基づく限られた財源の有効的な配分が必要となることから、重点的・優先的に推進すべき施策を特記した、『実施計画(重点施策編)』を策定する。	拡大重点化
行政評価推進	企画課まちづくり推進係	・市が実施している事務事業 ・市職員	行政評価を円滑かつ着実に定着させ、効果的で効果的なまちづくりの実現に向け、本市にとってふさわしい行政評価システムの導入を推進する。 導入にあたり、次の4つを目的に導入を進める。 ①成果重視の行政運営システムへの変革 ②限られた財源等の有効活用 ③市民への説明責任の質的向上 ④職員の意識改革	①事務事業評価システム概要の説明 ②庁内推進組織の設置 ③事務事業評価の試行実施 ④行政評価システム構築に向けた調査研究(制度内容や評価シートの検討など)	—	B	①行政評価制度の全庁的な普及啓発 ②事務事業の評価対象の明確化 ③各所管課による全事務事業の1次評価結果を受け、行政評価推進チーム及び行政評価委員会による2次評価手法の検討 などが課題である。	①行政評価に係る説明会等を開催する。 ②事務事業の単位は、予算、総合計画実施計画、評価それぞれ統一した取組としているが、庶務的な業務のみで構成する事務事業や給与費、起債償還費、基金運用収益など、評価の必要性等に関する所管課からの意見に基づき検討 ③2次評価に関する検討会議を開催により対応を図る。	平成23年度からの事務事業評価の本格実施に向け、職員が行政評価の意義を理解し意識改革につなげるとともに、行政評価システムをしっかりと定着させ、継続的に全庁的な取組として機能させるため、行政評価に関する知識を深めるための情報提供等を積極的に行う事とする。 また、推進する施策に対する評価の検討を進める。	拡大重点化

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
車両維持管理業務	総務課車両係	市有車両の円滑な運行と良好な維持管理を目的とする。	市有車両の円滑な運行と良好な維持管理を目的とする。	日常点検及び定期点検整備	27,844	A	省エネ法に基づくエネルギー使用量の削減に関する取り組みが必要である。	公用車を使用する職員に対し、省エネ走行を行うよう周知徹底を図る。	今後も、車両を良好な状態で運行できるように維持管理するとともに、燃料の消費をできる限り抑制するよう省エネ走行の周知徹底を促す。 車両維持管理の業務に関しては現状を維持する。	現状維持
庁舎等維持管理業務	総務課庶務係	市庁舎	庁舎(施設・設備)を適切に保全し、市民に良質な行政サービスを提供する。	施設、設備及び備品等の経年劣化に対し、適切な維持・管理や計画的な営繕等により効果的な庁舎管理を行う。	34,984	A	庁舎の老朽化により維持管理経費が増加傾向にある。	建築後42年が経過し、設備の老朽化が進み安全性の確保と維持の必要性が課題となっている。また、省エネに関する取り組みにより光熱費の削減に努めている。 今後も、維持・保全するため、委託料仕様の見直しや、職員個々の節制意識により更なる光熱費等のコスト削減を図るため、職員へコスト削減に努めるよう周知する。	庁舎の老朽化に伴い今後も維持管理経費の増加が予想される。さらに、庁舎を良好な状態に保つために老朽化の激しい設備の入れ替えも視野に入れる必要がある。 今後においては、社会環境の変化に対応すべく省エネの機器類を導入しコスト削減に努めるとともに、委託業務についても仕様の見直し等により効率化を図る。 また、職員個々の節制意識を高めコスト削減の周知を徹底する。	現状維持
人材育成・国際交流助成事業	企画課まちづくり推進係	・まちづくり人材育成事業～本市に住所を有している15歳以上の者及び15歳以上の者で構成する団体 ・国際交流促進事業～本市に住所を有している中学生以上の者、本市内の学校に在籍する中学生以上の未成年者及びそれらの者で構成される団体	本市の振興発展を図り、地域特性を活かした独創的で個性的な魅力あるまちづくりを推進するため、市民資質の向上と人材の育成及び国際交流の促進を図る。	申請団体から提出された補助金交付申請書類を、芦別市まちづくり人材育成国際交流促進事業委員会において審査を行い、補助金交付の可否を決定する。	25	A	近年、同事業への活用状況が減少傾向にあるとともに、本市の財政健全化計画において、本基金の一般財源化を平成24年度に検討されている。	人材育成・国際交流のほか、地域振興に寄与する団体活動への助成ができるよう制度の見直しを図るとともに、一般財源での事業継続が必要となる。	当面は、まちづくり人材育成の分野での利用がないため、利用促進が図られるよう見直し検討を行う。	見直し
市民生活向上推進事務	市民課生活交通係	市民	市民生活相談業務の円滑化を図る。	相談者に有益な情報提供をすることにより、相談者の問題解決を支援する。	267	A	市民相談業務は、高度な専門的知識が必要とされることや特定の時間だけ相談者向けの職員を置くことについては、益な情報提供(弁護士相談、各種団体の実施する支援制度や事業)することが必要であり、そうした情報の把握・点検に努める。	市民相談の内容は、法的な見解を求めるものから、職員(一般人)としての見識により対応できるもの等様々ですが、問題を解決するというよりは、第1次的な相談窓口として、相談者に有益な情報提供(弁護士相談、各種団体の実施する支援制度や事業)することが必要であり、そうした情報の把握・点検に努める。	相談件数自体は多くなく、係の業務全体に占めるウエイトは低いですが、相談案件の1つひとつが内容的に重いため、限られた人員の中で対応するためには、「問題解決能力」というよりは「情報提供能力」を高めることにより、円滑な相談業務を遂行していく必要がある。	現状維持

1 自治体運営

(2) 行財政運営

② 財政運営の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
財政管理事務	財政課財務係	市民、議会及び各部署	効率的な財政運営を実施し、予算の調製及び執行を適切に管理する。	効率的な財政運営を実施し、予算の調製においては、国の予算編成、地方財源対策等の動向を注視しながら、財源を的確に把握し、収入確保に努める。 また、「芦別市財政健全化計画」の目標達成に向けて緊急性・必要性を十分に検討し、優先度を考慮した事業を実施することで、歳出の抑制を図る。	6,100	A	将来に向けて継続的な財政運営が可能となるよう、引き続き、第5次総合計画及び財政健全化計画に基づき予算編成を行う。	補てん財源の繰入を抑え、収支均衡型財政構造の確立に配慮しつつ、行財政運営を持続可能なものとする。	国及び道の動向を注視し、歳入の確保を図りながら、歳出削減により収支均衡型予算の編成に努める。	現状維持
財政健全化計画進行管理	財政課財務係	市が行う事務事業	「財政健全化団体・財政再生団体」への転落を回避するため行財政運営の抜本的な見直しを行い、「収支均衡型財政構造」を確立するとともに、あらゆる分野において「市民との協働」を進め、将来に渡って持続可能な行財政運営が行えるよう財政の健全化を図る。	行財政運営の抜本的な見直しが必要であることから、芦別市財政健全化計画にある項目の達成に努めるとともに、新たな改善項目の洗い出しを行い歳出の削減と歳入の確保を行う。	—	A	当初想定されていた「財政再生団体」への転落は当面回避できる見通しとなったものの、依然として地方交付税に依存した厳しい財政状況が続いていることから、引き続き財政健全化計画の推進を図る。	平成24年度までの計画期間中において、健全化計画にある項目の達成に努めるとともに、新たな改善項目の洗い出しを進め、行財政運営を持続可能なものとする。	国及び道の動向を注視し、平成22年度を初年度とする「第5次総合計画」の基本目標に沿った施策の推進のため、限られた財源と本市が有する資源を活用しながら、総合計画を支える財政基盤の確立に取り組む。	現状維持
市税等賦課業務	税務課市税係	各種市税納税義務者	各種市税の賦課業務を適正に行うことを目的とする。	正確な課税資料の収集に努めるとともに、税制改正等にも的確に対応できる各種システムを活用して賦課業務を行う。	18,968	A	毎年の税制改正により、新制度の導入や算定方法の複雑化など大幅な変更が求められ、市民への周知・対応が難しくなっている。	税制改正等に的確に対応できるよう各種システムの活用を継続していくとともに、市民の立場に立ったわかりやすい通知や周知の方法に改善していく必要がある。	現状、各種システムを活用した賦課作業が効果を発揮しているため今後も継続して事務の効率化につなげていきたい。 今後、電子申告受付サービス導入についての検討を進めなければならないが、新しい税制度に対応するために事務量が増えているなか、更なる事務の効率化や職員体制の見直しも視野に入れた経費の削減方法について研究し効率性の向上を図っていく必要があると考えている。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
市税等徴収業務	税務課納税係	個人、法人等の納税義務者	市税等収入における市民負担の公平性を保つとともに市財源を確保する。	口座振替の推進及び滞納者に対する各種催告と差押え等の滞納処分	3,623	A	近年は、景気の低迷により個人・法人の破産・倒産が続出しており、それに伴い滞納市税は増加しており、また、一方では、破産者の財産処分が進まない状況である。	迅速で確かな滞納処分を実施することが求められている。	今後も、差押等の滞納処分を強化していく必要がある。	現状維持
他会計繰出等事務	財政課財務係	病院事業会計及び水道事業会計	事業の経営安定と公共の医療を推進するよう繰出しを行う。	繰出し基準に基づき負担する。	483,526	A	継続的な企業会計の安定運営を図る	繰出基準に基づき、企業会計の安定運営に必要な額を繰出す	繰出基準に基づき、企業会計の安定運営に必要な額を繰出す	現状維持

1 自治体運営

(2) 行財政運営

③ 広域連携の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
広域行政事務	企画課まちづくり推進係	①中空知5市5町(中空知広域市町村圏組合) ②上川中部圏域(健康の郷・大雪実行委員会)	少子高齢が進展する本市において、行政機能を向上させ、市民の生活機能を確保するため、国、北海道及び近隣市町と医療、教育、環境などの分野において、お互いの特性を生かした連携強化を進めることが重要であり、効率的かつ効果的なまちづくりを進める。	近隣市町との連携を強化するため、単一自治体では不足する機能や共通する行政サービスを補完するための広域連携による取組の検討を進め、地域的な結びつきを生かした広域的な地域振興を図ることが重要であり、医療、介護、交通など市民に身近な問題を中心に検討することが必要である。	1,733	A	今後、地域主権制度の広がりが見込まれる中、基礎自治体(とりわけ小規模自治体)のあり方が大きく問われることから、広域連携はますます重要になってくるため、どのような広域の枠組み、業務が有効かが課題である。	中空知広域市町村圏組合及び健康の郷・大雪実行委員会の中で、広域連携をすることで本市の行政運営において効率化が図られる特定の課題(例、消防・防災、医療・観光など)について、具体的に検討できるよう、組合及び実行委員会に対し、このような検討ができる組織体制づくりが必要である。	地域主権一括法、権限委譲、定住自立圏構想等国又は北海道の諸制度の動向を勘案しながら、市民の利便性が向上するような事務の委託(共同)化、一部組合等広域行政化を図る。 なお、健康の郷・大雪実行委員会については、平成23年度の実行委員会総会をもって解散となった。	現状維持
空知炭鉱市町活性化事業	企画課まちづくり推進係	空知産炭地5市1町(夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、歌志内市、上砂川町)及び(財)北海道産炭地域振興センター	空知産炭地5市1町が、産業の振興と地域活性化の実現に向けた方策を緊密な協力体制の下に検討・協議するため、昭和61年9月に夕張市が会長市となり、空知産炭地5市1町で構成する「空知炭鉱市町活性化推進協議会」が設立された。 本市は平成15年7月から会長市として本協議会事務局の役割を担い、運営に携わっている。	会長市(事務局)として、会議(総会、首長会議、副市町会議及び幹事会)の召集や各地域の振興に係る連絡調整を行い、産業の振興と地域活性化の実現に向け推進していく。 また、北海道及び(財)北海道産炭地域振興センターなど関係機関と連携しながら、空知産炭地再生のために各種制度を積極的に活用し地域振興に努める。	6	A	産炭地域の振興に必要な基盤整備事業に対する助成制度(基盤整備事業)が平成23年12月26日をもって廃止となる。 限られた期間内、残された諸課題を解決するため、制度を有効活用する必要がある。	空知産炭地5市1町が連携を深め、限られた基金の有効活用の検討を進める。	平成15年から空知炭鉱市町活性化推進協議会の会長市として、協議会の事務局を担当している。 発展基金(基盤整備事業)の制度廃止とあわせて、会長市としての事務局を各市町輪番で担当するよう協議を進めており、事務局が移管されることにより、事務負担が軽減される。	現状維持

2 生活・環境

(1) 都市基盤

① 都市計画・都市開発の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
都市計画管理業務	都市建設課土木係	市民	本市のあるべき姿を考え、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確定し、整備方針等を総合的に定めることを目的とする。	都市計画の見直しは、芦別市都市計画審議会の諮問・答申を受け実施する。	76	A	都市計画区域内の整備は一定程度終了しているが、未着手の区画整備地区や都市計画道路について、土地所有者に建築等の制限が課されている状況であり、将来を見据えた計画策定を行わなければならない。	現状及び将来計画に見合った用途地域の見直しが必要である。	人口減少が進む中、未着手の区画整備地区や都市計画道路の事業廃止も視野に入れた見直しを引き続き進めていく。	現状維持

2 生活・環境

(1) 都市基盤

② 交通網の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
土木管理事務	都市建設課土木係	国、道、関係機関	道路総務事務を円滑にするため、快適・安全な道路環境の創出を目的とする。	一般国道452号の早期開通を始めとする国道・道道の整備について要請を行う。 また、道路台帳の整備や駐車公園の清掃など道路施設の管理に必要な事務や業務を行う。	4,728	B	要望活動は行っているものの進捗状況は思わしくない	開通に向け予算がつくよう関係機関に訴えていく	一日も早い開通に向け、今後も要望活動を続けていく	現状維持
道路維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適・安全な道路環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。	定期的な道路/パトロールを実施し、経年劣化による損傷や凍上による凹凸の補修を計画的に進めるほか、高齢者や障害者に配慮した歩車道の整備を行う。	185,519	A	現在の市道延長は334kmあり、舗装の老朽化や凍上によって路面に凹凸が発生し歩行者や車両の通行に支障をきたしている路線が数多くある。 また、新規に宅地化した地域に未改良の市道が存在し、早期の道路環境整備が望まれている。	計画的な維持補修を実施する。	歩行者や車両が安全に通行できる道路環境整備のため、路盤改良や道路施設の整備、舗装補修を計画的に進める必要がある。 また、路面清掃や側溝清掃など、道路環境美化のための適切な維持管理も計画的に進める必要がある。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
橋りょう維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適、安全な橋りょう環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。	橋りょうの定期的な点検やパトロールにより、安全確保や適正な維持管理に努め、必要に応じた補修を行うほか、長寿命化計画を策定し計画的な改修を行う。	1,788	A	現在の橋りょう数78橋のうち、30年以上経過した老朽橋りょうが38橋あり、通行者の安全確保が求められている。	計画的な維持補修を実施する。	歩行者や車両が安全に通行できる橋りょう整備のため、橋梁長寿命化計画を策定し計画的な維持補修により橋梁の延命と安全を確保する。	現状維持

2 生活・環境

(1) 都市基盤

③ 交通体系の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
生活交通確保対策事業	市民課生活交通係	市民	住民が日常生活を維持していくために必要不可欠である生活交通路線を維持・確保するための措置を講ずることを目的とする。	住民の生活交通体系を確保は、その路線を運営する民間のバス会社の運営状況(経営状況)に密接に関わっているため、市として、どう支援等をしていくかの将来的な展望(施策)を検討する。	18,627	B	人口の減少及び自動車の普及により、公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、事業者は経営改善のため、減便などの対策を講じるものの利便性が低下、利用者の減と悪循環となっている。	①利便性を向上させ利用者の増を図る。 ②事業者に対し経費の節減に努めさせ、安定した経営を図ってもらう。	芦別市における公共交通のあり方を協議する市民参加型の交通会議を設置し、市民アンケートやバス乗降調査などを実施し、市民要望を把握しどのような交通体系が必要なのか協議等を行いつつ、バス事業者の経営改善や利便性の向上を目指す。	見直し(改善)

2 生活・環境

(1) 都市基盤

④ 通信・情報化の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
情報通信基盤整備業務	総務課庶務係	市内全域	平成23年7月24日地上デジタル放送完全移行に伴う未整備地域の解消を図るものであるが、当該事業は市の事業としてではなく、国策において実施されたものであり、事業も概ね平成22年度をもって完了する予定である。	全ての住民が地上デジタル放送に完全移行できるよう務める。	40,078	A	平成23年7月24日地上デジタル放送の完全移行	生活弱者への対応に十分配慮するとともに、難視聴地域住民対策による5年間の暫定衛星パラボアンテナ無償支援対策に対し、住民の負担が伴わない国の支援策が図れるよう関係機関へ要望する。	地上デジタル放送相談会の開設、支援策及び周知等により、全ての住民が完全移行できるよう関係機関と取り組む。また、新城・黄金地区などの一部には地デジ難視聴地域があり、衛生放送により対応を図ったが、東京キー局の放送であるため地域情報を入手できない状況となっている。引き続き、国に対し、難視聴格差是正に向けての対応を要請していく。	現状維持

2 生活・環境

(2) 生活環境

① 自然環境の保全

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
環境審議会運営事務	企画課まちづくり推進係	環境審議会委員	環境基本条例の規定に基づき設置された市長の附属機関である環境審議会は、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、環境の保全、活用などに関する基本的な事項や具体的な事業について審議することを目的とする。	まちづくり基本条例の大きな柱である「市民参加と協働」の趣旨に基づき、市民、事業者、各種団体などと密接な連携を図り、地域における環境に対する取組を進めることが重要となる。大きく3つの対象分野に係る具体的な事業等について審議する。 ①生活環境(ごみ、リサイクル、エネルギー及びバイオマス) ②自然環境(農業、森林、野生生物、水、緑化及び地球温暖化) ③教育・学習環境(環境美化、環境教育、環境学習)	51	B	環境基本条例に基づき、環境基本計画を策定し、環境に対する取組を行っているが、今後どのように推進していくかが課題である。	地球温暖化防止や新・省エネルギーの推進と運動させ、芦別市が目指す「良好で快適な環境を守り育て、安心して暮らせるまち」を目指して、今後も環境審議会の活発化、市職員の意識改革等を図っていく。	・それぞれの役割(市、市民及び事業者)において、推進すべき取組を更に具体化し、環境基本計画の進行管理を実施しなければならない。 ・平成22年度においては、「省エネルギー対策事務」も本事務事業の中で抱合して実施してきたが、平成23年度からは「省エネルギー対策事務」を別事務事業としたため、平成23年度からは人件費が大きく減少することとなる。環境審議会運営の事務は現状を維持する。	現状維持
ごみ収集事業	市民課環境衛生係	ごみを排出する全世帯	市内全域をごみの収集日・収集地区表に基づき円滑に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	・ごみ収集車の適正な補修、更新 ・ごみ収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監視監督	90,839	A	①ごみ収集の要となる、ごみ収集車について、計画的に更新する必要がある。 ②分別間違のごみが残され、出し直されずに放置されるケースも多く、衛生管理上問題のあるごみステーションも存在している。	①使用年数等による計画的なごみ収集車の更新により、ごみ収集に支障が生じないように努める。 ②分別間違いのごみが残され、出し直されずに放置されるケースも多く、衛生管理上問題のあるごみステーションも存在している。	①ごみ収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。 ②ごみステーションに放置されるごみが減っていない状況が続くようであれば、ごみ出しした者の責任が明確となる戸別収集方式の導入について調査研究する必要がある。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
ごみ減量化推進事業	市民課環境衛生係	芦別市廃棄物減量等推進会議委員(14名)	廃棄物減量等推進会議を年2回開催し、一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進その他必要な事項に関して調査審議し、市長の諮問に応じて答申する。	会議及び先進地事例視察の開催により、一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進その他必要な事項に関して理解を深める。	91	B	ごみの減量化、資源リサイクルの促進につながる、会議内容、先進地視察となるよう努めていく必要がある。	リサイクル率の高い先進地の事例について調査し、会議にて報告する。近隣であれば視察を行う。	会議上で活発な意見交換が図られるよう、会議内容を充実させていく。	現状維持
ごみ処理センター運営管理業務	市民課環境衛生係	ごみを排出する全世帯	芦別市ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑な一般廃棄物(一般ごみ、粗大ごみ)の理め立て処分に資する。	・ごみ処理センター施設・設備の適正な維持管理 ・ごみ処理センター管理業務等委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監視監督	36,541	A	施設開設後、20年近くを経過し、今後、設備や機器の修繕・更新が見込まれる。	適正な維持管理により、施設の設備や機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な整備に努める。	施設・設備等の適正な維持管理の継続	現状維持
ごみ処理事業	市民課環境衛生係	ごみを排出する全世帯	ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理を行い、円滑なごみ処理事業に資する。	適正な指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションに対する設置補助、三市二町による生ごみの広域共同処理の継続により、円滑なごみ処理事業に資する。	66,199	A	生ごみの更なる減量化に努める必要がある。	コンポストの購入補助金を継続していく。	室内で使える家庭用電動生ごみ処理機の購入補助金制度について調査検討する。	現状維持
資源ごみリサイクル推進事業	市民課環境衛生係	ごみを排出する全世帯	芦別市資源ごみ保管施設の適正な維持管理を行い、資源ごみをリサイクルし資源の有効活用、ごみの減量化を図る。	・資源ごみ保管施設・設備の適正な維持管理 ・資源ごみ保管施設管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監視監督 ・資源ごみの適正な分別に係る広報や現地指導	20,737	A	資源ごみリサイクルの要となる、プラスチック製容器包装減容機(発泡スチロール用)、空き缶プレス機等の機器について、今後、更新が見込まれる。	適正な維持管理により、機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な更新に努める。	施設・機器等の適正な維持管理の継続	現状維持
緑の分権改革推進事業	商工観光課商工観光係	市民等	芦別市地域新エネルギービジョンに基づき、循環型社会の形成及び地域産業の活性化に向け、平成22年度における国の委託事業である「緑の分権改革」推進事業により、クリーンエネルギーの利用システムの構築及び将来の事業化について検討する。	木質バイオマス及び廃食用油のクリーンエネルギー資源について、市内における賦存量や利用可能量調査、事業化実証調査を実施する。 また、芦別市クリーンエネルギー有効利用検討会の設置や専門指導員を招聘し意見・助言を求めるとともに、市民参加による検討を進めるとともに、新エネルギー利用に積極的に取り組む道内先進地への視察を行う。	35,526	A	木質バイオマス:林地残材の確保等、燃料の受入先の確保 BDF:廃食用油の収集システムの構築、副産物処理、冬期間の活用	事業化に向けクリアしなければならない課題(木質:林地残材の確保等、燃料の受入先の確保、BDF:廃食用油の収集システムの構築、副産物処理等)が整理されたため、課題解決に向けた組織づくりや関係機関団体との協議が必要である。	1次評価時点においては、平成23年度も国の委託事業採択を受けるべく、拡大重点化を図ることとしていたが、申請の結果不採択となったことから、本事業は終了とする。 なお、今後は、木質バイオマスボイラーの導入や廃食用油有効利用など新エネルギー政策推進の中で、拡大重点化を図り、課題解決に向けた組織づくりや関係機関団体との協議を行っていく。	終了

2 生活・環境

(2) 生活環境

② 環境衛生の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
斎場運営管理業務	市民課環境衛生係	遺がいの火葬、汚物(えな、産わい物)の焼却、身体の一部の焼却を必要とする者	芦別市斎場の適正な維持管理により円滑な火葬業務に資する。	・火葬炉の定期点検、修繕等の適正な維持管理 ・斎場管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監視監督	10,363	B	火葬業務の要となる、火葬炉について、火葬中に故障等が生じないよう、適正な維持管理を継続して行う必要がある。	火葬に支障が生じないよう、定期点検の継続により、修繕箇所を早期発見に努め、計画的な修繕に努める。	火葬炉の耐用年数は約20年といわれており、23年が経過していることから、施設の更新も視野に入れた検討を行う必要がある。	現状維持
墓地運営管理業務	市民課環境衛生係	墓地を使用する市民(市内に住所を有する世帯主) ※市長が特別の理由があると認めるときは、市外に住所を有する者であっても願ひ出ることができる。	墓地の適正な維持管理及び造成を図り市民の需要に応える。	・墓地の清掃等による適正な維持管理 ・市民の需要に応えた墓地の造成	2,803	A	市民の需要に応えた、墓地の造成に努める。	墓地の需要を的確に見極め、計画的に造成を行う。	新規墓地区画の造成に当たっては、桜ヶ丘霊園内に新たな用地を確保し造成することとしているが、限界があることから、既に用地取得を終えている(仮称)西芦別霊園用地を含め、本市における墓地のあり方を調査検討していくこととして取り進める。	現状維持
公衆浴場確保事業	市民課環境衛生係	公衆浴場を利用する者	住民の保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要となる助成を行い、その経営安定と廃業防止を図る。	公衆浴場に対する経営安定と廃業防止に必要な助成(補助金の交付)	5,614	B	市営住宅(あけぼの団地、さつき団地)の建替えによって、内風呂が設置されたことにより、渓水湯、上芦別共同浴場については、入浴者数が減っていることから、経営安定のための対策が必要である。	浴場利用組合と密接に連携を取りながら、経営の安定化に努める。	経営の安定化が図られるよう、補助金の交付を継続し、廃業防止に努める。	現状維持
環境衛生向上業務	市民課環境衛生係	・一般市民 ・有害ごみを排出する者 ・地域墓地使用者 ・犬を飼養するもの	・動物の死骸の回収、有害ごみの回収、地域墓地の草刈等環境美化の推進等により快適で衛生的な生活環境の確保に資する。 ・犬の飼養者に対し、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等により適正な飼養をするよう周知し、公共の安全の確保に資する。	・環境衛生業務委託業者による、適正な業務の遂行の監視監督。 ・動物の死骸の回収、有害ごみの回収に係る定期的な広報の実施。 ・有害ごみ回収店の確保。 ・犬の飼養者に対する、畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種等の周知徹底及び市集合注射の実施。	1,866	B	犬猫の糞の放置が後を絶たず、市民から苦情が寄せられている。	当面の間、犬の糞の持ち帰り看板の設置、犬の糞の始末は飼い主の義務であることを記載した文書の飼い主に送付、町内会を通じ市民全般に対し環境衛生だより等による広報を定期的に行う等の対策を講じる等、市民のモラルに訴える施策を展開、強化する。	犬の糞の放置に対する、罰則のある独自条例について、先進地を参考として検討を進める。	現状維持
し尿収集事業	市民課環境衛生係	し尿及び浄化槽汚泥収集世帯	市内全域をし尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	・し尿収集車の適正な補修・更新 ・し尿収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監視監督	20,081	B	し尿収集の要となる、し尿収集車の適正な修繕、更新を計画的に行う必要がある。	現在、必要に応じた修繕、14年を目標とした、計画的な更新に努めている。	し尿収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
し尿処理事業	市民課環境衛生係	し尿及び浄化槽汚泥収集世帯	芦別市浄化センターの適正な維持管理を行い、市内全域から収集されるし尿を下水道投入により円滑に処理することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。	・浄化センター(し尿投入施設)施設・設備の適正な維持管理 ・し尿投入施設維持管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監視監督	72,886	B	施設設備や機器の修繕・更新が見込まれる。	適正な維持管理により、施設設備や機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な整備に努める。	施設・設備等の適正な維持管理を継続していく。	現状維持

2 生活・環境

(2) 生活環境

③ 住宅環境の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
建築総務業務	都市建設課住宅係	官公庁及び民間の建築物等の建築主	建築基準法及び関係法令の規定に基づき、建築確認申請審査等の地域に密着した事務を執行することで、住民サービスの向上や市民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資する。	建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査の申請に対する審査業務を掌る。	225	A	建築基準法及び関係法規の改正に伴う、新しい法令基準に迅速に対応することが大きな負担となり、実質上の事務量の増加になってきている。	より迅速で正確に業務を遂行するためには、専門職員を養成する必要がある。	改善を要請しつつ、現状で事業を継続する。	現状維持
市有住宅管理業務	都市建設課住宅係	市が所有する健民センター管理住宅、市職員(市共済)住宅及び特定公共賃貸住宅(深水団地)の入居者及び入居予定者	市有住宅(健民センター管理住宅、市職員(市共済)住宅及び特定公共賃貸住宅)の適正な維持管理を目的とする。	健民センター管理住宅、市職員(市共済)住宅及び特定公共賃貸住宅(深水団地)の修繕等を行い適正に維持管理し、住宅環境の充実を図る。	1,118	A	入居者からの要望の多様性により、大規模な修繕が課題である。	入居者からの意見を取り入れられる事項については、取り入れ定期的(計画)修繕を講ずる。	該当する修繕には、入居者の要望を少しでも反映させ、計画修繕の充実を図る。	現状維持
公営住宅管理業務	都市建設課住宅係	市営住宅、改良住宅及び道営住宅。(工事関係・火災警報器設置:あけぼの団地、屋根葺き替え:ことぶき団地)	公営住宅の維持管理及び良好なストックの形成を目的とする。	公営住宅を修繕等による適正な維持管理により、住宅環境の充実を図る。 消防法の規定に沿った火災警報器を設置する。 屋根葺き替え工事等の計画的な修繕を行うことにより建物の寿命を延ばし、良好な住宅ストックを確保する。	57,432	A	建物の設備等(給排水、壁)の老朽化が著しいことから継続的な経費確保が課題である	計画修繕等の精査及び充実を図る	入居者の要望等に沿った整備及び計画修繕を進める	現状維持
公営住宅建設事業(債務負担分)	都市建設課住宅係	あけぼの団地	老朽・狭隘化した公営住宅の建替の推進(あけぼの団地建替事業)	あけぼの団地については、公営住宅ストック総合活用計画に基づき建替事業を進める。	235,556	A	住宅ストック計画の拡充	関係部署との協議	ストック計画による長寿命化を進める	終了
公営住宅建設事業	都市建設課住宅係	あけぼの団地・さつき団地・新あけぼの団地	老朽・狭隘化した公営住宅の建替の推進(あけぼの団地・さつき団地の建替事業)と良好な住宅地の供給の推進(新あけぼの団地の除却事業)を図る	公営住宅ストック総合活用計画に基づき建替事業を進め、ストック計画で建替重点団地と位置づけられたさつき団地は、現地建替事業を実施。これにより住環境の整備を図るとともに、高齢入居者の冬期間の除雪の軽減と歩行の安全性を確保する。新あけぼの団地については、用途廃止によってあけぼの団地に集約し、跡地の有効活用を推進する。 平成22年度あけぼの建設、新あけぼの団地除却事業、さつき団地建設、除却の4件。 平成23年度さつき団地建設、除却。 平成24年度さつき団地建設、除却。	179,783	A	跡地の有効活用が課題である。	今後、跡地の有効活用に向けた方針の検討を進める	公営住宅建設計画(ストック計画等)に基づき事業を進める。	現状維持
移住・定住促進業務	企画課まちづくり推進係	首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。	本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。	受入体制の整備充実、本市の快適な住環境を道内外に向けて積極的に情報発信を図るほか、宅地分譲地の販売促進・整備充実、空き地・空き家情報の集約を実施することにより、移住・定住を促す住環境の整備を図る。	416	B	少子高齢化の進行に伴う人口減少により、地域活力が失われる中、首都圏を中心に「団塊世代」が大量退職期を迎えており、移住や地域居住などの志向が高まっている。 このような志向に対応することで、人口減少に歯止めをかけることにも交流人口の増加を図り、地域活性化を図る必要がある。	①移住ワンストップ窓口、移住ホームページ、移住パンフレットによる情報発信 ②北海道、北海道移住促進協議会、市内関係団体・企業との連携 ③西芦別地区宅地分譲との連携 ④空き医師住宅を活用した「お試し移住体験ハウス」を整備し、短期居住体験事業を展開 ⑤定住者の呼び水として、住宅の新築又は中古住宅の取得に対する助成制度の創設を検討	地域活性化へつながる移住ビジネスモデルの検討や民間との連携・協力による事業展開・組織化の検討を進める必要がある。 平成23年度からお試し移住体験をスタートさせ拡大を図っていくが、将来的に体験者が移住・定住者となっていくための事業として引き続き検討を行う。	拡大重点化

2 生活・環境

(2) 生活環境

④ 水道施設の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
西芦別地区簡易水道事業施設管理業務	上下水道課業務係	西芦別地区(西芦別町、東頼城町、頼城町、玉川町)において水道を使用している市民及び事業所等	西芦別地区の水道施設を適正に管理運営することで、地域住民に安全で良質な水道水を安定供給することを目的とする	水質基準に配慮し、水道施設の点検・調査を定期的実施するとともに、漏水事故防止に努める	12,016	A	安心安全な水を供給するための施設管理及び維持	費用対効果のある保守点検を実施していく	平成25年度に上下水道事業と統合することから、それまでは現状維持とする	現状維持
新城町簡易水道事業施設管理業務	上下水道課業務係	新城町において水道を使用している市民及び事業所等	新城町の豊かな水源を活用し、地域住民に安全で良質な水道水を安定供給することを目的とする	水質基準に配慮し、水源地の保全に努めるとともに適切な維持管理により施設の機能を保持する	8,237	A	人口減等による収入の減少から、維持管理費の財源確保が難しくなっている	支出を抑制するとともに、経営の合理化を図る	平成25年度に上下水道事業と統合することから、それまでは現状維持とする	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

(2) 生活環境

⑤ 下水道・排水施設の充実

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
公共下水道維持管理業務	上下水道課業務係	下水道を使用している市民及び事業所等	都市基盤である下水道施設の維持管理業務を計画的に行い、施設の機能を確保するとともに延命化を図る	下水道施設の計画的な点検、調査を実施し、修繕等について早期に対処する	27,520	A	施設の老朽化等による修繕費の増加	マンホールポンプ保守点検及び管路施設調査清掃等により、補修箇所を早期発見、修繕に努める	平成23年度より管きよの整備事業が休止することから、今後は維持管理事業を計画的に行い、施設の機能を保持するとともに延命化を図っていく	現状維持
公共下水道整備促進事業	上下水道課業務係	下水道を使用している市民及び事業所等	下水道未普及区域の解消を図り、快適な住環境整備の促進及び水質環境を保全する	下水道認可計画区域内の污水管整備を実施し、水洗化区域を拡大するとともに、水洗化率の向上を図る	28,744	A	整備事業から維持管理事業への移行及び供用開始区域内における水洗化率の向上	下水道長寿命化計画を作成し、長寿命化対策及び改築更新を進めるとともに、戸別訪問等により水洗化を促進する	下水道長寿命化支援制度を活用し、施設の延命とコストの削減に努める。また、水洗化の促進により安定した収入の確保に努める	現状維持
石狩川流域下水道管理業務	上下水道課業務係	下水道を使用している市民及び事業所等	石狩川流域区域下水道区域で排出される汚水を一括処理することにより、コストの削減が図られるとともに、市町が連携することで安定した下水道処理体制が確立される	汚水処理等に対する費用を、負担割合及び水量負担により支払う	42,555	A	汚水の終末処理にかかる負担金の支払いであるため、現状課題はなし	特になし	本市から排出される汚水量で算出される負担金であることから、今後も継続して実施する必要がある	現状維持
石狩川流域下水道工事負担金	上下水道課業務係	下水道を使用している市民及び事業所等	下水汚泥の広域処理施設について、改築更新工事を実施し、処理能力を向上させることにより、公共用水域の水質保全及び流域内の生活環境の整備が図られる	石狩川流域下水道の処理場、管渠等の改築更新工事に対する費用を、北海道と関連市町で負担する	15,496	A	施設の老朽化に対する改築更新が増えてきているため、負担金の増加が見込まれる	必要経費であることから、起債を活用し対応する	北海道が主体となって実施する事業であり、汚水処理に必要であることから今後も継続して実施する。	現状維持

2 生活・環境

(2) 生活環境

⑥ 公園・緑化の充実

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
カナディアンワールド公園管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	観光施設や観光資源の有機的な結合と適切な施設等の維持管理により、自然豊かな本市の地域イメージである「星の降る里」にふさわしい魅力的な観光ルートの形成を図る	カナディアンワールド公園の適切な整備及び維持管理	14,165	B	公園利用者の増加はもとより、施設の老朽化による管理・運営上の安全性の低下や美観・景観の悪化、また、それらを改善するための財源の確保が今後の課題である。	観光客誘致のための周知・PR、計画的な施設の修繕を行う。	観光客誘致のための効果的な周知・PR活動、修繕に係る費用の財源を模索する。	現状維持
公園管理業務	都市建設課土木係	市民	市民が安心して憩うことのできる公園整備と安全管理を目的とする。	市民が安心して利用できるような公園遊具の日常点検や有資格者による定期点検の実施。また、市民が憩える空間を確保するために公園施設の清掃や草刈り、公園樹のせん定などの維持管理と未開設公園や法で定められている公園台帳の整備を行う。	62,109	B	現在管理している公園数は58公園あり施設や遊具が老朽化している中、安全な遊具の維持管理や公園樹木等の環境整備が課題である。	安心して利用でき、多くのかたが憩いの場として集える公園として維持するため、日常の安全点検や清掃、定期的な草刈り、樹木の剪定を実施する。	公園長寿命化計画を策定し、施設・遊具の補修や花木の植栽等の整備を行うとともに、地域のニーズに合わせた公園の再整備を検討する。	現状維持
緑化推進事業	都市建設課土木係	市民	地域で花や緑を育て、植物を育て慈しむ心を通じて、人間社会における「思いやり」を育てることを目的とする。	「花いっぱい運動」で、町内会などの各種団体に協力依頼し植樹樹等に植える花の苗の育成をする。また、北海道開発局の事業である「フラワロード38」、北海道札幌土木現業所の事業である「ふれあいの街クリーン事業」と連携した取組を推進する。	4,597	B	芦別市花と木緑化推進事業計画に基づいて、市街地等の拠点となる各種公共施設における賑わいのある「緑」の風景づくりと、市民との協働による植樹樹等の景観整備によるまちづくりを進めること。	市民との協働により植樹樹等への花木の植栽を行うほか、街路樹や公園樹の適正管理、道の駅やなまこ山総合運動公園等の集客施設の緑化を計画的に進める。	本事業はまちの美化を市民協働で行うことにより、人間社会における思いやりの心を育てることを目的とし、年間恒例行事として今後も展開していく必要がある。事業実施における課題として、植栽後の雑草処理など管理が不十分であったとの課題もあることから、現状を維持しながら芦別市花と木緑化推進事業計画を柱とした花と木によるまちづくりを推進し、課題についても改善していく。	現状維持

2 生活・環境

(3) 安全・安心な生活

① 消防・防災対策

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
消防総務	総務予防課総務係	消防職員、消防庁舎	多様化する各種災害に備えるために必要な消防職員の資質の向上及び健康管理を図るとともに、消防庁舎の維持管理を行い消防行政の円滑な推進を図る。	特別健康診断による健康管理。各種研修、会議等による知識、技能の習得。	5,166	B	特になし	特になし	職員の資質向上及び健康管理の必要性は普遍的であり、そのための健康診断や、各種研修等を今後も引き続き継続していく必要がある。	現状維持
火災予防活動業務	総務予防課	芦別市民	市民の生命、財産を火災から守る使命及び火災予防の普及・啓発を図ることを目的とし、安全かつ、明るいまちづくりを目的とする。	火災予防業務の適切な実施と、芦別市防火管理者協会等の外郭団体、町内会、婦人防火クラブや幼少年消防クラブなどの活動を通じて、火災予防及び住宅用防炎警報器の普及・啓発を図る。	136	A	今年度の火災予防活動業務全般における取組に関しては、当初の目的を達成し、一定の成果を得ることが出来たが、今後においても市民の安全・安心を確保するため火災予防の普及・啓発及び住宅用防炎警報器の設置促進を図る必要がある。	少ない事業経費でより効果のある活動を展開するために、市内のイベント(芦別産業フェスティバル等)を利用して広く市民に対し火災予防の普及・啓発及び住宅用防炎警報器の設置促進を図る。	次年度以降においても市内の各種イベントを利用した火災予防活動を検討実施していくこととする。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
防火対象物調査業務	総務予防課指導係	防火対象物の防火管理者	火災の未然防止、延焼拡大の抑止、避難誘導の重要性を認識させ、指導することを目的とする。	防火対象物への立入検査を行う。	26	A	防火対象物調査業務については、使用形態、所有、管理形態が複雑多様化していることにより、防火対象物からの災害を防ぐため維持管理等の重要事項を関係者に周知し、理解させなければならない。	防火対象物からの災害を防ぐため、関係者に対して防災に関する知識を周知するとともに、職員に高い教養をもたせる。	これらの目的を達成するため、日頃から職員の教養を高め、質の高い業務を行うことができるよう努める。	現状維持
常備消防災害活動業務	警防第1課警防係	市民	複雑多様化する災害に対応するために、資機材及び庁舎等の整備を図り、職員の技能の強化のため訓練を実施し、消防活動の充実を図る。	資機材及び庁舎等の整備を図り、職員の技能の強化のため訓練を実施し、消防活動を円滑に遂行できるよう管理する。	4,181	A	複雑多様化する災害に対応するため職員の訓練、及び消防資機材の充実を図る必要がある。	職員の訓練はもとより、資器材の充実を図る。	職員の訓練はもとより、消防団の訓練や指導をより積極的に進め、有難い活動を行うための体制にできるような日頃から団員と連携を密にしていけることが必要である。	現状維持
危険物施設・火災調査活動業務	警防第2課保安係	市民、危険物施設事業所等	火災を専管している消防が「火災」から得られる原因と損害の調査によって、火災による人命と財産の保全を図ることを目的としている。また、危険物規制に関する政令に基づき、許認可事務並びに立入検査等を適正に執行し、危険物施設の保安管理の充実・強化を図ることを目的としている。	火災原因調査、危険物規制事務、立入検査	47	A	火災原因調査、危険物規制事務については、普遍的な業務であり過去においても最大限の知識をもって業務を遂行しているが、近年、これらの業務において更新する高度な知識が求められている。	火災原因調査、危険物規制事務を円滑に業務を遂行するために都道府県単位で研修会が開催されているため、有効に活用していく。	これらの研修会に職員を派遣し、教養を高め、質の高い火災原因調査、危険物規制事務を行う。	現状維持
救急・救助活動業務	警防第2課救急救助係	市民	近年、高齢化の加速、疾病構造の多様化に加えて、交通事故の多発等により、傷病者に対するプレホスピタルケアの充実が求められている。また、地域住民の、救急・救助業務に対する期待と信頼に応えるために救急・救助隊員としての学術技術の習得、教育訓練の充実を図る。	救急救助業務に対する、職員の技術の向上を図るとともに、市民に対する応急手当の知識と技術の普及による啓発活動の推進のために、資器材を計画的に更新する。	2,465	A	救急救助業務については、市民の期待と信頼に応えるため、学術技術の習得、教育訓練の充実が求められている。	救急救助業務については、救急・救助隊員の学術技術の維持のために、必要な研修会に参加する。	救命率の向上を目指し、救急・救助隊員の教育訓練の充実を図り、市民ニーズに応える。	現状維持
消防団活動業務	総務予防課総務係	芦別市消防団員	消防団員の入団から退団までの基本経費及び消防団業務の基本となる防災、啓蒙活動の必要経費。	消防団(団本部・女性消防部・第1～第7分団に分けられる)が予防広報や災害等に対する出動及び、各種研修を安全且つ円滑に遂行出来るよう管理する	27,897	A	予防広報、各種研修・訓練は限られた予算枠の中で、分団の自主性により行われている。	各分団において、効果的・効率的に消防団活動を行っていく。	消防団活動を効果的に推進するために、予防広報・各種訓練・研修等は必要不可欠であり、最低でも現状を維持しながら継続していく必要がある。	現状維持
非常備消防災害活動業務	警防第1課警防係	市民	複雑多様化する災害に対応するために、資機材及び庁舎等の整備を図り、団員の技能の強化のため、訓練を実施し、消防活動の充実を図る。	資機材及び庁舎等の整備を図り、団員の技能の強化のため、訓練を実施し、消防活動を円滑に遂行できるよう管理する。	3,954	A	各分団の団員不足が課題である。	担い手不足の特効薬は見つかっていないが、引き続き各分団で勧誘等を行っていく。	消防団の活動が十分に発揮できる体制の整備を引き続き行っていく。	現状維持
消防設備維持管理業務	警防第1課管理係	市民	災害等の被害を最小限に抑えるためには、災害等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うために、消防設備の維持管理を図る。	消防設備は、故障等により、災害出動等に支障をきたす場合、市民に甚大な被害が生じる。そのため、常時点検及び修繕を行い、災害出動等に支障のないように維持管理を図る。	708	A	長期に渡る使用により、資機材の損耗及び経年劣化が生じてくる。	災害への対応に支障がないように、適正な維持・管理を図る。	資機材の損耗及び経年劣化は必ず生じてくるものであり、災害現場での活動に支障がないよう整備購入計画を立てるとともに、適正な維持・管理に一層努める。	現状維持
消防車両維持管理業務	警防第1課管理係	市民	災害等の被害を最小限に抑えるためには、安全、確実、迅速な対応を図っていかなければならないため、消防車両及び附属する資機材の維持管理を図る。	消防車両及び附属する資機材の故障等により、災害出動等に支障をきたす場合、市民に甚大な被害が生じる。そのため常時点検及び修繕を行い、災害出動等に支障のないよう消防車両及び附属する資機材の維持管理を図る。	5,855	A	現在、財政的な理由から消防車両の使用年数を24年と定め運用しているが、車齢が増すに従い故障が増え、ポンプ性能の低下も懸念される。	常時、適正な点検を行い、不具合箇所の早期発見に努める。	消防車両の故障は、災害の出動体制に重大な支障をきたすため、より一層の日常点検に努める。	現状維持
消防水利整備事業	警防第1課警防係	消火栓及び防火水槽	消防水利を保全することにより、災害活動の効果を促進させる。	消火栓の新設、木造防火水槽の埋め戻し	2,603	A	災害時に対応できるよう消防水利の維持管理の強化を図る必要がある。	消防水利の設置数を増設することや、消防水利の維持管理の強化を図る。	消防水利の維持管理を強化することで災害時の被害の軽減を図っていく。	現状維持
救急救助用車両等整備事業	警防第2課救急救助係	市民	市民の「安心・安全なまちづくり」を進めていくために、老朽化した既存の高規格救急自動車を、新規の高規格救急自動車へ更新し、救急体制の整備及び強化を図る。	救急隊員に対する専門教育の充実・強化並びに一般市民に対する救急自動車の適正利用の促進及び応急手当普及活動を積極的に実施する。	27,009	A	救急車両の老朽化及び車載積載品(高度救命資器材)の故障が起こらないようにする必要がある。	救急車両及び最新の医療機器を購入して、多様化する傷病者の病態を、より正確に把握できるように更新する。	今後14年更新として、より質の高い救急活動を実施し、市民に対して提供していく	終了
消防車両等整備事業	警防第1課管理係	市民	現在の災害様態は、火災、地震及び風水害等、多種多様化する傾向にある。これらの災害から住民の生命、身体、財産を保護する重要性も増していることから、被害の軽減及び住民の安心安全確保のため、消防車両を始めとする消防防災施設等の計画的な整備更新を目的とする。	消防車両の老朽化により出動体制に支障が生じないよう円滑な出動体制を確保するため、消防車両等整備計画を見直しながら計画的な整備・更新を図る。	22,329	A	車齢、車両整備記録等のデータにより整備順位を決めているが、ポンプの性能、部品の劣化等も整備順位の決定に際し考慮する必要がある。	一定の年限を超えた消防車両については、ポンプ性能試験を行い、その結果を消防車両等整備計画に反映させる。	災害出動に支障をきたさぬよう、第5次総合計画で策定した消防車両等整備計画を進めていく。	現状維持
防災業務	総務課庶務係	市内全域	本市における災害発生時に的確に対応し市民の生命、財産を守るとともに、本市の地域実情を踏まえた防災対策の確立を図ることによって、災害による被害を未然に防止する。また、関係機関との連携を図り、市民に情報を恒常的に提供し、市民の防災意識の向上を図る。	市民が参加する防災訓練を実施し、各種防災訓練情報を市民に提供する。	46	B	市民の防災意識を高めることと、本市に見合う現実的な訓練に係るシミュレーションが困難。	地域に向いた防災講座の実施などから、市民の防災意識の向上を図るとともに、全国で実施している防災訓練の実態を参考に意義ある訓練の実現を図る。	防災訓練の実施により住民・行政・防災関係機関等の相互協力体制の強化及び生活必需品等災害時の備蓄物資を計画的に整備し、防災意識の高揚を図るとともに、公共施設の耐震化を推進するなど拡大重点化を図る。	拡大重点化

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境 → (3) 安全・安心な生活 → ② 治山・治水・河川整備

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
河川維持管理業務	都市建設課土木係	市民	快適、安全な河川環境の創出により、河川を適正に利用できるとともに、流域の安全確保することを目的とする。	河川の災害を未然に防ぐため、継続的な監視パトロールや関係機関との情報交換を密にし、安全確保に努めるとともに、危険箇所の改修を行う。	3,655	A	現在管理している普通河川は89河川、総延長451.2kmで、近年、集中豪雨の影響で被害を受けた河川があり緊急な対応が必要である。	市民の生活環境や施設を保護するため、危険箇所については河川工事及び護岸工事等の対応が必要である。	民家や農地に隣接している河川や大雨時に氾濫の恐れがある河川については、計画的に河川改修工事及び護岸工事を実施する。	現状維持

2 生活・環境 → (3) 安全・安心な生活 → ③ 除排雪対策

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
除排雪事業	都市建設課土木係	市民、除排雪業務受託者	冬期間の降雪による交通の制約を軽減し、安全・安心・快適な冬の暮らしを提供することを目的とする。	除排雪計画に基づいた除排雪業務の適切な実施と、作業効率の低下した除雪機械の計画的な更新、更にオペレーターの確保に向けた委託業者との連携強化をし、安定的で効率的な除排雪業務を推進することで維持管理経費の抑制を図る。	158,739	A	毎年策定している除排雪計画により実施しており一定水準の道路環境は保たれているが、毎年変動する降雪状況により、多様化する要望に苦慮している。また、除排雪機械のオペレーターが高齢化しているが、若年層が少なく人材の確保が難しい。	除排雪作業を芦別道路維持管理協同組合に全面委託し市民要望に迅速に対応している。また、同組合は各企業が集合している組織であり、高齢化しているオペレーターの後継者を各企業が丸ごと育成できるよう配慮している。	老朽化した除排雪機械の計画的な更新や除排雪事業への新規参入の確保に努め、迅速かつ効率的な作業体制の整備と強化を図る。	現状維持

2 生活・環境 → (3) 安全・安心な生活 → ④ 交通安全・防犯対策

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
交通安全対策事業	市民課生活交通係	市民及び芦別市交通安全対策推進協議会・芦別交通安全協会・芦別市交通指導員。	市内における交通安全の確保、交通事故抑止特に「交通事故抑止」を目的として事業を効果的に推進し、運転者の各事業及び一般家庭道徳と交通文化の進展に寄与することを目的とする。	国・道・警察等の行う交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取り組み等により、参加、協働型の交通安全活動を推進する。	3,369	A	芦別市においては、高齢化が著しく、高齢者自らが安全行動を実践できるような効果的な広報・啓発活動を継続して実施していく必要がある。	芦別市交通安全推進協議会本部を中心に、老人クラブ連合会などを通じて、広報・啓発活動を実施したり、交通安全運動に参加してもらうことにより、交通安全意識の高揚を図る。	交通事故を減少させるためには、何より各自の意識改革が必要であり、そのためにも交通安全教育をはじめ、有効な事業内容の検討を行い、今後も関係団体と連携を図り、各種交通安全対策を積極的に推進していく。	現状維持
地域社会浄化事業	市民課生活交通係	市民	犯罪を抑止するため、市民(地域)の防犯力(市民の防犯意識の普及啓発、防犯体制の強化)を高める。	市民の防犯意識の普及啓発を図るための講演会等の開催、地域の防犯体制を強化するための取り組み(地域パトロール活動、防犯灯の維持管理)を行う。	7,853	A	防犯への取り組みを推進するためには、犯罪の被害者となりやすい社会的な弱者である児童・高齢者・障害者に対する対応や犯罪の発生を未然に防ぐ、あるいは、身近な問題(軽犯罪)として収めるための地域づくり(監視の目が行き届いている。)が必要であり、これが大きな課題となっている。	防犯への取り組みは、市民一人ひとりが自分のこととして考える「自助」が基本であるが、上記の課題に対する対応としては、「共助」という町内会等の地域的なサポート力を高めることが必要であり、そのために市が先頭に立って防犯都市宣言を推進する会の構成団体等と連携を図りながら、今後も継続して防犯に効果的な各種施策や啓発を行っていく必要がある。	防犯への取り組みは、少子化や核家族化、高齢化社会という状況のなか、今後、ますます重要性を増すものと考えられ、防犯都市宣言や条例に沿った全市民的な取り組みを進めていく必要がある。犯罪のない安全安心な地域の実現は、本市における重要課題であり、市民、事業者、関係団体と協働で防犯活動に取り組むことが必要である。また、これと併せて、地域の防犯としての最低限の社会資本である防犯灯を今後も継続して維持管理をしていく必要がある。	現状維持

2 生活・環境 → (3) 安全・安心な生活 → ⑤ 消費者対策

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方針	今後の方向性	
消費者対策事業	市民課生活交通係	市民	消費者が安全・安心な暮らしができるように、暮らしに役立つ情報等を提供する。	悪質な詐欺等の被害を未然に防ぐため、暮らしに役立つ情報等を提供する。	715	A	多様化する消費生活に関する問題に素早く対応しなければいけない。	全国消費生活情報ネットワークシステム等を通じた様々な情報を収集し消費者に伝えていく。	消費生活相談は複雑化・高度化していることから、消費生活相談の資質向上や消費者教育等の啓発対策事業を継続していく。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

(1) 農林業

① 農業の振興

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
農業委員会活動業務	農業委員会事務局 農地係	農業者等	・優良農地の確保と有効利用 ・担い手への農用地の流動化と利用集積の促進 ・行政機関等への建議、諮問答申 ・農業者年金制度の普及推進	・優良農地の確保のための農地制度の適正執行の推進 ・農用地の効率的利用調整と担い手の確保に資する政策の推進 ・農業者との意見交換を実施し、意見を積み上げ、建議 ・農業者年金制度の周知徹底と加入推進	11,948	B	農地法の改正に伴い、事務処理等が大きく変わった部分がある。	研修・説明会等により変更点等把握し、システム改修により適正な事務処理を行えるよう整備する。	農地法の改正等を踏まえ、今後も法に基づき事務を適正に執行する。	現状維持
農業経営基盤強化促進事業	農林課農政係	農業者(主に認定農業者)	近年の農政事情である高齢化、担い手不足などの様々な問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、本市の農業を担う農業経営体の確保を図ることを目的とする。	芦別市担い手育成総合支援協議会を中心とした各種助成事業や農業経営改善計画の立案・指導により、担い手の育成・確保を図るとともに、農業関係資金の融通等による助成措置等で農業経営の安定を図る。 また、農地利用集積円滑化事業等を活用し、認定農業者への農地の利用集積を図る。	4,207	B	経営安定のための資金対応について、現状にあった見直しが必要。	利子補給を実施している営農改善事業資金の条件整備等を現状にあった形に見直す。	担い手不足などの問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、農業経営体の確保を図れるよう利子補給等の事業を継続する。	見直し(改善)
農業担い手対策事業	農林課農政係	認定農業者、新規就農者及び受入指導農業者	将来の本市農業を支える経営感覚に優れた農業者の確保・育成を図り、農業振興と農村地域の活性化を目指す。	農用地の利用集積を推進するとともに、将来、本市において就農することを志す高校・大学等に在学している者に対する修学資金の貸付及び新規就農者の定着に必要な助成を行う。	2,940	B	高齢化や後継者不足による農業従事者の確保が喫緊の課題である。	近年、Uターン就農者が少しずつ増えていることから、新規就農者に対する現行の施策を見直し、Uターン就農者が活用できる支援対策を講ずる。	農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、Uターン就農者の対応を含めた新規就農者に対する施策について、担い手育成条例の見直しを行うなどの対策が必要である。	見直し(改善)
中山間地域等直接支払事業	農林課農政係	農業生産条件が不利な地域	中山間地域等の耕作放棄地発生防止及び多面的機能の維持	生産条件の不利を補うため、中山間地域等への直接支援により、耕作放棄地の発生を防止し、適正な農業生産活動等の維持管理を通じて中山間地域等の多面的機能の維持を図る。	208,224	A	直接支払により、生産条件の悪い農地を何とか維持しているものの、高齢化が進んでおり今後、農地を維持することが困難となりつつある。	次期対策が継続される場合は、対象となる団地を再度精査し、交付金の対象となる農地を検討する必要がある。	生産条件の悪い農地に直接支援を行うことにより、中山間地域の耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能が今後も維持できるよう、現状維持に努める。	現状維持
農業振興対策事業	農林課農政係	農業者、農業関係団体等	農業振興対策全般について、次の事項を中心に施策の展開を図る。 ①戸別所得補償制度対策 ②農業技術の普及 ③消費者との交流による生産意欲の高揚推進 ④都市との交流 ⑤意欲ある多様な経営体の育成・確保 ⑥農商工連携に向けた体制づくり	生産地としての情報発信、生産者による販売促進PR活動及びグリーンツーリズム推進活動。地域協議会全体での新たな農業政策(戸別所得補償制度)への対応を図る。 また、農商工連携に向けた、民間主体の組織づくりに向けた調査・研究を実施。	29,303	B	農商工連携に向けた取り組みを促進するうえで、民間主体の組織づくりが必要。	農商工連携に向けた取り組みを進めるための調査・研究を実施し、体制づくりを進める。	農業関係機関・団体と常に連携をはかり、新たな農業政策(戸別所得補償制度)に対応するとともに、本市の基幹産業である農業の振興をさらに図るため、新たな取り組みとなる農商工連携に向けた体制づくりを行う。	拡大重点化
農地・水・環境保全向上対策事業	農林課農政係	中山間地域等直接支払制度事業区域を除いた地域	農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持を図る。	農業者を中心として地域住民、児童等を含めた活動組織を結成し農業施設の適正な維持管理を行う。	1,253	B	平成23年度で本事業が終了するため、次期対策に向けての検討が必要である。	次期対策への取り組みについては、共同活動による農地の多面的機能の維持に合わせて、農業用施設の長寿命化に関する事業が追加されており、新たな費用負担の問題もことから、受益者の意見を聞いて判断する。	現行の事業については、農業者を中心に、地域住民、児童等と共同活動を行い、引き続き農地の持つ多面的機能が確保できるよう、現状維持に努める。	現状維持
畜産業振興事業	農林課農政係	市内酪農家及び家畜飼養者	安全・安心な畜産物を消費者に供給するため、家畜衛生対策の推進及び畜産農家の経営安定を図る。	家畜診療事業、家畜伝染病の予防事業、酪農施設(堆肥舎)の整備補助及び債務負担整理に関する負担減を行う。	1,424	B	特になし。(今後、酪農経営等に関して、後継者不足の問題が起こりうる)	飼養頭数も減少傾向にあり、後継者の確保に向けての対応について、検討を始める必要がある。	酪農経営の安定や食の安全確保のための支援を引き続き行うことにより、現状維持を維持する。	現状維持
土地改良事業	農林課農政係	芦別市内の土地改良施設	芦別市内の国営施設及び農業用施設を維持管理する。	土地改良区に対し管理費の一部を負担する	7,732	B	各施設の老朽化が進んでいる。	早期に補修を実施し、施設の長寿命化を図る。	農業生産の基盤となる国営施設及び農業用施設を維持管理する土地改良区に対して、引き続き支援(補助)を行う。	現状維持

3 産業・経済

(1) 農林業

② 林業の振興

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
林業振興等業務	農林課林務係	市内民有林、林業関係機関・団体、森林整備担い手対策推進事業、岨山及び岨山自然保護協議会、道指定記念保護樹木、市が管理する林地荒廃防止施設	市内民有林を振興し、森林の有する多目的機能の維持・増進を図り、もって森林資源の保全に資する。 また、森林整備に不可欠な森林作業員の就労の長期化・安定化を図る。 更には、市のシンボリック存在で、学術的にも特異な地質で希少植物が自生する「岨山高山植物保護林」をはじめとする自然の保護及び種の保護を図り、もって貴重な自然環境の保全に資する。	市内民有林の振興に必要な事務事業を行い、関係機関・団体との連携を図り、必要な経費を負担する。 また、北海道が実施する森林整備担い手対策推進事業に要する市町村負担金を負担する。 更には、岨山の保護に資するため北海道森林管理局や北海道等関係機関・団体との連携を図り、官民一体となって岨山に自生している高山植物や自然環境を保護するために設置した岨山自然保護協議会に対し、必要な経費を交付する。	984	B	林業事業体就労者の高齢化が進んでいるとともに、高山植物は自然による回復であるため急激な回復は見込めない。	林業事業体における機械化による効率的な施業を促すとともに、高山植物の盗掘を防ぐため地道な巡回が必要である。	今後とも林業関係団体と連携し新規就労者の確保や効率的な施業を促すとともに、また巡回を継続して高山植物の回復を待つことが大切である。	現状維持

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
民有林振興対策事業	農林課林務係	市内民有林で、市が計画し、森林環境保全整備事業実施要領、里山エリア再生交付金実施要領及び21世紀北の森づくり推進事業実施要領に基づき森林整備を行った森林所有者または当該森林所有者から補助金受領等の委託を受けた芦別市森林組合	市内民有林林業の振興、市内民有林における森林整備の計画的な推進、森林の有する多面的機能の高度発揮及び木材資源の循環	市が計画した森林整備事業を実施した森林所有者に対して、費用の一部を補助する。 このうち、21世紀北の森づくり推進事業実施要領に基づき人工造林等を実施した森林所有者に対しては標準経費の26%に1円を加えた額を、21世紀北の森づくり推進事業に該当しない下刈及び除間伐等を実施した森林所有者に対しては民有林推進事業として査定経費の5%以内の額を補助する。	6,018	A	森林所有者全員に対する、事業の周知がされていない。	森林所有者に対しパンフレットなどを送付して周知を図る。	森林所有者全員が、この事業を理解できるよう推進していく。	現状維持
猟政業務	農林課林務係	農林業関係者、市民	有害鳥獣並びに野生鳥獣に係る住民からの要請及び情報に対して捕獲・防除等を行い、農林業並びに生活環境に係る被害防止及び人間と動物が共存できる環境づくりを推進する。	猟政業務の振興に必要な事務事業を行い、関係機関・団体との連携を図り、必要な経費を負担する。	13,791	A	有害鳥獣の市内における頭数の増大	有害鳥獣の捕獲・駆除を推進するため各関係機関・団体との連携を図るとともに、北海道猟友会芦別支部の協力を得ながら捕獲頭数の増加に取り組む。	将来に渡って持続的な有害駆除体制を構築するためや、ハンターの育成方策を検討する。	現状維持
森林整備地域活動支援事業	農林課林務係	森林施策計画の対象とする森林(公有林及び大企業所有森林を除く)の森林所有者等から選出された代表者または地域活動支援交付金事業に係る事務等の一部又は全部を委託された芦別市森林組合、前記森林のうち人工林と判断される森林で林齢が45年生以下である森林	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策の実施に必要な施策実施区域の明確化作業などの地域活動を実施するための支援を通じて、適切な森林整備の推進、森林の有する多面的機能の確保及び円滑な事業の推進	地域活動の着実な推進を図るために市町村長と締結した協定に基づき、森林施策計画期間を通じて施策実施区域の明確化、作業及び歩道の整備等の地域活動を行った者に対して、対象森林の面積に応じて交付金を交付する。	9,512	A	森林所有者等による計画かつ一体的な森林施策の実施に必要な施策実施区域の明確化などの地域活動を実施するための支援を通じて、適切な森林整備の推進、森林の有する多面的機能の確保及び円滑な事業の推進のため協定参加者の確保を行う。	地域懇談会等を通じて森林所有者へ事業の理解を得る。	地域懇談会等を通じて森林所有者へ事業の理解を得る。	現状維持
市有林管理業務	農林課林務係	芦別市有林及び芦別市森林組合	市有林野の管理及び市有林野の管理に必要な作業路等を安全な状態で維持管理を行う。 また、市有林野の整備、体制強化、事業量及び労働力の調整等を推進し、市内民有林における森林資源の確保に資する。	市有林野に造成した作業路・管理道を維持管理及び整備を行う。 また、市が行政並びに森林所有者として出資し組合員となっている芦別市森林組合へ必要な経費を負担する。	0	A	市有林野の管理に必要な作業路等を、天候や車両走行による路盤洗掘や崩落が発生した場合に、迅速かつ安全な状態で維持管理を行う必要がある。	維持補修に必要な機械借上料及び工事材料費により対応している。	市有林野の管理のために作業道等を維持管理及び整備を継続していく必要がある。	現状維持
市有林野育成事業	農林課林務係	芦別市有林	市の基本財産としての市有林野の育成を行い、財産価値の向上及び京都議定書目標達成計画に伴うCO2吸収源対策を図る。	森林環境保全整備事業で整備した市有林野において、植栽地における活着率向上のための根踏、枯損等の苗木被害に対する補植、野鼠捕食被害防止のための駆除薬剤散布及び万が一の林野火災、自然災害に備えるための森林国営保険の加入、契約更新を行う。	424	A	市の基本財産としての市有林野の育成を行うにあたり、森林環境保全整備事業で整備した森林における植栽後の苗木・植栽木の被害や万が一の林野災害が懸念される。	植栽地における活着率向上のための根踏、枯損等の苗木被害に対する造林用苗木の補植、野鼠捕食被害防止のための駆除薬剤散布を行う。 また、必要な林分において計画的に森林国営保険への加入、契約更新を行う。	市有林野の育成と被害防止のために、根踏、補植及び野鼠駆除を行い、森林としての財産価値を高めるとともに森林の有する多面的機能の維持、増進を図る。 また、万が一の林野災害に備えるため、森林国営保険に加入、契約更新を行うことにより、京都議定書目標達成計画に伴うCO2吸収源対策に資する。	現状維持
林道維持管理業務	農林課林務係	市有林道及び市有林内の作業路等の一部	市が管理する林道等の適切な維持管理	市が管理する林道の維持管理及び整備を行う。 また、林道及び車両等の通行が多い作業路等の一部において、万が一市が法律上の賠償責任を負担する必要がある場合に備えるための道路賠償責任保険に加入、契約更新を行う。	552	A	大雨等により被害を受けた場合の復旧等	現状予算で復旧困難な場合は、臨時費の充足が必要	市が計画した森林整備事業に寄与するとともに、市民の生活道路として機能の確保を図る。	現状維持
生活環境保全林管理業務	農林課林務係	旭町生活環境保全林(芦別市有林)	旭町生活環境保全林の維持管理	北海道が保健保安林に指定し、道の治山事業で旭町市有林内に造成された生活環境保全林の維持管理を行う。	1,523	A	「憩いの森」として道が旭町市有林内に森林利用の場として整備造成された生活環境保全林を、市民に対して森林レクリエーションの場として生活にゆとりを提供し、森林環境教育のフィールドとしての活用及び遊歩道の利用した森林浴や森林セラピーにより心身の健康維持増進に資するために、適切な維持管理が必要である。	生活環境保全林内の巡視道の管理及び必要な箇所の下草刈を実施している。	整備造成については道に治山事業として要望を行って行くとともに、市有林としての生活環境保全林を市民のゆとり・憩いの場として、更には森林環境教育のフィールドとして森林の機能を体験いただき、遊歩道を利用した森林浴や森林セラピーにより心身の健康維持・増進に資するため、継続的に維持管理をしていく必要がある。	現状維持
森林環境保全整備事業	農林課林務係	市内民有林	市内民有林における森林資源の確保、地元木材の価値の向上、民有林林業の振興及び京都議定書目標達成計画に伴うCO2吸収源対策を図る。	市内における森林整備に必要な人工造林、下刈及び除間伐等事業について、市が所有者と造林事業及び分担金に関する契約に基づき実施する。 また、森林居住環境整備事業(里山エリア再生交付金)が採択されたエリアにおいては、芦別市森林組合が事業主体として直接受託者との受託契約に基づき実施する。	65,876	A	不在村所有者の森林整備に対する関心の薄さ。	不在村所有者に対して訪問及び郵送による森林整備の推進。	植林による無立木地及び耕作放棄地等の解消並びに植林後の下刈による保育事業及び手入れの進んでいない山林の除間伐等を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るとともに、市内全体の森林整備が図られており、今後も本制度を活用し持続的な森林整備を効率よく図っていく必要がある。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

(2) 商工鉱業

① 商業の振興

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
商工業振興・育成事業	商工観光課商工観光係	中小企業者等	地域における商工業の総合的な改善発展を目指し、地域経済の振興発展を目指す	中小企業者等に対する補助金の交付、商工会議所への補助金の交付	6,958	B	景気の後退により、事業の縮小や撤退に至る企業がある一方、製造業を中心とした新製品の開発や事業規模の拡大の動きもみられる中、企業の経営基盤の強化及びその振興を図ることが喫緊の課題。 社会経済情勢の変化、企業ニーズに対応するため、継続的に企業情報の収集に努め、企業が必要とする支援を行っていく。	企業に対し補助制度を広く周知し、活用してもらうことで、企業の競争力の強化を図るほか、投資意欲を一層促していく。	現状維持	
企業経営安定化事業	商工観光課商工観光係	市民、市内企業	市内企業への融資等を行うことにより企業経営の安定化を図る	必要となる資金の融資指定金融機関への預託、融資に係る保証料の補給	133,038	B	平成22年度で、国の緊急経済対策に係る融資制度が終了する見込みであることから、今後市の融資利用件数が増加するものと思われる。	国の緊急経済対策に係る融資制度実施中は、市の融資制度利用事業所が減少傾向にあったため、今後は制度実施前の状況に戻るのみだと考えられるため、新たな対策は講じない。	短期の運転資金や設備資金を融資することによる、市内事業所の経営安定を図るために継続すべき事業である。(事務の効率化を図るため、商工業振興・育成事業へ統合する。)	統合
住宅改修促進事業	商工観光課商工観光係	市民	住宅の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、快適な住環境の整備並びに市内建設業の振興及び雇用の安定を図る	住宅改修工事を行った者に対する補助金の交付	22,400	A	住宅の耐久性、安全性に対応する住環境の整備、地元建設業の経営の健全化、疲弊する地域経済の活性化を図るため必要な施策であるが、本市の財政状況を考慮した場合、一般財源のみでの事業展開は難しいことから財源確保が課題であった。	過疎対策事業債(ソフト分)の活用が見込めたことから、平成23年度以降過疎対策事業債を財源とし、過疎地域自立促進市町村計画期間内に新制度を制定し事業展開を図る。	高齢化や障がい者に対応するバリアフリー住宅や耐震化住宅の普及・拡大により安心して暮らせる住環境の整備を図るため、現行の一般リフォーム工事のほか高齢者等住宅改修工事、耐震改修工事を対象工事に追加し、制度の拡充を図る。	拡大重点化
市内購買促進事業	商工観光課商工観光係	芦別商工会議所	消費の落ち込み、売上げの減少、郊外への流出を防ぐため「買い物は地元で・地元商品愛用強調月間」ドリームフェスタを全市的に実施し、商店街、市民一体となり、疲弊している商店街等に活力と消費の回復を図る	事業実施に対する補助金の交付	997	B	近隣市町の大店舗の進出などによる購買力の市外流出など、市内小売店舗をとりまく環境はますます厳しくなっている。	市民の購買需要を極力市内でまかなう商店街づくりに努めるものとし、購買力の市外流出を防ぐためのイベント等を実施する。	年末商戦の期間において実施する「ドリームフェスタ実施事業」を引き続き支援し、購買力の市外流出を防ぐことで市内経済活性化を図る。	現状維持
地元産品販売拡大事業	商工観光課商工観光係	市内商工業者	地域における産業・経済の活性化を願い、地元産品を広く市内外に紹介するとともに、積極的に販路の拡大を図る	市内におけるイベントの開催、市外イベントへ出展によるPR・販売活動	1,229	B	(オータムフェスタへの参加)→地元産品の販路を市外に広めたり、芦別の食を体験するために芦別へ来てもらうための事業ではある。しかし、飲食店については市内の店舗を閉めての活動となるため、積極的にPRに取り組む姿勢が不足している。 (商工まつり)→市内の事業所で生産される製品を広く市民に知っていただく機会を確保することが必要。	(オータムフェスタへの参加)→市外での活動を行うことができない事業所も、PR活動の恩恵を受けていることから、今後のPR活動のありかたについて関係事業所と協議する。 (商工まつり)→イベントを通じて、市内企業及び地元産品のPR拡大を図る。	(オータムフェスタへの参加)→関係事業所同士が連携を取り、自主的な活動を行える状況整備が必要と思われる。 (商工まつり)→より多く地元産品を市民にPRできるよう、出展企業の掘り起こしを期待し、継続的に支援する。	現状維持

3 産業・経済

(2) 商工鉱業

② 工鉱業の振興

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
鉱業振興事業	商工観光課商工観光係	市内露頭炭採掘業者	露頭炭採掘業を営む者に対して、その経営の安定と継続に資するため、必要な経費を交付する	露頭炭採掘業者に対する補助金の交付	2,471	C	特定事業所に対する支援施策であるため、他業種との公平性に欠けており、見直しを行う必要があるが、その一方で、国の税制改正の影響を受け、経営環境の悪化が懸念されていることから、このことを考慮する必要がある。	今後3年間、激変緩和措置を講じて補助金額を削減し、平成26年度には補助金をゼロとする。	露頭炭採掘事業は、これまでの財政支援からソフト事業を含めた側面支援にシフトする方向で見直しを検討する	見直し
企業誘致事業	商工観光課商工観光係	誘致対象企業	企業誘致を積極的に推進することにより本市経済の活性化、雇用の確保及び地域振興に資する	企業誘致委員会の開催、企業訪問の実施等	1,449	C	景気の後退により、企業の進出意欲が低下している中、中長期的な視点に立った継続的な取組みが必要。	本市の有する特性や優位性を踏まえ、重点的な誘致対象業種のあり方や企業訪問・企業誘致活動の手法などについて具体的かつ実効性のある取組を推進する必要がある。	企業の設備投資動向など情報を効率的に収集するとともに、継続的に企業訪問を実施し、企業立地の実現を図る。	拡大重点化

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

(3) 雇用・労働環境

① 雇用・労働環境の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
雇用環境向上事業	商工観光課商工観光係	芦別市内の事業所に勤める勤労者、出稼労働者	勤労意欲の向上、出稼労働者の援護、短期の就業・雇用機会の創出を図る	規則に基づく褒賞の授与・表彰、出稼前無料健康診断の実施	2,521	B	出稼労働者手帳申請者数が激減している。	出稼労働者手帳を知らない市民も増えているため、広報等を利用して、制度の周知活動を行う。	出稼労働者手帳の申請を受け、安心して道外・市外での短期雇用につける体制を整える。(事務の効率化を図るため、平成23年度に労働環境向上事業と統合し、雇用・労働環境向上事業とする。)	統合
労働環境向上事業	商工観光課商工観光係	芦別市地区連合会、芦別市技能協会	勤労者の雇用の労働条件改善や雇用安定維持を図ることにより勤労意欲の向上を目的とする。	芦別市地区連合会、芦別市技能協会に対する交付金の交付	1,830	C	勤労者の労働条件の改善や雇用安定維持に向けた取組は継続すべきであるが、経費の圧縮を図っていくことが必要である。	対象団体に対する交付金を削減する。	事務事業のスリム化を図るため、平成23年度より「雇用環境向上事業」と統合する。(事務の効率化を図るため、平成23年度に雇用環境向上事業と統合し、雇用・労働環境向上事業とする。)	統合
働く婦人の家運営事業	商工観光課商工観光係	市内に住所又は勤務先を有する勤労婦人及び勤労者家庭	市内に住所又は勤務先を有する勤労婦人及び勤労者家庭の主婦の福祉増進と教養の向上を図る	運営委員会による事業計画の決定、指導員の下での事業推進	14	C	サークル等、継続の利用者が多いが、家庭婦人が大半を占めている状況である。 また、有料で男性を含む団体が利用するケースも増加している。	男女関係なく同一条件で利用可能な施設とする。	働く婦人の家に対する当初の目的は達成されたものと判断することから、今後は男性・女性問わず同一条件で使用できる一般貸館施設として早急に見直し検討を行う。	見直し
緊急雇用創出推進事業	商工観光課商工観光係	失業者、失業者を雇用する受託業者	国の緊急雇用創出事業による失業者に対する雇用機会の創出を図る	実施要領に基づく雇用機会の確保	25,739	A	国の緊急雇用創出事業ではあるが、事業実施に対する制約が多い。	制約の中で、少しでも多くの雇用を創出できるように、関係機関に協力要請する。	平成23年度で終了予定の事業である。	現状維持

3 産業・経済

(4) 観光

① 観光事業の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
健夏まつり開催及び観光振興・宣伝事業	商工観光課商工観光係	市民、観光客	健夏まつりの開催を支援し、観光客の誘致活動を推進するとともに、道内外観光客の来訪促進や星の降る里芦別の魅力を発信するため、広域PRの強化を図る	星の降る里芦別健夏まつりの実施委託、観光パンフレットの作成、配布及びホームページの活用等による観光情報発信	8,762	B	健夏まつりに対する参加者や道内外観光客の低下防止、道内外観光客の来訪を促進及び芦別の魅力を発信することが今後の課題。	芦別のイベントや観光を様々な媒体で利用しながらPRを促進する。	芦別のイベント・観光PRを促進し、観光入込客数増加を図る。(事務の効率化を図るため、平成23年度にキャンドルアート開催事業、映画学校開催事業、観光環境美化事業と統合し、観光イベント開催・支援事業と観光振興・宣伝事業に再編する。)	統合
キャンドルアート開催事業	商工観光課商工観光係	市民、観光客	星の降る里のイメージと一致する本事業を支援し、観光客の誘致と会場であるカナディアンワールド公園の宣伝により、観光客の誘致を図る	実行委員会に対する開催補助金の交付	2,634	B	本イベント自体については、過去17回の実績もあり芦別近郊では徐々に知名度も上がってきているが、道内全体のイベントで見た場合にまだまだ認知されていない部分もある。 また、イベント開催準備や事業運営体制については、実行委員会として協力いただける方の人員確保に努め、各実行委員に役割を分担し効率的に事業運営を行う必要がある。	キャンドルアートの開催への支援を継続し、集客アップに向けたイベントの魅力発信に力を入れるとともに、実行委員会との綿密な連携を強化する。	札幌圏域、旭川圏域への知名度アップを図るため各種周知媒体を利用し積極的なPRに取り組む。 また、実行委員会の組織強化のため、各セクションごとの役割分担と連携強化を図る。(事務の効率化を図るため、平成23年度に健夏まつり開催及び観光振興・宣伝事業、映画学校開催事業と統合し、観光イベント開催・支援事業に再編する。)	統合
映画学校開催事業	商工観光課商工観光係	市民、観光客	大林監督を介して「ふるさと」をテーマに人と人、心と心の触れ合いの場を提供する本事業を市が支援し、市民文化の向上を目指すとともに、まちづくりにおけるリーダー的人材育成や市民愛郷心の醸成を図り、観光客の誘致活動を推進する	実行委員会に対する開催補助金の交付	2,634	C	映画学校の開催を支援し、芦別市の魅力をPRしていく必要がある。	映画学校開催により、芦別の地域活性化を図り、観光客の増加を目指す。	市民及び道内外観光客の集客率を上げるために、さまざまな媒体を利用して周知・PRを図る。(事務の効率化を図るため、平成23年度に健夏まつり開催及び観光振興・宣伝事業、キャンドルアート開催事業と統合し、観光イベント開催・支援事業に再編する。)	統合
観光振興団体事業運営業務	商工観光課商工観光係	芦別観光協会、旭川空港観光案内所、北海道観光振興機構	芦別観光協会などの観光関係団体と密接な連携を図り観光事業の発展や観光客の誘致による産業経済の進展に寄与する。 また、旭川空港観光案内所などの市外関係団体とも広域的な連携を深め観光客の誘致に効果的な体制の整備を図り、各種共同事業を展開する	観光施設及びイベントの広告宣伝、芦別観光協会と密接な連携、北海道観光振興機構、旭川空港案内所との広域的な連携	2,781	B	なし	なし	観光客の集客に向け観光関係団体との更なる連携強化を図る。(事務の効率化を図るため、平成23年度に健夏まつり開催及び観光振興・宣伝事業、観光環境美化事業と統合し、観光振興・宣伝事業に再編する。)	統合
観光環境美化事業	商工観光課商工観光係	市民、観光客	本市を訪れる観光客に対し観光のまちのイメージや魅力を高めるため、観光関連の環境美化や景観の保護及び整備を図る	駅前歓迎塔の清掃美化、旧三井芦別鉄道炭山川橋梁横の駐車場の管理	275	C	観光地として市街中心地である駅前等の環境美化は必要なことではあるが、マイカー等による個人観光客の増加に伴い、駅前等を利用する観光客が減少している現状で、どのようにして観光地としてのイメージアップを図るか検討が必要である。	今後とも観光客の動向を注視し、必要に応じ駅前よりもより市内の観光施設等の観光環境美化を推進する。	観光環境美化を推進し、本市へのリピーターの確保や立ち寄りやすい環境を整備することにより、観光客の集客並びに地域の活性化を図る。(事務の効率化を図るため、平成23年度に健夏まつり開催及び観光振興・宣伝事業、観光振興団体事業運営業務と統合し、観光振興・宣伝事業に再編する。)	統合

平成23年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

(4) 観光

② 観光資源の有効活用

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
陶芸センター管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	芸術・文化の向上を図るとともに、青少年や高齢者等のコミュニティの場として、個性あるまちづくりと地場産業の振興を図る	芦別市陶芸センターの適正な管理・運営	6,689	C	一部の利用者による利用は根付いているが、芦別温泉利用者や一般利用者の利用増を図らなければならない。	一般利用者が気軽に陶芸を楽しめる環境づくりや芦別温泉利用者による陶芸バックなど利用増となるよう周知PRが必要である。	施設利用者の増加に向けた周知PRが必要であることから、指定管理者へ利用拡大に向けての要請を行う。	見直し(改善)
健民センター園地管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	炭鉱跡地の再開発事業として、市民および観光客等の保健休養地として整備を図り、観光客誘致の促進及び地域の活性化を図る	芦別市健民センター園地の適正な管理・運営	11,508	B	園地内施設の利用頻度は一部に偏っているため、施設全体での観光客や利用者の増は今後の課題である。	テニスコートやグラウンドなど利用者の少ない施設の今後の活用方法を検討する必要がある。	テニスコートやグラウンドなど利用者の少ない施設の今後の活用方法を模索する。	見直し(改善)
緑地等管理中央センター管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	星の降る里・芦別をPRするとともに観光客誘致を図り、市民及び観光客に地場生産の農畜産物、林産物等を販売・提供し地域活性化を図る。また、本市の豊富な地場産物を加工・研究する施設として維持管理し、芦別産農産物を広くPRすることで地場産品の消費拡大を図る	緑地等管理中央センターの適正な管理・運営	23,646	A	経年劣化により施設の維持管理費が増加してきており、利用者には支障をきたさない維持管理ができるかが課題である。	将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長期利用を図る。	今後、道の駅周辺エリアを新たな観光商業圏として再整備する必要があることから、平成23年度より道の駅管理運営業務と統合し、道の駅等管理運営業務として事業展開を行い、附属する道の駅との一体的な維持管理を行うとともに、市の観光情報発信や地場産品等のPR・販売拠点として機能強化を図るためのプランニングを行い、整備事業を推進する。	統合
健民センターオートキャンプ場管理運営業務	商工観光課商工観光係	健民センターオートキャンプ場利用者	市民及び観光客等のレジャー施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化に努めることを目的とする	オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備	4,440	B	経年劣化により施設の維持管理費が増加している。	将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長期利用を図る。	隣接する健民センター関連施設と一体となり市民及び観光客等のレジャー施設として活用し、快適に利用できるようサービスを向上させ利用増を図る。	現状維持
滝里湖オートキャンプ場管理運営業務	商工観光課商工観光係	滝里湖オートキャンプ場利用者	市民及び観光客等のレジャー施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化に努めることを目的とする	オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備	27,512	B	経年劣化により施設の維持管理費が増加している。	将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長期利用を図る。	隣接する滝里湖の湖有水面を活かした市民及び観光客等のレジャー施設として、快適に利用できるようサービスを向上させ利用増を図る。	現状維持
道の駅管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	大きな駐車場と市の観光施設とを連携した「道の駅」を整備し、道路交通の安全で快適な環境整備、観光客に対するサービスの提供により地域活性化を図る	道の駅連絡会との連携、施設の有効利用	51	A	高速道路無料化の影響で利用者が増加しているものの、多数ある道の駅の中でどのようにして差別化を図るか課題である。また、当該施設の各々の駐車スペースが狭く、今後、施設内事故の防止の観点からも、利用しやすい施設とする必要がある。	市民やドライバー等が多く利用する、駐車場やトイレの基本的な道の駅施設を適正に維持管理し、利用者が満足いくようなサービスを提供する。	付随する緑地等管理中央センターと一体的な維持管理を行い、ドライバーの休息施設並びに市の観光情報や地場産品のPRの場として活用し、市民並びに観光客へのサービスを向上させ利用増加が図られるよう、運営内容や施設のあり方など利便性の向上に向け更なる検討を進める。(平成23年度より緑地等管理中央センター管理運営業務と統合し、道の駅等管理運営業務として事業展開をおこなう)	拡大重点化
健民センター管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客	炭鉱跡地再開発事業として、市民及び観光客の保健休養地としての諸施設の適正な管理・運営により、本市観光産業の振興を図る	健民センター施設の安全管理と環境整備	13,469	B	施設の利用者が年々減少していることから、利用者数の確保が課題となっている。	施設の計画的な修繕を行い、利用者に対する快適な環境を提供するとともに、利用者ニーズに合った新たな施設整備を行い、更なるサービスの向上を図る。	隣接する健民センター諸施設と一体となり、保健休養施設として整備を行うとともに、PR活動の強化を図り、利用者数の増大を図る。	見直し(改善)
国設芦別スキー場管理運営業務	商工観光課商工観光係	市民、観光客、児童・生徒	スキー場の整備・管理運営を行い、市民及び観光客のレクリエーションの場の確保と観光振興を図る	国設芦別スキー場の適正な管理・運営	5,492	C	ロッジやリフト設備の老朽化により、今後、莫大な改修工事が必要な時期に来ている。また、平成21年度より経営権の譲渡に向け、利用料金制を導入しているところであるが、スキー離れによる利用者の減少により、収入の確保が難しく採算が取れないことから、今後、利用者の増加に向けた取り組みや経営方針の見直しが必要である。	施設の整備に関しては、リフトの統廃合も視野に入れ検討を行うとともに、計画的な修繕を施し、施設の延命を図る。また、経営譲渡については、採算が取れるよう譲渡先と協議を重ね、自立した経営が可能となった段階で譲渡に向けた事務手続きを進める。	現状の施設の優位性を市内・市外に情報発信し利用者の増加を図るとともに、市民の冬期間の健康増進施設としての活用を図る。また、今後とも経営譲渡を視野に入れ検討を重ねる。	見直し(改善)

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

(1) 保健・医療

① 保健の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
母子保健事業	健康推進課健康推進係	妊婦、乳幼児、乳幼児保護者等の市民	妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施することで、妊婦、乳幼児の健康の保持増進を図ることや母性・父性がはぐくまれ乳幼児が心身ともに健やかに育つことを支援する。	母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査受診票交付、パパママ学級、乳幼児健康診査・健康相談、訪問指導等を実施することにより、妊婦や乳幼児の健康状態、生活環境等を把握し、個々に合った適切な情報提供や育児指導などを実施する。	5,393	A	子どもを安心して産み育てることができる環境を整えるため、各種健診による疾病や異常の発見、相談や訪問により栄養指導や育児不安への対応をしている。子どもの発達や育児に対し、必要に応じたフォローアップを行い、心身両面において保健指導の充実を図ることが重要。	対象者には個別通知をし、未受診の場合は電話連絡等で受診の重要性を伝え確実な受診につなげる。	現状のまま継続する。	現状維持
食品衛生事務	健康推進課健康推進係	市民、芦別地方食品衛生協会	食中毒の予防や食品衛生に対する意識の高揚を図り、自主衛生管理に努める。	①食中毒警報が発令された場合は、食中毒の発生を未然に防ぐため施設等(現在9施設)に伝達している。 ②芦別地方食品衛生協会が主催する食中毒予防パレードへの参加。	36	A	現在、食中毒の発生はないことから現在の事務事業で対応する。	現在の対応が適切である。	現状のまま維持する。	現状維持
生活習慣病予防対策事業	健康推進課健康推進係	各保健事業の対象者の市民	保健事業を総合的に実施することにより、生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの生涯を通じた健康増進を支援し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。	健康相談、健康教育、各種がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸)検診、各種(骨粗鬆症、肝炎ウイルス)検診、健康増進法に基づく健康診査、各種教室、訪問指導等を実施。	18,461	A	市民のがん予防への関心や健康に対する意識が高まり、がん検診の受診希望者が増えてきている。	集団検診の日数増、個別検診の実施。	希望者が検診を受けられるよう受診機会を増やす。	現状維持
歯科保健事業	健康推進課健康推進係	妊娠前から成人期の各歯科保健事業の対象者	生活習慣を背景として発症する虫歯や歯周疾患の予防と早期治療について適切な支援を行う。 また、口腔衛生に関する正しい知識の普及啓発により歯科疾患予防を推進する。	パパママ学級、歯科相談、乳幼児健康診査、虫歯予防フッ素塗布、幼稚園・保育園園児に対する歯科保健対策、歯科健康教育・歯科相談、歯周疾患検診等を実施する。	540	A	北海道は、永久歯の虫歯が多く、永久歯の虫歯予防対策が課題となっている。	4～5歳からはじまる永久歯の虫歯予防対策として市内2保育所に通園する4歳から就学前の幼児を対象に集団によるフッ化物洗口を実施する。	正しい知識の普及により歯科疾患を予防して歯や口の機能の健全な発育や歯の疾患予防に努める。	現状維持
感染症予防対策事業	健康推進課健康推進係	予防接種対象者の市民、エキノコックス症検診希望者	感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、感染症の発症及びまん延を防止するために予防接種を行うことにより公衆衛生の向上及び健康増進を図る。 また、エキノコックス症検診を実施し、エキノコックス症の早期発見・早期治療につなげる。	各種予防接種(三種混合、二種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、インフルエンザ)及びエキノコックス症検診を実施する。	19,514	A	疾病のまん延防止のため、未接種者への周知・勧奨・指導が必要である。	予防接種の対象者には、個別に通知や電話などによる接種勧奨を行い接種率の向上に努める。	定期接種の接種率向上を目指す。	現状維持
保健センター維持管理業務	健康推進課健康推進係	第2保健センター	第2保健センターの施設維持及び衛生管理を行うことにより、市民が安心して利用することができる。	警備、清掃業務等を委託する。	1,757	B	施設の維持管理を目的とした事業である。	光熱水費及び燃料費等を節約する。	日頃の維持管理を心がけ、経費の削減に努めるとともに、第1保健センターを含めて施設の在り方(有効活用を含む)について検討する。	見直し

4 保健・医療・福祉

(1) 保健・医療

② 食育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
食育推進業務	健康推進課健康推進係	市民	食育基本法に基づき芦別市食育推進計画を策定し、関係団体や行政が協力・補完し合いながら推進することにより、健全な食生活や食習慣の実践を通して豊かな人間性を育む。	「芦別市食育推進計画」「芦別市食育推進実施計画」に基づき家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等がお互いに協力・補完し合いながら事業等の取組みを実施する。	68	A	食育推進会議を中心に各種食育事業に取り組んでいるが、市民運動として、まだ、定着していない。	食育を総合的かつ計画的に推進し、食育が市民運動として展開されるよう普及啓発に努める。	市民一人ひとりが生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、家庭や地域、各種団体、関係機関、行政が連携協力して、食育の取組みを展開する。	現状維持

4 保健・医療・福祉

(1) 保健・医療

③ 医療の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
救急医療業務	健康推進課健康推進係	市民	地域医療体制の確保と安定化並びに市民に対する救急医療に関する普及啓発を図るため一次救急医療体制(在宅当番医制)の確保等の必要な事務・事業を実施する。さらに中空知圏域においては、一次救急医療体制のバックアップとして休日夜間の一次からの手術入院を要する患者に対応する二次救急体制(病院群輪番制事業)の整備がされており、日常の医療体制等が確保されることにより市民が安心して医療を受けることができる。	一次救急医療体制(在宅当番医制)の確保等の必要な事務・事業を芦別市医師会に委託するとともに、中空知地域保健医療対策協議会に対し、広域救急医療病院群輪番病院運営事業負担金を支出する。	7,416	A	病院群輪番制事業については、5市5町で事業を実施し応分の財政負担をしている。	財政負担の見直しにより、負担割合が増える場合がある。	現状のまま継続する。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

① 地域福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
社会福祉事務	福祉課福祉係	社会福祉施設、地域低所得者	社会福祉施設の経営安定、地域低所得者への援助	社会福祉施設へ利子補給の実施、地域低所得者や浮浪者への援助	893	B	浮浪者等の扶助について、今後の景気の動向により対象者が増加する要因はあるが、特設課題はなし。	年に2~3件の申請があり、今後も必要と認めるときは隣町までの交通費を支給する。	芦別市民間社会福祉施設整備利子補給補助金交付規則に基づき、平成18年から平成37年の20年間の償還に伴う利息分償還表に定められた金額を補給する。また、浮浪者等への扶助は、内容を的確に判断し必要と認めるときは支給する。 平成23年度から住宅・生活支援対策事業と統合し、離職者で就労能力及び就業意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し緊急的にセーフティネットを確立することにより早期の再就職が期待できるため、補助金を活用し事業を実施する。	現状維持
社会福祉協議会関係事務	福祉課福祉係	市民、社会福祉協議会等	社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的な運営を促進し、地域福祉の増進を図る。	社会福祉協議会への運営補助、事業補助または生活困窮者への生活資金の貸付を実施することにより、円滑な事業が遂行される。	29,648	A	社会福祉協議会と市は密接な関係にあり社会福祉協議会が実施する事業は本市の社会福祉、地域福祉の推進に影響があることから社会福祉協議会の安定的な運営が求められる。	社会福祉協議会の運営経費を精査しながら不足分について補助していく必要がある。	社会福祉協議会が行う事業が円滑に実施できるよう運営に必要な財政的な支援を行っていく必要がある。	現状維持
コミュニティ推進事務	市民課生活交通係	市民	コミュニティ運動を推進することにより市民のまちづくりの意識高揚を図る。 町内会の運営に関することや町内会との連絡調整を図る。	地域のコミュニティの推進は、町内会の活動(町内会の運営)のあり方に密接な関係があるため、行政としては、そのための支援策を実施する。	12,527	A	市民が安心して生活していくうえで地域自主組織である町内会は、地域の自主的活動や地域の活性化の核となっていることから、町内会への支援は必要と考えるが、行政事務委託費(支援)制度と町内会活動の活性化との関係については調査を要する。	人口の減少と世帯数の減や高齢化により、地区によっては町内会の維持(会長を含む役員)の適任者がいない。)が難しい状況となっており、それがますます町内会活動を停滞させることとなっている。 町内会の合併等の再編成により、町内会活動の基本となる町内会の維持・存続を図る必要がある。	単に町内会活動といっても、各町内会の独自の活動もあれば、行政協力的な意味合いの強いボランティア活動もあり、市政の運営と町内会(町内会活動)は切っても切り離せない関係にあることから、町内会(町内会活動)を育成するうえで、今後も一定の財政的な支援は必要であると考え。	現状維持
コミュニティセンター管理運営業務	市民課生活交通係	市民	地域住民のコミュニティ活動、生活の改善及び社会福祉の増進に寄与するためコミュニティセンターの運営を行う。	地域住民が利用しやすいコミュニティセンターの運営を行う。	10,449	B	施設の老朽化に伴う維持管理の財源確保	経費節減により、老朽化した施設の修繕を計画的に行っていく。	今後も地域住民にとって利用しやすいコミュニティセンターを目指し、指定管理者による効率的な施設の管理運営を行っていく。	現状維持
総合福祉センター管理運営業務	福祉課福祉係	市民	総合福祉センターの総合的な維持管理のための支援	総合的な福祉施設としての施設環境整備を図る。	36,149	B	施設の老朽化により予定していない修繕箇所が増えている。	市民サービスの低下にならないよう計画的に修繕を行っていく必要がある。	今後も総合福祉センターを有効活用するために施設等の維持管理をしていく。	現状維持

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

② 高齢者福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
高齢者福祉事務	福祉課福祉係	温泉券等~70歳以上の高齢者 福祉給付金~大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で永住許可等を受けているかたなど	各種高齢者福祉事業を実施し、高齢者福祉の充実を図る。	温泉券等交付事業は広報で周知、2週間程度福祉センターにて集中的に交付事務を実施。	14,130	C	高齢化により独居高齢者、高齢者夫婦世帯が増加しており日常生活の支援、高齢者の安否確認等、多種多様なサービスが求められている。	現在実施している事業の廃止・見直しを行い新たな高齢者施策の検討が必要である。	今後市民の減少が見込まれる中、高齢者が増加していくことは明らかであるため、市の財政負担が増えていることから高齢者施策の見直し等を検討していく。	見直し(縮小)
敬老事業	福祉課福祉係	①祝金の対象者は、毎年9月1日(基準日)前において、本市に1年以上引き続き住所を有する者で住民登録、外国人登録がされている基準日現在の年齢が88歳及び99歳になった方。 ②祝品の対象者は、その者の誕生日において、本市に1年以上引き続き住所を有する者で百歳になる方。 ③芦別市内在住で、当該年度中に満75歳になる方。	高齢者に対して、敬老会の開催、敬老祝金の支給や百歳祝品を贈呈することにより、その長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図るとともに高齢者福祉の増進に寄与する。	該当者に敬老祝金、祝品を贈呈する。	1,575	C	敬老事業は、日頃から市民が長年、社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う敬老思想の高揚を図るため敬老祝金支給事業、百歳祝品贈呈事業、敬老会の開催を行っているが、市民への敬老思想の普及が課題である。	市が、直接、高齢者に対し金品の贈呈、敬老会の開催だけでなく、若い世代へ敬老思想の普及が必要である。	現在実施している事業の見直しを図っていくとともに、市民への周知を図っていく。	見直し(縮小)
老人福祉共同住宅管理運営業務	福祉課福祉係	老人福祉共同住宅への入居者	高齢者福祉の向上を図るため、老人福祉共同住宅静和荘を設置、運営する。	老人福祉共同住宅を管理運営する。入居者月額使用料:6,300円)	5,569	B	広報あしべつ、チラシの配布により市民に対し周知を図るとともに民生委員に対し住宅で困っている高齢者の情報提供をお願いしているが全20室中、入居者が7人と空き室がある。	広報あしべつ、チラシの配布等による周知を図るとともに、民生委員・児童委員、町内会の協力を得て入居者の募集活動を行っていく。	低所得高齢者の住宅確保事業として必要であり、今後とも施設の維持管理を行っていくとともに現住宅での生活に困っている高齢者がいた場合、入居を勧め支援していく。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
老人クラブ支援事業	福祉課福祉係	年齢60歳以上とするが、老後活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入者を妨げない。	高齢者の社会参加活動や生きがい作り等の各種活動に助成し、高齢者の生きがいと老人福祉の向上を目的とする。	各クラブに補助金を交付し、老人クラブ活動を支援する。	1,983	B	高齢化により高齢者が増えている中、老人クラブに入会する高齢者は減少し、各老人クラブでは年々会員数が減少し、年齢が高い高齢者が中心となって事業を行っており老人クラブの運営が困難になってきている。	新規会員の募集活動、魅力ある事業への見直しが必要である。	老人クラブの活動は閉じこもり防止、認知症の予防等に有効であり高齢者の社会参加に有効であることから今後も継続して老人クラブの活動に対し支援していく。	現状維持
緊急通報システム事業	福祉課福祉係	①独り暮らしの高齢者で、身体虚弱なため、緊急時に機敏に行動することが困難であると認められるもの ②独り暮らしの重度身体障害者で、緊急時に機敏に行動することが困難であると認められるもの ③独り暮らしの者で、突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有するもの ④前3号に準ずる者で、市長が設置の必要があると認めるもの	身体的不安を抱える老人に対して急病等の発生時に救急活動の迅速な対応を図り、日常生活の不安の解消と安全を確保する。	消防署と自宅を電話回線で結ぶ緊急通報端末機器を設置する。	1,281	C	独居高齢者、高齢者夫婦世帯の増加により対象基準に該当しないが将来的な不安を心配し希望者が増加している。	対象者の基準の見直しにより希望する高齢者に端末機を設置する。	システムの更新により現システムより設置費用が軽減されることから対象者の基準の見直しを図る。	見直し
在宅福祉サービス事業	福祉課福祉係	高齢者、要援護者	高齢者が、地域において安心して暮らができるよう生活の支援等を行い、在宅福祉サービスの充実を図る。	介護手当の支給、在宅福祉サービス全般の提供(①要援護世帯調査及び在宅福祉サービス実施体制の整備に関する業務、②訪問及び電話による安否の確認並びに相談に関する業務、③冬季における雪下ろし及び非難路等の確保に関する業務、④その他要援護世帯に対する各種サービスの研究に関する業務、⑤在宅福祉推進に関する業務)	4,727	B	町内会に委託し独居高齢者、虚弱高齢者夫婦世帯、心身障害者世帯等への訪問や電話による安否確認、除排雪サービスなど日常生活支援を行っているが、世話する町内会の役員等も高齢化しており担い手が不足している。 また、詐欺事件や個人情報保護法により町内会で各世帯の情報収集のための訪問や電話による安否確認が敬遠され行えない状況が出てきている。	町内会の体制作り、町内会が実施できる事業への見直しが必要である。	今後、高齢者が増加するためサービス内容、実施方法等を検討していく。	見直し(改善)
門口除雪事業	福祉課福祉係	①65歳以上の者のみで構成される世帯 ②重度身体障害者(障害等級1級又は2級に該当する身体障害を有する者をいう。以下同じ。)のみで構成される世帯 ③65歳以上の者と重度身体障害者のみで構成される世帯 ④その他市長が特に必要と認める世帯	夜間(早期)の除雪作業により住宅の門口及び車庫前の除雪作業後の残雪処理が困難な者に対して、安全確保及び生活支援を行う。	12月1日から翌年3月31日までの期間に除雪後の残雪の処理をする	7,958	A	門口の除雪だけでなく玄関先までの除雪希望者が増えている。	除雪範囲の見直しが必要である。	現状、門口だけの除雪で事業を行っているが、費用対効果の検証を行いながら除雪範囲の拡大等も検討する。	見直し(改善)
高齢者生きがいセンター管理運営業務	福祉課福祉係	高齢者生きがいセンター利用者	高齢者の創造性及び生産意欲を助長させることによりその生きがいを高めるとともに、高齢者福祉の向上を図るため施設を設置運営する。	高齢者生きがいセンターを管理運営する。	2,653	C	なし	なし	高齢者生きがいセンターの役割は終わったと考えられることから廃止を検討するとともに、市の管理運営終了後、新たな形態での貸し館など、管理の方法についても検討する。	休・廃止
後期高齢者医療事務	健康推進課医療助成係	後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方)	後期高齢者医療制度を実施する上での一般会計負担分(健康診査委託分、療養費)健康診査は被保険者に対する生活習慣病の早期発見及び予防を図り、後期高齢者の健康の保持増進に寄与することを目的としている。療養費負担金については芦別市が一部を支払うことで被保険者の医療費支払いの軽減を図る。	健康診査については、期間を6月～翌年1月までとし、市内3医療機関へ委託して健康診査を実施、療養費負担金は芦別市総療養費の1/12を負担	281,085	A	健康診査については、なお一層の受診率向上に努める必要がある。	特定健診、がん検診等との連携による受診勧奨により、受診率の向上を図る必要がある。	高齢者の健康保持増進を図るため、健診の周知や検診体制の整備等により、受診率向上の対応を図っていく。	現状維持
戦没者慰霊事務	福祉課福祉係	戦没者の遺族及び芦別市民	今日の平和な郷土建設の礎となった歴史的な事実を永遠に伝えるべく、郷土出身の戦没者の冥福を祈り感謝し、平和を祈念する。	戦没者追悼式の実施	40	B	遺族の高齢化により参列者数が減少している。	後継遺族となる者への周知等を検討する。	戦没者等の御霊に追悼の意をさげることにより残された遺族に対しての苦勞に報いるためにも今後も開催は必要である。	現状維持

平成23年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

③ 障がい者（児）福祉の充実

総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
障害者福祉事務	福祉課福祉係	障害者福祉事務全般	障害福祉業務全般に係る事務を執行することにより、各種障害福祉制度の基盤の安定化及び適正な運営を図ることを目的とする。	障害福祉業務全般に係る事務(障害者計画等の策定、本市障がい者の情報管理及び障害福祉サービス利用状況管理)を適正に執行する。	519	A	障がい者に関する法律が頻りに改正されその都度システムの改修が必要となっている。	法律改正によるシステム改修のため、独自対応方策はできない(住基情報と連動しており、システム独自開発等の対応は不可能)が、道を通して、国に対するシステム改修に係る補助金交付の要望をしていく。	法律改正によるシステム改修のため、独自対応の方策はできないが改修費用の財源確保のため北海道を通じ国への補助金交付を要望していくとともに障害者へのサービスが低下しないようシステム改修を行っていく。	現状維持
障害者在宅サービス事業	福祉課福祉係	障がい者、障がい児	市内における在宅の障がい者(児)に対し、必要な在宅福祉サービスを提供することにより、生きがいのある日常生活を支援し、市民福祉の向上を図る。	支援が必要な障がい者(児)への交通費助成サービス等(障害者送迎サービス事業、身体障害者健康保持増進扶助、慢性腎炎血液透析等通院費扶助、通所サービス利用促進事業扶助、重度障害者ハイヤー料金扶助、在宅重度心身障害者等紙おむつ扶助、精神障害者地域活動支援センター等通所扶助、施設通所者交通費扶助)の制度が適切に利用できるよう相談支援を行う。	6,876	B	障がい者の経済的負担軽減に係る事業については利用率は高いが、一部事業については障がいの状態等により、全ての障がい者が利用できていないものもある。	制度の周知を図っていく。	障がいの状態等により全ての障がい者(児)が利用できていない障がい者(児)の生活支援のニーズが高い必要な事業であることから継続していくが、将来的には利用率が低い事業については見直しが必要であると考えられる。	現状維持
地域生活支援事業	福祉課福祉係	障がい者、障がい児	障がい者(児)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)の福祉の増進及び社会参加の促進を図る。	支援が必要な障がい者(児)へのサービス提供(障害者自立支援法に基づく、相談支援事業、手話通訳者派遣事業、日常生活用具給付等事業、外出介護支援員派遣事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス事業、厚生訓練費給付事業、ボランティア活動支援事業、居宅介護支援員派遣事業、日中一時支援事業、自動車改造費給付事業)及びサービスに係る費用の負担を行い、また適切な制度が利用できるよう相談支援を行う。	13,887	A	地域の実情にあった事業を実施することとなり障がい者にとっては他市が行っている事業に対して希望があるもののサービスを行える事業者がない状況にある。	近隣市と連携し、サービスを利用できるよう調整を進める。	障害者自立支援法の一部改正及び障害者の支援に関する法律等の抜本的改革に注意しながら、その時代、対象者の障害の状態に合った支援・給付等を行っていく。	現状維持
障害者社会参加支援事業	福祉課福祉係	①芦別市身体障害者福祉協会 ②芦別市社会福祉協議会	①スポーツ大会への参加により、体力の増進を図る一方、障がい者相互の交流親睦、障害者福祉の増進が図られる。 ②障がいのある人が、地域行事に参加できる環境を図ることにより、自立意識の向上を図る。	①スポーツを通じて障がい者の体力の維持増進を図るため、必要な経費(身体障害者スポーツ大会参加、北海道障害者スポーツ大会参加)を交付する。 ②障がい者の社会参加と地域住民へのノーマライゼーションの理念浸透を図るための語り合いの場所(ふれあい広場)を設定することにより障害者福祉の増進を図るため、必要な経費を交付する。	199	A	身体障害者福祉協会会員の高齢化により、年々スポーツ大会への参加者が減少している。 ふれあい広場の内容が毎年同じ状況にあり参加者が減少している。	ノーマライゼーションの理念浸透のため社会福祉協議会に対しふれあい広場の内容、市民への周知方法等の見直しを要望していく。 身体障害者福祉協会の新会員の確保に協力していく。	障がい者等がスポーツ大会に参加し、表彰を受けることで自立意識が向上しており、また、ふれあい広場を開催することで地域住民へのノーマライゼーションの理念浸透のため、今後も継続して支援していく。	現状維持
障害者関係団体育成事務	福祉課福祉係	芦別市身体障害者福祉協会	障害者相互の交流・親睦を図り、保健、研修等の厚生事業の実施により、障害者福祉の増進を図る。	障害者福祉の増進と協会運営安定のため、芦別市身体障害者福祉協会に必要経費を交付する。	186	B	障害者の自立のため、相互交流・親睦を図ることから、市が身体障害者福祉協会に対し、毎年補助金を交付しているが、市が補助をせずとも自主運営が可能とされている。	事業内容等を精査し、平成23年度より市の補助金を交付しないこととした。	廃止	休・廃止
重度心身障害者医療助成事業	健康推進課医療助成係	身体障害者1・2級と3級の内部障害者及び重度の知的障害と判定または診断された者(A判定)のうち、本人、配偶者及び扶養義務者のうち主として本人の生計を維持するものの所得の額が所得制限限度額以内の者	重度心身障害者の健康の保持と福祉の増進を図る。	身体障害者手帳等取得時、案内及び広報あしべつによる周知	53,441	B	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	関係規則、様式等の見直しを行ったことで、円滑に事務作業を進めることができるようになった。 また、対象者が行う申請等の負担軽減が図られたため現状を維持していく。	現状維持
障害児援護事務	児童課子育て支援センター係	芦別市に在住する知的障がい児等が将来、健全な社会生活を営めるように援護し福祉の増進を図ることを目的とする団体(芦別市手をつなぐ育成会)	知的障がい児(者)及び重複障がい児(者)が将来健全な社会生活を営めるよう援護し、その福祉を図ることを目的とする。	障がい児をもつ子どもと家族が相互に励まし合い情報を交換し交流を深める場や集団訓練の場を選択し療育の推進及び自立心を高める為に必要な経費を手をつなぐ育成会に交付する。	36	B	都市化の進行や生活様式の多様化により、地域社会における連帯感が薄れつつある中、障がいの種別に関わらず障がい児とその家族が自立して社会参加を進め、親子共に地域で安心して暮らすために利用しやすい福祉サービスの環境作りが課題である。	障害を持つ子どもと家族が、相互に励ましあい情報交換や交流を深める場、集団訓練の場を選択し療育推進及び自立を高めるために手をつなぐ育成会の促進を図る。	平成23年度から、交付金を廃止する予定となっているが、事務については継続することから、今後についても障がい児とその家族が安心して地域社会で生活することができるよう援護を図る。 そのために、市が関与して事務を行うことが必要となる。	現状維持

平成23年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

④ 多様な子育て支援の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
乳幼児医療助成事業	健康推進課医療助成係	乳幼児(就学前)は入院及び通院、小学生(就学時)は入院のみ該当し、主として本人の生計を維持する者の所得の額が所得制限限度額以内の者	乳幼児の疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持と福祉の増進を図る	市役所窓口、案内及び広報あしべつによる周知	9,247	B	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	関係規則、様式等の見直しを行ったことで、円滑に事務作業を進めることができるようになった。 また、対象者が行う申請等の負担軽減が図られたため現状を維持していく。	現状維持
遺児年金支給事務	福祉課福祉係	遺児年金受給対象者(義務教育修了前の児童)	両親又は父を亡くした遺児の健全な育成助長と福祉の増進を図ることを目的とする。	支給額:遺児1人につき3,000円/月を支給する。	468	B	支給額が平成5年度以降改定がないことから、支給額が現在の社会上、経済上妥当なのか疑問である。	支給額について、他市の状況を把握する。	支給対象者は、両親又は父親と死別した義務教育修了前児童に限定しているため、対象者が急激に増加することは考えられないが、遺児を扶養する保護者の経済的負担軽減のため継続して実施する。	現状維持
子育て支援センター管理運営業務	児童課子育て支援センター係	子育て中の親及び子ども	子育てについての悩みを持つ家庭を支援することにより、育児不安の解消を図り、楽しく子育てができ良好な親子関係を築けるよう支援していくことを目的とする。	地域の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、安心して子育てできるよう支援体制の充実を図る。	157	A	子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、子育てで家庭の孤立化や育児不安の解消を図らなければならない。	次世代を担う子どもたちが、地域社会で大切に守り育てられる支援体制づくりに努める。	子どもを安心して産み育てることができる環境づくりが叫ばれている今日、地域における子育て支援の核として、また親子の交流の場の提供などを行っている。 今後は、さらに子育てに関する意識や啓発を図りながら、子育て支援センターの機能充実に努め、地域の子育てを担っていく。	現状維持
留守家庭児童会運営事務	児童課児童センター係	留守家庭児童会入会児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童一放課後児童) 留守家庭運営事業(ひばり児童会・すみれ児童会)の2ヶ所で実施し、障がい児の受入れを行っている。	放課後の一定時間を指導員の保育のもと、適切な遊びと生活の場を与え、児童の安全確保と健全育成を図る。	児童センター等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の推進を図り、様々なニーズに対応できるよう努める。	2,860	A	平成22年度から小学校長期休暇期間における留守家庭児童会の開設時間を午前10時から午前9時に繰り上げ、新たに土曜日の開設を行ったことから、預かる児童が増えたが、さらに一部開設時間の繰り上げの要望がある。	保護者の就労状況及びニーズの把握のため意向調査を実施する。	留守家庭児童会の運営については、地域の実情に応じて行う。 意向調査の分析を踏まえ開設時間の繰り上げの検討を行う。	現状維持
児童センター管理運営業務	児童課児童センター係	児童センター利用者	児童に健全な遊び場を提供して健康を増進し情操を豊かにするほか、遊びを通して児童の集団的、個別的な指導を行うとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る。	地域における異年齢の子どもや大人との交流の機会を与え、また課題をもった事業を展開するとともに教育委員会とも連携し、親子参加型の各種行事等を開催する。	1,121	A	児童センター各事業については、参加の多い事業と少ない事業があり、事業の選定や工夫が必要である。	参加の少ない事業については、学校へのポスター掲示や一人ひとりの児童への呼びかけ等に努めるとともに児童、生徒に対するアンケート調査等を行う。	魅力ある事業を積極的に取り入れ、効果的な事業実施による利用児童の拡大が図られるよう、現状把握に努めながら積極的な事業展開を進める。	現状維持
子どもセンター保育園管理運営業務	児童課子どもセンター保育園	生後8週以上～就学前の乳児または幼児	児童福祉法に基づき、保護者が家庭において十分保育することができない児童を保護者に代わって保育し通所する児童の心身の健全な発達を図る。 日々保護者の委託を受け、保育に欠ける乳児、または幼児を保育する。	児童に健康と安全な環境を整え、各種事業を行いながら生活や遊びを通して総合的な保育を行う。	18,774	A	少子化・核家族化により母親の育児力が低下しているとともに、子育てを支える地域社会の結びつきが希薄となっているため、孤立化している子育て家庭が少なくないのが現状である。 また、出産後も仕事を続ける女性が増えてきているなか、入所児童の低年齢化により怪我等が増えるのではないかと心配である。	育児不安や育児ストレスを抱える母親に対し、保育士・看護師・栄養士・家庭児童相談員等が連携を図りながらサポートし、不安を解消しつつ育児の手助けをしていく。 また、保育環境を整備し、乳幼児が安全に生活できるようにする。	安心・安全な保育環境づくり、保育士等の資質の向上、養護と教育と食育の充実に努める。 また、地域の子育てにおけるニーズと子育ての総合施設子どもセンターの機能と連携を図ることで、今後の子どもセンター保育園の運営を行う。	現状維持
上芦別保育園管理運営業務	児童課上芦別保育園	満1歳以上～就学前の幼児	日々保護者の方々の委託を受け、保育に欠ける幼児を保育する。	児童福祉法に基づき環境を整え、生活や遊びを通して保育する。	13,046	A	家族構成や就労形態、子育て意識の変化、地域の結びつきの希薄化等を背景とし、保護者の育児力が低下してきている。 保育園任せになってきている面がある。	保育士は、現状維持に甘んずることなく研鑽を重ね、他職種の人もとも連携を図り、専門性や人間性の向上に努め、保護者の不安を解消し援助していく。	保育士の資質の向上を図り、健全な環境づくり・養護・食育等の充実に努める。 また、保護者のニーズにこたえながら、多機能施設である子どもセンターとも連携を図り、保育を進めていく。	現状維持
一時預かり事業	児童課子どもセンター保育園	幼児及び母親が里帰り出産などにより、一時的に保育が必要な幼児	専業主婦等育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応する。	厚生労働省令で定めるところにより保育をする。	150	A	勤務形態の多様化、利用の仕方さまざまである。 また、幼稚園の預かり保育のない日には利用者が殺到し、受入れできない幼児もいる。	1日の利用定員数を、年齢により若干幅をもたせると変更し、利用者の希望に応えたい。	利用者の就労形態の多様化・入院等・私的な理由により、一時的に保育を受けることが困難となった幼児に対応するために、より一層利用者サービスの充実に努める。	現状維持
児童入所施設関係事務	児童課子ども家庭係	市民(妊婦)	保健上必要があるにもかかわらず、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産していただくために、指定の助産施設(砂川市立病院)に入院してもらい、出産に必要な費用の一部を助成する。	妊婦健診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度利用の広報活動を行う。 助産相談の受付を行い、必要と思われるケースについて助産施設で助産を行う。	632	A	家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産ができるよう出産費用の一部を助成する本制度について、知らない市民がいる。	妊婦健診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度の広報活動を行う。 助産相談の受付を行い、必要と思われるケースについては、助産施設において助産を行う。	国の子育て支援が重要視されているなか、本市においても少子高齢化時代に突入をしているので、安心して出産・育児ができるように支援の充実を図る。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
児童デイサービスセンター管理運営業務	児童課子育て支援センター係	通園児と保護者	発達又は、成長の遅れや障害のある児童及びその疑いのある児童が、保護者と通園することにより、早期療育を実施するとともに、家族の支援を行う事を目的とする。	教材等を効果的に活用し、個別指導、支援を行いながら、各種行事を通じ親子の交流を深める。 北海道通園センター連絡協議会に加入し、職員の知識や資質向上のため、各種研修等に参加、また、ケース会議及び母親教室を開催し、現状把握と対応に努める。	340	A	諸問題を抱える発達のある子どもや障がいを持った子ども等の家族が悩んだり、孤立することがないように、相談・療育を受けるための専門的な資源が不足している。 また、就学児の受け入れ体制等についても、検討を要する。	施設等専門支援事業の活用、研修会の参加等により職員の啓蒙、啓発を図り児童デイサービスセンターの機能を高める。	発達の遅れがある子どもや障がいのある子どもの家族が安心して地域で生活するためには、早期発見、早期療育は大変重要であることから、今後ますますこの業務については、専門性が求められるため、職員研修や啓発を図っていかねばならない。 また、就学児の受け入れの件については、法改正後の指針を踏まえ、検討する。	現状維持
療育推進協議会運営事務	児童課子育て支援センター係	保護者、保育士、幼稚園教諭、学校関係職員、保健師、市民(近隣市町村関係職員)	知識の向上と療育の充実を図るとともに啓発を行う。	専門知識を有する講師招へいにより、療育に対する理解と知識を深める。	50	A	発達に遅れがあり育てにくい子どもや障がいを持った子ども、家族にとって専門的な療育や医療が不可欠であり、日常におけるサポートは欠かせないのが現状である。 しかし近くに専門的な医療機関等がなく、個々では地域における関係機関との連携も取りにくい。	地域を取り巻く関係機関や専門機関との連携を取り、諸問題を抱える家族に健全な社会生活を営むために必要な福祉サービスの利用を促進したり、専門機関への橋渡しを図る。	子どもとその家族が、地域社会の中で生活をしていくことについて、療育推進協議会の運営を通してこれからも関係機関との連携を重視し、健全な日常生活をおくれるよう知識の向上と療育の充実を図る。	現状維持
子どもセンター管理運営業務	児童課子ども家庭係	乳児、幼児、児童、生徒及び保護者	児童福祉の拠点施設に位置付け、複合施設のメリットを活かした多機能施設として運営の充実を図るとともに、少子化に伴う子育て支援のための保育事業の拡大や放課後児童対策など、時代の要請にあった施策を実施することで児童福祉の充実をめざす。	子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもを安心して生み育てることに誇りと喜びを感じることができるような支援体制をつくる。	14,208	A	近年、核家族化の進行や就労環境の変化が進み、親の子育てに対する不安や負担増に加え、孤立化している子育て家庭が少なくないのが現状である。	複合施設のメリットを活かした多機能施設として運営の充実を図るとともに、少子化に伴う子育て支援のための保育事業の拡大や放課後児童対策など、時代の要請にあった施策を実施する。	子育て支援としての複合施設である子どもセンターについては、複合施設としてのメリットを活かした多機能施設として運営の充実を図るとともに、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもが安心して生み育てることに誇りと喜びを感じることができるような支援体制をつくる。	現状維持

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

⑤ 家庭児童相談の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
家庭児童相談業務	児童課子ども家庭係	18歳未満の児童	社会情勢の変化に伴い、地域社会や家庭環境が大きく変化し、児童に関わる問題として、いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、非行、犯罪の低年齢化など多種多様化してきている。 また、家庭児童相談の内容も複雑化・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実などを行っている。	家庭児童相談室だけでは対応しきれない内容の相談も多く、専門機関である児童相談所などと連携し、支援体制の充実を図る。	2	A	社会情勢の変化に伴い、地域社会や家庭環境が大きく変化し、児童に関わる問題として、いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、非行、犯罪の低年齢化など多種多様化してきている。 また、家庭児童相談の内容も複雑化・長期化しており、深刻な社会問題となっている。	家庭児童相談室だけでは対応しきれない内容の相談も多く、専門機関である児童相談所などと連携し、支援体制の充実を図る。	子どもと家庭に関するさまざまな問題について相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るため、児童相談所や民生委員児童委員等とも連携を図りながら、相談業務体制の充実を図る。	現状維持

4 保健・医療・福祉

(2) 福祉

⑥ ひとり親家庭福祉の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
ひとり親家庭等医療費助成事業	健康推進課医療助成係	20歳未満の子を扶養若しくは監護している配偶者がいない母又は父、両親の死亡及び行方不明等により他の家庭で扶養されている子 ※主として本人の生計を維持するものの所得の額が所得制限限度額以内の者	ひとり親家庭等の父母と子の健康保持及び福祉の増進を図る	市役所窓口、案内及び広報あしべつによる周知	6,957	B	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	特になし(今後の方向性のとおり課題解決済み)	関係規則、様式等の見直しを行ったことで、円滑に事務作業を進めることができるようになった。 また、対象者が行う申請等の負担軽減が図られたため現状を維持していく。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧



総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
民生委員会運営事務	福祉課福祉係	民生委員・児童委員、芦別市民生委員児童委員協議会、民生委員推薦会	支援が必要な高齢者、障がい者、児童等に対して、相談や援助などを行い地域で安心して生活ができるよう福祉サービスの推進を図る。	民生委員協議会へ経費の支援を行う。	6,230	A	民生委員・児童委員及び主任児童委員の成り手の確保、個人情報提供の整備	町内会と連携しながら各委員の選出を行い、各委員から要望が出ている活動に必要な個人情報の提供の整備を行う。	高齢者や障害者の増加とともに少年非行や児童・高齢者虐待など社会問題が山積みする中で、地域住民の相談者として活動する民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割はますます重要となっていることから、地域福祉の向上のため活動に対する経費負担を継続する。	現状維持



総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
国民健康保険団体連合会負担金	健康推進課国保係	国民健康保険法による被保険者全体	芦別市国民健康保険の一般的な事務に要する経費で、医療費等の給付取りまとめ機関に係る経費負担をする	北海道国民健康保険団体連合会に負担金を納付	375	A	法律に基づき、北海道内の市町村及び国保組合が共同してその目的を達成するために必要な国民健康保険事業を行うことを目的に設置されているため、特になし。		北海道国民健康保険団体連合会は、北海道内の市町村及び国保組合が共同してその目的を達成するために必要な国民健康保険事業を行うことを目的に設置されたため、今後においても継続する。	現状維持
保険税賦課徴収事務	健康推進課国保係	国民健康保険法による被保険者全体の賦課徴収事務	国保財源を維持するため、国民健康保険税の適正な賦課を行い収納率の向上を図る	口座振替による納付推奨を行うとともに、差押え等滞納処分を行う	593	A	国民健康保険の新規資格取得者は、稼働していない者が多いため、口座振替者の新規加入者に大きな伸びがないのが現状である。	新規資格取得時及び広報誌「国保だより」等で、口座振替について勧奨する。	引き続き口座振替の勧奨及び滞納処分等を実施し国保財源の確保に努める。	現状維持
国民健康保険運営協議会	健康推進課国保係	国民健康保険法による被保険者全体	国保事業の運営に関する重要事項を審議する	芦別市国民健康保険運営協議会の開催	85	B	国民健康保険法で運営協議会の設置が義務付けられているため、特になし。		国民健康保険法で運営協議会の設置が義務付けられており、今後も国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を継続する。	現状維持
医療費適正化特別対策事業	健康推進課国保係	国民健康保険による被保険者全体の診療報酬明細書	診療報酬明細書の点検等を行い、医療費の適正化を図る	診療報酬明細書の点検及び医療費適正化啓発普及用パンフレット等の配布を行う	3,466	A	医療費の適正化に向け、被保険者全世帯に対し、保険証の更新時に啓発普及用パンフレット及び後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードを送付しているが、大きな医療費の削減とはなっていない。	医療費の削減に向け、診療報酬明細書の点検業務の強化を行う。	平成23年度から、診療報酬明細書の電子化に伴い、点検業務の私人委託から業者委託に変更し、一層の効果が図られるよう措置する。	現状維持
手数料	健康推進課国保係	国民健康保険法による一般被保険者及び退職被保険者等	北海道国民健康保険団体連合会が、診療報酬の審査を行う	北海道国民健康保険団体連合会へ審査手数料を納付	3,737	B	北海道国民健康保険団体連合会で診療報酬の審査を行っているが、各都道府県の連合会により、範囲が異なったりしているため、統一したものとなっていない。	平成23年4月からレセプトの電子請求化が開始されることにより、全連合会に導入される国保総合システムにより、統一したものとなる。	全連合会に導入される国保総合システムにより、保険者負担の軽減を図ることができる。	現状維持
特定健康診査等事業	健康推進課国保係	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者	芦別市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施し、医療費の適正化を図る	被保険者への広報周知等。未受診者対策(電話勧奨、未受診者訪問等)。他健診、人間ドック等との連携(情報提供等)。	3,798	B	平成24年度の全国目標値が65%とされており、市の目標値については、平成24年度までの実施計画の中で、平成20年度20%、平成21年度25%、平成22年度40%、平成23年度55%、平成24年度60%としているが、平成20年度の受診率が14.7%、平成21年度16.0%、平成22年度18.8%と達成できていない。	受診率の目標達成に向け、市民への周知、受診勧奨等の対応を図る。	法律に基づき、保険者が実施する事業であり廃止することはできない。引き続き受診率の目標達成に向け、市民への周知、受診勧奨等の対応を図る。	見直し(改善)
保健事業	健康推進課国保係	国民健康保険被保険者全体	被保険者に対し、各種検診に係る費用の負担を行い、医療費の適正化を図る	被保険者に対し、がん検診費、骨粗鬆症及びインフルエンザ予防接種に係る費用の負担を行う	6,134	B	国民健康保険被保険者の検診対象者全てが受診していないため、今後、受診者が増加するような方策をとる。	集団健診時に特定健康診査を受診する場合、がん検診等の併せて受診するよう勧奨することにより、受診者数の増加に繋げる。	検診等の受診者を増やし、多くの被保険者が継続して毎年受診することにより、疾病の早期発見、早期治療を行うことで医療費の抑制に繋げる。	現状維持

平成23年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

(3) 社会保障

④ 介護保険の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
介護保険事業賦課徴収事務	介護保険課介護係	65歳以上の第1号被保険者	保険給付の財源となる介護保険料の徴収事務	年金からの引き取りによる特別徴収及び納付書による普通徴収。 普通徴収の滞納については、督促状、催告状の発令のほか、税務課納税係において、保険料の徴収業務を行っている。	379	A	介護保険料については、年金から引き取りする特別徴収と納付書による普通徴収があるが、普通徴収における滞納分の回収が課題となっている。	滞納に対しては、督促状、催告状を発送し納付を促しているほか、税務課納税係において、保険料の徴収業務を行っている。	今後も滞納に対しては、督促状、催告状を発送し、税務課納税係とも連携を図る。	現状維持
介護予防特定高齢者事業	介護保険課介護サービス係	特定高齢者	高齢者の生活機能の維持・向上と生きがいのある自立した生活を支えるため、介護や支援等が必要になる状態の前から、介護予防への関心を高めるための普及を図り、介護の必要となるおそれのある特定高齢者に対し、できる限り自立した生活を営めるようサービスを提供する。	生活機能の低下により要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者を把握するため生活機能評価を実施する。	203	B	介護認定のつかない高齢者の方を対象とした介護を受けることにならないよう予防する事業を行っているが、介護を受けていない高齢者を特定高齢者と一般高齢者という名称での区分けの問題、対象となるためには、検診を受けなくてはならないなど手間がかかることから、興味があっても参加する市民が少ない。	国においても事業実効の仕方、特定高齢者という名称を変更するなどの制度改正が行われてきているので、今後それに沿って本市の事業も変えていく。	平成22年度途中で制度改正が行われたことにより、平成23年度からは、検診を受けなくても一定の方法で対象者と決定することができるようになった。 関係部局と打ち合わせをし、事業全体の流れ、内容を見直し、今後より多くの特定高齢者の方に事業参加してもらえよう検討する。	見直し(改善)
介護予防特定高齢者事業	健康推進課健康推進係	通所型介護予防事業の対象者(芦別市生きがいデイサービスセンターに通所し、栄養改善及び口腔機能向上支援が必要な特定高齢者)	食を食べることを通じた介護予防に取り組むことにより、要介護となることを予防する。	①通所型介護予防事業(運動器・栄養・口腔機能)の対象者を決定する。(介護サービス係) ②栄養改善・口腔機能向上事業として、管理栄養士及び歯科衛生士による個別計画を作成し、生きがいデイサービスセンター通所を活用した支援を行う。また、食べる機能を通じた健康づくりを広く普及啓発する。(健康推進係)	0	B	個別支援の対象者が減少している。	地域支援事業実施要綱の改正(平成22年8月:厚労省)に基づく対象者決定の変更により、対象者の増加が見込まれるので、個別支援の対応を図っていく。	対象者に応じた適切な支援を行っている。	現状維持
介護予防特定高齢者事業	福祉課福祉係	要介護状態になるおそれが高い状態にあると認められる65歳以上の市民で地域包括支援センターの介護予防マネジメント業務により支援が必要として通所介護予防事業の対象者に決定された高齢者	対象者に応じた個別支援により、要介護状態となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。	生きがいデイサービスセンターにおいて機能回復訓練等を行うことにより要介護状態への進行を予防する。	81	A	介護予防の観点から必要な事業であるが利用者が少ない。	地域包括支援センターと連携しサービスを必要とする高齢者の発見に努める。	要介護状態への進行を予防するために必要な事業であり今後も継続して実施していく。	現状維持
介護予防特定高齢者単独事業	福祉課福祉係	60歳以上の一般高齢者	特定高齢者となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。	生きがいデイサービスセンターにおいて機能訓練等を行うことにより特定高齢者への進行を予防する。	12,537	A	介護予防の観点から必要な事業であるが利用者が少ない。	地域包括支援センターと連携しサービスを必要とする高齢者の発見に努める。	特定高齢者への進行を予防するために必要な事業であり今後も継続して実施していく。	現状維持
介護予防一般高齢者事業	健康推進課健康推進係	65歳以上の市民	高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう介護予防のための日常生活の取り組みを普及啓発する。	高齢期の健康づくりに必要な「食」に関する支援や、口腔機能低下による誤飲・肺炎を予防するための体操や口腔の手入れ等の健康教育を実施する。 また、必要に応じて、食事や歯・口に関する個別相談を行う。	11	A	実践につながるよう効果的に行う必要がある。	気づきを促すチェックシートの活用や体験学習など内容を工夫して実践する。	対象者に応じた内容の工夫をして実施する。	現状維持
介護予防一般高齢者事業	福祉課福祉係	要介護認定で自立判定となった高齢者	要介護状態となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。	高齢者に対し生活管理指導員を派遣し日常生活の世話や相談、助言を行い高齢者の生活を確立することで要介護状態への進行を防止するとともに、生活習慣の指導又は体調調整のため必要と認めるときは一時的に施設に入所させて養護する。	511	B	介護予防の観点から必要な事業であるが利用者が少ない。	地域包括支援センターと連携しサービスを必要とする高齢者の発見に努める。	要介護状態への進行を予防するために必要な事業であり今後も継続して実施していく。	現状維持
介護予防一般高齢者事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域における介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域の構築を目指して健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。	市内の各老人クラブをはじめ、町内会等の各種活動の場において、介護予防についての講和・運動等を行い意識付けを図る。	140	C	介護予防支援事業は、介護認定を受けられないよう、認定を受けていないかたを対象に行う事業で、今後においても重要な事業として、事業自体も拡充していかなくてはならない。 しかし、現行の市の体制は、従来どおりの事業にしか対応を考えていない体制となっていることから、見直しが必要。	事業を行ううえで、他部局でも実施を考えている団体への事業については、一緒に行うなど、今よりももっと連携が必要であると思われる。 また、事業自体の見直しも必要と思われる。	現行の体制では限界があることから、サービス拡充に当たっての対応は、地域包括支援センターの機能充実(専門職等の人材の確保も重要な課題となっている。)を図ることが必要と思われるので、見直し(改善)に向け協議していく。	見直し(改善)
介護予防ケアマネジメント事業	介護保険課介護サービス係	特定高齢者	特定高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。	対象者が今後、どのような生活をしていきたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を関係者が共有するとともに対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるよう支援する。	3,340	C	特定高齢者の候補となっても、介護予防を必要と感じるまでに至っていないこともあり、参加しない方が多い。	「介護予防特定高齢者事業」にも記載したが、国においても制度の改正が行われている。 事業参加者を増やすことで、特定高齢者が増え、より多くの方のケアマネジメントを行うことで、介護の予防ができることから、市としても特定高齢者の方により興味を持ってもらう事業を今後考えていきたい。	平成22年度途中で制度改正が行われたことにより、平成23年度からは、検診を受けなくても一定の方法で対象者と決定することができるようになった。 関係部局と打ち合わせをし、事業全体の流れ、内容を見直し、今後より多くの特定高齢者の方に事業参加してもらえよう検討する。	見直し(改善)

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
介護予防支援事業	介護保険課介護サービス係	要支援の介護認定を受けた高齢者	高齢者が要介護状態等の改善や重度化の予防又はその悪化の防止	地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所の指定を受け、要支援1・2の認定を受けたサービス利用者に必要なサービスを受けられるように適切なケアマネジメントを行う。	3,340	A	要支援認定となる方が増加してきている傾向にある。	市内事業所への委託を行う。	市内事業所への委託も限界にきており、今後の対応については、地域包括支援センターの機能充実(専門職等の人材の確保も重要な課題となっている。)を図ることが必要と思われるため、現状を維持し検討していく。 人的配置の見直しに関しては、民間その他新しい公共のあり方を含めた新たな枠組みも加え検討する。	現状維持
総合相談事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。	支援を必要とする高齢者を見出し、各種サービス等により適切な見守りを行うとともに、更なる問題を防止するため、地域における関係者のネットワークを構築し、それを活用するほか、様々な社会資源との連携による情報収集や戸別訪問等により高齢者及び家族の状況を把握する。	3,413	B	相談が入ると、その事案に係りきりにならないことはならないことから、他に抱えている事案を処理することが難しくなる。	係内で仕事をカバーして行う。	相談事例が今後多くなることが予想されることから、専門に行う者が必要と思われるため、現状を維持しながら検討していく。 また、高齢者のニーズを的確に把握し支援を要する高齢者数及びびく次ぐ制度改正に即応できるよう、サービス環境の整備を図る。	現状維持
権利擁護事業	介護保険課介護サービス係	高齢者	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。	高齢者の権利擁護のため支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止等の制度を活用する。	3,413	A	最近相談が多くなってきている。	係内で仕事をカバーして行う。	相談事例が今後多くなることが予想されることから、専門に行う者が必要と思われるため、現状を維持しながら検討していく。	現状維持
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護保険課介護サービス係	介護支援専門員等の関係者	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。	介護支援専門員が、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援するための会議等を開催する。	6,979	B	限られた人員で、限られた時間での事業展開となってしまふ。	他の事業に時間を費やしてしまうこともあることから、人的配置など見直しがいざされれば、変わっていくと思われるが、現状ではこのままでよいと思われる。	包括支援センターの必要性が増す中で、今後の国の動向を見極めながら新しいことへの勉強会を増やすなどして、今後も各事業所との連携を深めていく。	現状維持
介護給付等費用適正化事業	介護保険課介護保険係	介護保険受給者	介護給付費通知により、通知した内容どおりのサービスを受けたか、支払った利用者負担額と相違がないかなどの確認を促すことにより、介護給付費の適正化に資する。	1月から12月までの1年間分に給付内容を通知。	71	B	介護給付費通知については、平成22年度から実施。実施時期が3月になったことから、2月の中旬までに実施することが望ましい。	介護給付費通知については、2月の中旬までに実施できるよう対応する。	国の方針に沿って、今後も事業を継続していく。	現状維持
認知症高齢者見守り事業	介護保険課介護サービス係	市民	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築	認知症サポーター養成講座を開催する等、地域の方々に認知症の普及啓発を図り支援体制の構築を図る。	4	B	認知症サポーターを増やす事業を始め、その後サポーター講座を行い、サポーター数を増やす。	メイト(講師)を増やすことを考えており、その後サポーター講座を行い、サポーター数を増やす。	他に講座を実施してくれるところが出てくれば、開催回数など実施方法の見直しができる可能性があるが、現状は他にないため現状維持でよいと思われる。	現状維持
家族介護継続支援事業	福祉課福祉係	常時寝たきり状態で要介護3・4・5に認定された常時紙おむつが必要と認められる高齢者	在宅で常時紙おむつを必要とする者の介護者に対し経済的負担を軽減する	1人あたり3枚の紙おむつを現物支給する	1,180	B	支給対象基準に該当しない高齢者も実際は紙おむつを使用しており該当非該当により経済的負担に差が生じている。	全ての希望者に対応するには基準の緩和が必要であるが、安易な紙おむつの使用につながるから他市の状況を調査し判断していく必要がある。	高齢人口が増加する中、在宅介護者の家庭における経済的負担を軽減するため継続して実施していく。受給者の判断を適切に行う。	現状維持
成年後見制度利用支援事業	介護保険課介護保険係	身寄りのない認知症等の高齢者(65歳以上の被保険者)	市長申立てによる法定成年後見制度に要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことにより成年後見制度の利用促進を図る。	市長申立てによる審判については、成年後見制度利用判定委員会で検討。後見人等の報酬に係る助成については、申請行為による。	0	B	特になし	特になし	対象者に対しては、制度の活用を促進していく。	現状維持
住宅改修支援事業	介護保険課介護保険係	居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない要介護(支援)認定者	住宅改修を希望する要介護(支援)被保険者で、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない者に対し、住宅改修の必要な理由書を作成した場合の経費を助成することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持していくことができるよう支援を行う。	介護支援専門員、作業療法士等の資格を有する者であって、居宅介護住宅改修等の支給対象となる住宅改修について、十分な専門性があると認められるものが理由書を作成した場合に、理由書作成者に対し助成を行う。	2	B	居宅介護(介護予防)支援を受けていないことが条件であることから、対象者は限定されている。	居宅介護(介護予防)支援事業所等と連携を図り、該当する場合には助成していく。	今後も居宅介護(介護予防)支援事業所等と連携を図り、事業を実施していく。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
地域自立生活支援事業	福祉課福祉係	①65歳以上の独り暮らしの者で食事の用意が困難な事情にあると認められる者。 ②65歳以上の者のみで構成される世帯のもので、食事の用意が困難な事情にあると認められるもの。 ③その他市長が特に認める者で、食事の用意が困難な事情にあると認められるもの。	食事の用意の困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者の健康状態及び安否を確認する。	週6回もしくは週3回の夕食を配食する。	9,203	B	現制度では、食事を用意することができない高齢者のため、買い物ができる高齢者は対象外となっているが、栄養管理上、料理を作れず惣菜を買っている男性高齢者の対応が必要である。 また、年金生活者にとって利用者負担が家計上負担になっている。	他市のサービス内容、利用料金の状況を把握する。	食事の用意が困難な利用者に対し配食を通じ安否の確認などで安心な生活を過ごせるよう継続して事業を実施する。	現状維持
保健福祉施設管理運営	介護保険課介護サービス係	市民	要支援・要介護者がそれぞれの能力や身体状況に応じて、できる限り自立した生活ができるよう、介護老人保健施設及び老人デイサービスセンターにおいて適切な介護サービスを提供するとともに質の良いサービスの向上を図り快適な環境を保持するための施設の適切な維持管理を行う。	介護老人保健施設等の充実	364,602	A	待機者が多くいる。	20床増床をする予定。	短期間ではなく長期的な展望に立ち待機者の状況を見極めながら、増床等の必要性を判断する必要がある。	現状維持
訪問看護事業	介護保険課介護サービス係	利用者等	本人や家族の希望により在宅で療養される要支援・要介護者等に対して、主治医の指示に基づき病状や障害の観察や医療措置等の療養上の世話、清拭や身体の清潔保持を行い可能な限り居宅において自立した生活が出来るよう支援するため、訪問看護による介護サービスを提供する。	訪問看護によるサービス提供他	573	B	訪問看護希望者が増加傾向にある。	臨時で職員を配置するなどの検討をする。	需要もあり、市内全体の需要に対し対応できる事業所が他にないことから、現状の体勢で行っていく。	現状維持
居宅介護支援事業	介護保険課介護サービス係	要介護認定を受けた高齢者	要介護者の能力や身体状況に合わせて必要な介護サービスを提供できるようにするため介護支援専門員が介護サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、可能な限り自立した生活を継続できるよう支援する。	利用者宅への訪問、居宅サービス計画の作成、介護サービスとの連絡調整及びサービス担当者会議の開催	485	C	現行1名体制で、不在のときの対応ができないことがある。	廃止を視野に入れ検討中。	現行の1名体制では、不在のときに対応することができない。 また、市が行う必要性や市内利用者及び事業所の状況に加え、起債、補助金の返還など必要なことを考慮し、廃止、休止等を考えても良い時期が来ていると思われ、検討中である。	見直し(縮小)
地域包括支援事業	介護保険課介護サービス係	利用者	要支援者の心身機能の維持向上のため、介護予防サービス等の提供に必要な調整を行うとともに介護が必要な状態になる恐れのある高齢者に対するケア、介護予防のための普及啓発を行う。 また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護サービスを始めとした高齢者に関する保険、医療、福祉等の各種サービスへ結び付けるため、高齢者の総合相談や権利譲渡、虐待防止のための事業、介護支援専門員への情報提供・連携促進のための事業を実施する。	介護予防サービスの提供他	3,225	B	利用されたことのない市民からの認知度が低い。	市民に対し、地域包括支援センターのPRを行うとともに、よりよいサービスの提供ができるよう市内の資源把握、求められるサービスの調査、ネットワーク作り力を入れていく。	今後、ますます高齢化社会が加速していく中で、地域包括支援センターが行う事業はより重要となる。高齢者のニーズを的確に把握し支援を要する高齢者数及び相次ぐ制度改正に即応できるように、サービス環境の整備を図る。 今後も、運営協議会の意見はもとより、市民からの意見を踏まえ、社会情勢を見極めながら適切な運営に努める。	現状維持

5 教育・文化

(1) 生涯学習

① 社会教育の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
社会教育委員活動事務	生涯学習課生涯学習係	社会教育委員	社会教育委員の活動に対し支援することにより、社会教育行政を推進する。	社会教育委員は、本市の社会教育に対する立案や助言を行うため、他市町の諸施設・活動の視察、住民の意識調査などを行い、社会教育行政や生涯学習社会の実現に向けた課題等の研修を行う。	151	B	社会教育委員は、社会教育に関する諸計画を立案することなどを職務としているが、現在、教育委員会がすべてその作業を行っているのが現状である。	本年度の定例会議において、グループ討議を通して、社会教育委員にも事業のメニューを考えてもらう。	今後もグループ討議を行い、社会教育委員から出された意見を参考にしながら、事業のメニューを検討していきたい。	現状維持
各種講座・教室等実施事業	生涯学習課生涯学習係	市民	市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。	各年齢層を対象とした講座・教室等を定期的に開催する。	102	B	・参加者の確保 ・多種多様化した学習ニーズへの対応 ・効率的な周知宣伝方法	・市民・地域ニーズの把握 ・市ホームページ、広報、チラシ等の活用	参加したい、参加しやすいと思わせる事業を実施し、より多くの市民が参加できるように企画と運営を行う。	現状維持
各種大学等実施事業	生涯学習課生涯学習係	・高齢者大学:60歳以上の市民 ・高齢者大学大学院:高齢者大学を卒業した市民 ・女性大学:18歳以上の女性	市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。	原則、月2回(5月から翌年2月まで)の頻度で開講し、市民に学習機会を提供する。	265	B	・今以上受講希望者が増加すると、会場の確保等の面で実施が困難(高齢者大学60名、女性大学40名) ・多種多様化する学習ニーズへの対応	・市内の社会教育施設等の利活用 ・市民・地域ニーズの把握	市民による自主的な生涯学習活動に対する支援(サークル活動・NPO法人等の育成)	現状維持
一般社会教育事務	生涯学習課生涯学習係	各種社会教育事業	各種社会教育事業の推進を図ることを目的とする。	各種社会教育事業を円滑に行うため、研修会等に参加するほか、必要な物品を購入する。	78	B	各種団体との連携、市民・地域ニーズなど様々な情報の収集が必要	地域の教育力の発掘と利活用	単に各種団体との連携を増やすだけでなく、地域ニーズに合った、本市の特性を活かした内容とその理解が必要	現状維持
成人式実施事業	生涯学習課生涯学習係	成人該当者	新しい時代に向かって夢と希望を抱き、成人となる者の門出を祝うことを目的とする。	式典及び交流会を実施する。	12	A	対象者に対して7割の参加目標は達成しているが、残り3割の参加促進が課題である。	成人式における事業内容の充実	事業のPRなどの強化	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
学習活動情報提供事務	生涯学習課生涯学習係	市民	市民の自発的・自主的な学習活動を支援することを目的とする。	広報紙のほか、新聞、チラシ、ホームページ等を活用し、学習活動に関する情報提供を行う。	—	A	情報誌の存在が被掲載団体にしか知られていない。	PRの強化が必要	青年センターロビー等において団体の作品を展示して活動をPRする。 また、広報紙やホームページなど利用したPRを行う。	現状維持
市民会館・青年センター管理運営業務	生涯学習課生涯学習係	市民	社会教育の拠点施設として、市民への学習機会の場を提供するため、市民会館・青年センターの管理運営を図ることを目的とする。	老朽箇所等の修繕をしながら、市民会館及び青年センターの管理運営をする。	100,197	B	使用料等の収入を確保するとともに、施設の老朽化に対応していくことが課題である。	魅力ある事業の実施により利用者の拡大を図るとともに、老朽化による故障箇所等の修繕をしながら、市民会館・青年センターの管理・運営をしていく。	今後も使用料等の収入確保とコスト削減に努めるとともに、老朽化による故障箇所等の修繕をしながら、市民会館・青年センターの管理・運営をしていく。	現状維持
社会教育施設有効活用業務	生涯学習課生涯学習係	市民	社会教育施設を有効的に活用し、市民の生涯学習活動に対する効果的な支援をする。	各社会教育施設において、各種イベントや展覧会を開催するなど、施設の有効活用に努める。	—	B	生涯学習活動の展示・発表の場として、多くの団体が社会教育施設を有効に活用していない。	生涯学習団体に社会教育施設のロビー等の空きスペースを有効に活用してもらうよう働きかける。	市民の生涯学習活動の情報提供や展示場所の確保等に努める。	現状維持
図書館管理運営業務	図書館管理係	市民・図書館利用者	図書館施設の維持管理及び施設周辺の環境整備を行うとともに、図書館の運営について図書館協議会その他団体の協力のもと実施することにより、市民の教養と文化の発展に寄与する	適切な維持管理の実施、計画的な設備機器の更新、適切な図書館運営の実施	5,228	B	人口減少、読書離れによる入館者数の減、利用者数の減、それに伴う貸出冊数の伸び悩み。施設・設備の老朽化進行への対策・改善	市民が快適に図書館を利用できるようにするため、施設内外の適切な維持管理は必要不可欠であることから、予算の範囲で、安全安心な読書環境を提供する。	より多くの市民に利用される施設を目標に、老朽化対策など必要な施設、設備の整備を行う。	現状維持
読書普及活動	図書館管理係	市民・図書館利用者	図書館活動に関して、図書館法に則り各種事業を展開し、読書の普及に努める	小・中学校との連携を深めながら利用者増を図る	5,223	B	①本の読み聞かせ、ブックトークなど読書会を通じて図書館の利用促進、読書普及に努めているが、読み聞かせ事業をはじめ各事業の参加数が減少している。 ②入館者数、貸出者数の減少、図書館利用者の特定化。	①小中学校の図書資料の利用状況について、各学校間に利用数の格差があることから、いっそうの利用促進のため各学校、教育委員会と連携する。 ②学級文庫や貸出文庫事業、読み聞かせ事業をはじめとする各事業の内容を見直す。 ③図書館事業のPR方法について創意工夫し、市内小中学校との連携を強化することにより児童・生徒の本への関心、意欲を喚起する方策を検討する。	①全貸出冊数、利用者数のうち多くを占める児童・生徒の利用を増進するため小中学校と連携し、特に移動図書館車を使つての貸出文庫、学級文庫の積極的な活用を通じ、読書普及活動を推進する。 ②個々の図書資料の貸出実績を助産した選書、各学校図書館の蔵書状況を助産した選書。 ③貸出文庫、学級文庫における選書、学校関係資料購入時における選書について、これらを選定する際の選書基準を設定する。	見直し(改善)
視聴覚ライブラリー運営事務	図書館管理係	市民・図書館利用者	図書館活動の一環として、視聴覚資料の充実に努める	広報・ホームページ等で情報を提供する	208	B	2階施設の活用状況について、一定数の利用があるものの、教育資料としての視聴覚関連資料・機材の利用・活用が少なく、利用の多くは平日放課後の児童・生徒によるビデオ、DVD視聴が占めている。 放課後の児童・生徒の居場所を提供している側面があるが、利用実績の多くを占める娯楽性の高い資料の貸出については、一般家庭での再生機が普及した現在において、継続するには公共性が問われることから、視聴覚ライブラリー運営のあり方について検討が必要と思われる。	中空知広域圏ライブラリー廃止後も同様の事業を継続してきたが、公の関与の乏しい事業内容について、事業縮小など見直しを検討する。地域資料の収集、保存、活用など公共性の強い事業については事業内容の見直しとともに継続する。 また、小中学校、社会教育関係の視聴覚資料等購入の際は、学校関係、生涯学習課他の部署、関係機関との連携による計画的な資料の収集に努める等、運営の見直しを行う必要があると思われる。	①地域情報や文化的記録に係る収集・整理・保存の価値のある視聴覚資料について、資料収集、データの整理・保存のうえ一般公開の機会を設定するなど、収集資料の活用を広げる事業を検討する。 ②視聴覚教材の収集の際には、学校関係、社会教育関係機関との連携による選定をおこない、娯楽性の強いDVD等の新規購入にあたっては、妥当性、必要性などについて、選定基準を設け、予算執行する。 ③今後の視聴覚ライブラリーの運営のあり方について検討。	見直し(改善)

5 教育・文化

(1) 生涯学習

(2) 家庭教育の充実

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
家庭教育講座・講演会等実施事業	生涯学習課生涯学習係	・家庭教育講座:小中学生及びその保護者 ・家庭教育講演会:一般市民	家庭教育の充実を図ることを目的とする。	家庭教育に関する学習機会の一環として、家庭教育講座及び家庭教育講演会等を行う。	65	B	子育て世代や教育関係者等現在子育てに携わっている世代の参加が比較的小さい	実施日程や講演内容、PR方法の検討が必要	内容を検討し、PRの強化を図る。	現状維持
家庭教育情報提供事務	生涯学習課生涯学習係	市民	家庭教育の必要性について広く市民に周知することを目的とする。	家庭教育だより「子育て通信」を定期的に発行するほか、広報紙やホームページを活用して、家庭教育の必要性を広く市民に周知する。	—	B	情報提供の対象が広く、情報内容的が絞りきれない。	当初目的どおり家庭教育の必要性を全市民を対象に周知する。	子育て通信の定期的な発行を行い、広報紙やホームページを活用しての周知を目指す。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

(1) 生涯学習

③ 青少年の健全育成

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性			
青少年育成事業	生涯学習課生涯学習係	青少年育成団体等	青少年の健全育成に有効な全ての活動に対し、支援協力するとともに、青少年健全育成につながるリーダーの育成や指導者養成等の青少年健全育成事業を実施する。	各種青少年育成健全育成事業を実施する。青少年育成団体等の活動を促進するため、交付金、補助金を交付する。	3,427	A	青少年を取り巻く環境の悪化が指摘されている中、市民全体で青少年を健全に育成することが必要である。	多くの市民と青少年との交流の機会が増加するよう、青少年育成活動を支援協力し、青少年リーダーの育成・指導者の養成に努めていく。	現在取り組んでいる事業を確実に展開し、次世代の担い手として、青少年リーダーの育成・指導者の養成を行う。	現状維持		
青少年非行防止活動業務	生涯学習課生涯学習係	青少年、青少年センター職員(専門員・補導員等)	青少年の健全育成を目的に行う非行防止活動を効果的かつ総合的に推進する。	青少年センターを設置し、関係機関・団体との連携を密にし、協力しながら各種補導業務、環境浄化活動等に当たる。	771	B	各町内からの推薦により補導員に従事しているが、年々欠員が増えている。仕事等により、特定の補導員が街頭補導活動等に従事できない。	補導員が欠員の町内に対して、推薦の依頼を継続していく。また、青少年が健全に成長することのできる環境づくりのため、関係機関等の連携を図っていく。	青少年センターを中心に、警察、学校等と連携をとり、巡回補導等の強化を図り、非行防止活動に努める。	現状維持		
青少年問題協議会運営事務	生涯学習課生涯学習係	市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者、公募による市民	地方青少年問題協議会法及び芦別市青少年問題協議会条例に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。	青少年問題協議会会議(年2回)を開催する。	113	A	青少年行政の報告が中心となっており、なかなか意見交換や連絡調整まで会議の内容が発展しない。	青少年の非行防止等の課題を見つけ委員相互の意見交換を図り、さらに、連絡調整を図りながら、課題への対応に取り組む必要がある。	今後においても、青少年問題協議会会議に行政としての情報提供を図り、委員相互の連絡調整に努める。	現状維持		
青少年安全対策事務	生涯学習課生涯学習係	市民、事業所、関係団体	不審者による事件・事故の未然防止、被害の拡大防止・早期解決の手助けを行う。	青少年が事件・事故に遭遇し、助けを求めたときに、速やかに警察官の出動要請を行うとともに、青少年の安全を確保するため、「子ども110番緊急避難所」を設置する。また、犯罪等を抑止するため、避難所のステッカーを作成し避難所の見やすい場所に掲示することや、青色回転灯装着公用車による巡回パトロールを実施する。	—	B	広報・市ホームページ等で「子ども110番緊急避難所」を募集しているが、新規事業所の応募がないため、個別に依頼を行っている。	子ども達の安全を守るため、地域・学校等と連携を図り、「子ども110番緊急避難所」の設置に努める。警察署と連携をとり避難訓練の創意工夫を図り、各小学校、幼稚園、保育所での実施に努める。	市と市民が一体となって子ども達の安全を守るため、広報活動に努め、緊急避難所の拡大を図る。青色回転灯パトロール車の巡回パトロールの強化を図る。	現状維持		

5 教育・文化

(1) 生涯学習

④ 芸術文化の振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性			
芸術・文化活動業務	生涯学習課生涯学習係	市民	地域に根ざした芸術文化を支援するとともに、市民が文化的活動に触れる機会や体験する機会を提供し、地域の芸術文化活動の活性化を図ることを目的とする。	市民が芸術文化に親しめるよう、芸術家・芸術文化団体の作品の展示場所や発表できる機会を提供するとともに、広く市民に知ってもらう周知する。	373	B	芸術や文化などの活動に携わっているのが一部の市民に限られているため、市民全体の文化水準の向上を図る必要がある。	市民が気軽に芸術文化作品に触れ親しめる環境の整備など	市民の芸術作品の展示や、創作など活動の足がかりの場や機会など、それらの情報を提供する。	現状維持		
芸術文化交流館管理運営業務	生涯学習課生涯学習係	市民	芸術文化活動の発表・交流の場を提供するため、芦別市芸術文化交流館の管理運営を図ることを目的とする。	市民が気軽に芸術文化活動に参加できるよう、既存施設の有効活用を努める。	1,370	B	施設の認知度が低く、市中部から離れているため、利用づらい。	施設内でのイベントや展示作品のPRをこまめに行い、認知度を高める。	展示作品のPRやイベントの開催などのPRを広報誌やホームページなどでも行うが、地元の人にも協力してもらう。	現状維持		

5 教育・文化

(1) 生涯学習

⑤ 文化財の保護

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《評価(Check)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性			
星の降る里百年記念館管理運営業務	生涯学習課百年記念館管理係	○経常費 星の降る里百年記念館建物及び展示、収蔵品全般。 ●事業費 常設展示室のマジックビジョン映像関係機器一式。	○経常費 教育及び学術文化と地域の活性化に寄与するため、郷土の自然、歴史、文化に係るあらゆる文化財を収集、保管、調査研究し、展示や教育普及活動に活かし、合わせて学習情報提供事業を行う。 ●事業費 百年記念館の主要展示物であるマジックビジョン「炭鉱長屋の一日」の映像関係機器を更新し、展示物の延命を図る。	○経常費 建物本体及び設備機器の適正な管理を行い、収蔵している文化財を適切に保存する。また、展示物や収蔵品の調査研究に基づき、企画展や教育普及活動を実施する。 ●事業費 平成23年度に繰越実施。専門業者に委託し、現行のレーザーディスプレイをDVDプレーヤーに、ブラウン管モニターを液晶モニターに交換し、合わせて既存映像ソフトのデジタル変換及び模型補修を行う。	8,370	B	魅力ある展示活動、教育普及活動の展開。	新しい着想と素材の開発。	多角的、広域的視野で集めた資料を活かす。	現状維持		
文化財保護事業	生涯学習課百年記念館管理係	指定文化財全般。	文化財の保護及び教育的活用を促進を図る。	適切な保護、保存を図るため環境を整備し、文化財の保護及び教育的活用を行う。	289	A	新規指定文化財の調査、選定。	情報の収集と実地調査の展開。	新たな市指定文化財を見出す。	現状維持		

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
幼児教育推進事業	学務課学務係	市内私立幼稚園及び当該幼稚園に通園する園児の保護者	健やかで心豊かな子どもを育む幼稚園教育に必要な運営及び教育環境の整備及び幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図る	私立幼稚園に運営補助金を支給する。幼稚園が行う園児に係る入園料及び保育料を減免する事業に対して、就園奨励費補助金を支給し、保護者負担を軽減する。	15,557	A	国においては、少子化対策や子育て支援という観点から、毎年補助基準額を上げている。これに伴い、市が負担する補助金の額も増加しており、一方で、国の補助金が要綱上の額を満たしていないため、市の単独負担部分が多くなっている。 また、幼稚園に対する運営補助金の交付による幼児教育の場の確保は図っているが、市としては、幼稚園以外の場面において、より積極的に幼児教育を推進していく必要がある。	就園奨励費補助金については、国に対して補助要綱に定める補助率を改正して「3分の1」とし、適切な補助を行うよう要請する必要がある。 また、幼稚園、保育園、小学校とが連携して幼児教育の推進を図る体制づくりを要する必要がある。	就園奨励費補助金については、北海道市長会、北海道都市教育委員会連絡協議会などの団体と連携し、要請活動を実施していく。 また、幼児教育の推進のための体制づくりを進める。	現状維持



総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
学校支援地域本部事業	学務課学務係	支援をする側(地域住民)、支援を受ける側(学校・教員)	いじめや不登校など青少年を巡る諸問題の発生の背景に地域の教育力の低下があげられており、学校現場では、教員の業務量の増加から教師が子どもと向き合える時間の確保が求められている。 このため、地域全体で学校教育を支援する「学校支援ボランティア」の取組を推進し、学校と地域の連携体制を構築し、教師が子どもと向き合える時間の拡充を図る。 また、地域住民が自らの知識や経験を生かす場を広げ、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図る。	学校が求める支援内容に対して、ボランティアを募集・登録(無償)し、学校の教育活動・学校行事等に対する支援を行う。	18	B	学校におけるボランティア支援の要請はあるものの、それに見合った人材の確保や募集登録の活動が十分にできなかった。また、学校における活用についても、十分に行われなかった。 一方で、この事業は、平成20年度から3年間、国の委託事業として実施してきたが、平成23年度からは原則として市の単独事業となるため、活動内容について、経費の負担を含めて検討しなければならない。	積極的な周知と募集活動を進めることにより、学校ニーズに対応できる人材の確保に努めなければならない。 また、市の単独事業となっても、事業実施の効果は高いことから、最小の経費で効果を上げられるよう取り組んでいく必要がある。	引き続き学校支援ボランティアの募集・登録を行うとともに、学校ニーズを把握しながら、地域の人材を活用できるように取り進める。	見直し(改善)
開かれた学校づくり事業	学務課学務係	学校運営(教育目標、教育計画など)	学校が家庭と連携・協力しながら、特色のある教育的活動を展開するとともに、学校評価の実施により学校の教育目標達成に向けて組織的・継続的な改善及び学校教育の質の保証・向上を図り、地域や社会に開かれた学校づくりを推進する。	各小中学校に、学校評議員(5名以内)を配置し、校長との意見交換及び評議員会議の開催を行い、学校運営や諸問題の改善を行う。 また、中学校区を単位として学校関係者評価委員(各7名)を配置し、教育目標達成に向けた学校運営の改善を図る。	186	A	学校評議員と学校関係者評価委員会を活用し、地域や保護者の意見を取り入れ、開かれた学校づくりを今後も進めていくことが必要である。 しかし、二つの組織に類似する点が多いことや、それぞれの人材を確保することが困難となってきたことから、組織の統合を検討していく必要がある。	学校評議員と学校関係者評価委員会の活動を分析し、組織の統合を検討する。	組織の統合を検討し、平成23年度中に結論を出すようにする。	見直し(縮小)
就学指導事業	学務課学務係	小中学校児童生徒、未就学児童(新入学児童)及び芦別市就学指導委員会設置規則に基づく委員	適切な就学指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を適切に行い、人間性豊かな児童生徒の育成を図る。	芦別市就学指導委員会の開催	7	A	就学指導委員会の活動は適切に実施されているが、審議結果に基づいた保護者との就学相談において、保護者の理解を得られずに児童生徒の状態に応じた適切な就学が実施できない場合が発生していることから、保護者に対する就学指導や相談対応について、より専門性を持った対応を検討していく必要がある。	未就学児童(新入学児)については、保健・福祉関係部局や関係機関との連携体制を構築し、保護者に対する就学指導や相談対応を早い段階から実施することにより、児童の適切な就学に結びつけるよう取り組む。 また、既に就学している児童生徒については、学校において保護者と連携の上、必要な検査や調査を実施し、児童生徒の実情にあった就学指導、相談を行うようにする。	就学指導委員会を適切に開催し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒のニーズに応じた就学指導を実施する。	現状維持
外国語教育推進事業	学務課学務係	小学校児童、中学校生徒	外国語(英語)を通じて、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、小学校においては、外国語(英語)の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校においては、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とする。 さらに他国の生活や文化などを体験したり、調査したりするなどの学習活動を行うことにより国際理解や国際交流を推進し、その充実を図ることを目的とする。	英語指導助手(AET)等のネイティブスピーカーや学校支援ボランティアを小中学校に配置し、授業の協力者として学級(教科)担任を補助する。	4,725	A	平成23年度からの小学校における学習指導要領の完全実施により、小学校における外国語活動の時間が増加することから、英語指導助手の効率的な活用を図るほか、担当教諭が自ら研修を積み、授業の充実を図らなければならない。	中学校教諭との連携を図るとともに、英語指導助手等を活用し、授業内容の充実を図る。	小学校における外国語活動の充実と中学校における外国語指導の充実を図るとともに、社会の国際化に対応するため、今後も英語指導助手等を配置する。	現状維持

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》	《評価(Check)》	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
教職員研修・研究等推進事業	学務課学務係	小中学校教職員	教育の成果の多くは、教師の指導力によるものであることから、研修活動の充実を図り、相互に研鑽しあう環境を構築し、教師としての深遠なる教育愛に満ちた指導力と資質の向上に努める。	・学校及び教育振興会等各種教育諸団体における研修体制と事業の実施を支援する。 ・教職員に対して、各種研修会・講習会・セミナーなど資質の向上を目的とした研修・研究の機会を創出し、積極的な参加を奨励する。	1,598	A	校内における研修体制の充実を図られてきているが、専門機関や各種教育団体が実施する各種研修への参加については、教職員数の減少などにより校内体制が整わず困難な部分がある。 学校課題の解決と児童生徒の指導に生かすことができ、すべての教職員が参加できる校内における専門的な研修の実施について検討する必要がある。	校内研修を一層進めるため、平成22年度から各学校に外部講師を招へいするための講師報酬金を予算措置した。この制度を活用して、22年度においては、2回の学校講習会が開催され、学校課題や今日的な教育課題についての研修を実施した。 また、教育振興会により、各学校持ち回りの市内公開研究会(授業研究)の第1回研究会が芦別小学校で実施され、実践的な研修・研究が進められている。	引き続き校内研修を促進させるための対応を行うとともに、学校や教職員の活動を支援していく。	現状維持
教育課程管理事務	学務課学務係	市内の各小中学校	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導・助言等を行う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村教育委員会に指導主事・その他の職員を配置しなければならないことから、「学校教育専任指導員」を配置し、各小中学校における教育課程の管理を実施する。	4	A	複雑・専門化する学校教育を適正に推進していくためには、教育現場にも明るく、専門的な知識を有する人材が必要であり、その能力の一部は、事務局職員にも求められている。	引き続き「学校教育専任指導員」を雇用することにより、学校に対する教育課程の管理や指導・助言を実施していく必要がある。 また、事務局職員については、それぞれが自己研さんに努めることにより、専門性を高めていく必要がある。	学校教育専任指導員の配置により、市立学校の学校教育推進と教育課程の適切な管理ができており、今後においても同様な事務の推進が必要である。	現状維持
いじめ・不登校対策事業	学務課学務係	小学校児童及び中学校生徒	不登校及びいじめ等の心の問題を解決するため、心の触れ合いを大切に、一人ひとりの児童生徒の個性の伸長を図りつつ、社会的な資質や能力・態度と自己指導能力を育成し、生徒指導の充実を図ることを目的とする。	・教育委員会の組織として、「適応指導教室」を設置し、学校に行くことができない児童生徒を受け入れ、専任指導員の指導の下に個別活動、集団活動、体験活動等を行うことによって、学習習慣とコミュニケーション能力を身に付け、対人関係の改善を図る。 ・学校における生徒指導校内委員会などの問題行動に対応する組織体制の機能を充実させるための指導・助言を行う。 ・関係機関(家庭児童相談員・児童相談所等)との連携を図り、問題行動の解決に当たる。 ・スクールカウンセラー(道事業)を活用し、教育相談体制を充実させ、問題行動の解決に当たる	0	A	不登校となっている児童生徒は、ここ2、3年の中で減少傾向にあるが、不登校傾向の児童生徒は多数存在するのが現状である。 また、いじめや非行行為などの問題行動もあり、学校と連携した予防的な取組を積極的に進めていく必要がある。	不登校が発生した場合の受け入れ先として適応指導教室を確保しながら、不登校だけではなく、いじめや非行行為などの防止についての市内における相談窓口としての役割を担えるよう、より一層機能の強化を図る。	引き続き適応指導教室における専任指導員を配置し、専門性を有する対応を図っていく。	現状維持
学力向上事業	学務課学務係	児童・生徒	次代を担う子どもたちのために、創意に満ちた調和と統一のある教育課程を編成し、児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせる。	全国学力・学習状況調査、市内統一学力テストの実施に加え、芦別市学力向上推進会議における研究・協議を実施する。 また、基礎的・基本的な学力を身に付けるため、家庭学習の習慣化を進めることが必要ことから、児童生徒に家庭学習用ドリルワークの配布を実施する。	1,780	A	平成19年度からの全国学力・学習状況調査や市内統一学力テストへの取組結果から、基礎的・基本的な学力が十分に定着していない状況にあることがわかってきた。学校における指導方法のより一層の工夫等が求められる一方で、家庭における学習習慣が定着していないこともわかってきている。 このため、家庭での学習習慣を定着させるための取組が必要である。	学校における指導方法として協力教授等によるチームティーチングの実施や習熟度別指導などの実施のほか、放課後や長期休業日を活用した補充的な学習の実施などに取り組んだ。 また、家庭における学習習慣の確立のため、学校ごとに家庭学習の手引きなどを作成配布し、啓発するとともに、宿題やドリルワークなどを活用し、習慣化を図る。 さらに、学校、家庭での取組を支援するため、芦別市学力向上推進会議の提言を活用していく必要がある。	全国学力・学習状況調査に引き続き参加するとともに、市内統一学力テストを引き続き実施し、児童生徒の学力を分析し、各学校における改善の取組を進める。 また、家庭学習の習慣化を進め、自ら学ぶ意欲を醸成し、基礎的・基本的な事項の定着と、これらを活用した課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるための取組をよりいっそう進める。	現状維持
文化・体育活動振興事業	学務課学務係	小中学校教職員、児童生徒	児童生徒の健康増進と体力の向上及び芸術に対する造詣を深め、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成し、他校との親睦を図る。	・児童生徒の文化・体育振興行事開催を、教育振興会に委託し、実施する。 ・児童等対外競技、中体連体育大会、児童又は生徒の文化行事について、必要な経費を補助する。	1,567	B	教育振興会に委託して実施している文化・体育振興行事については、平成23年度及び平成24年度からの新しい学習指導要領の実施に伴い、授業時数の確保との関係で開催時数の確保が困難となってきた面があることや開催行事の内容の面から、実施内容を見直す必要が出てきている。 また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、保護者が負担する経費の軽減についての要望があり、補助率の見直しを求められている。	教育振興会に委託している文化・体育振興行事については、教育振興会と協議を行い、開催内容の見直しを含めて検討する。 また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、学校及び保護者と補助内容や補助対象とする範囲(大会)を含めて検討する。	児童生徒が市内において本物の芸術・文化に親しむ機会が少ないという現状を踏まえ、その機会確保を前提として事業内容の検討を進める。 また、中学校部活動に対する対外競技出場補助についても、あり方を検討する。	現状維持
特別支援教育推進事業	学務課学務係	小中学校児童生徒及び教職員	LD、ADHD、高機能自閉症等の障害及び学習面につまづきのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う。 また、特別支援教育コーディネーター(小中学校教員)を養成することにより、特別支援教育の更なる推進を図る。	特別支援教育推進員及び学習支援員の配置、特別支援教育コーディネーターの養成	9,206	B	学習支援員による特別支援の実践は進んでいるが、人数に限りがあることから、学校からのすべての要望に対応することは難しい。	必要とする学校にそれぞれ学習支援員を配置できることが理想だが、星槎大学による人材の確保や財政負担の面からも難しい面があるため、各学校においての対応の工夫を求めながら、特別支援教育の充実を努める。	引き続き2名の学習支援員の配置を行うほか、各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心として体制を整備し、特別支援教育を推進する。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
教員住宅管理業務	学務課学務係	市内公立小中学校に勤める教職員	老朽化している教職員住宅の営繕を主体とし、恒常的に適正な管理を実施することにより住宅の耐用年数延長及び居住の快適性を維持する。	教員住宅の管理	1,240	B	建設年度からの経年により教員住宅が老朽化してきていることや空き住宅について、今後の入居見通しを踏まえた維持管理の計画を立てる必要がある。	教員住宅の維持管理計画を立てるとともに、適時に適切な修繕等を実施し、施設の維持を図る。 また、快適な入居環境を維持するとともに、入居の促進を図る。	計画的な維持管理を実施するとともに、入居の促進に努める。 児童生徒の減少に伴い、教職員数も減少傾向にあり、また、市外からの通勤者も増えている現状から、確保する住宅戸数の見直しなど維持管理計画を策定する必要がある。 今後、教員住宅の建設は行わず民間住宅の活用を基本として、需要動向を踏まえながら戸数の縮小・整理を検討する。	現状維持
小学校管理業務	学務課学務係	市内各小学校	各小学校の適切な管理運営を行い、教育環境の改善と充実を図る。	小学校の管理運営	86,535	A	建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。 また、安心・安全のための耐震補強工事が必要な学校施設がある。	耐震補強工事については、国の補助制度を活用して平成23年度に実施し完了する。 また、大規模な修繕や設備の取替等は、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。	適時適切に修繕等の対応を行い、安心・安全な学校施設の維持管理に努める。	現状維持
小学校教育振興事業	学務課学務係	《教材》児童及び教員 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》特別支援学級に在籍する児童生徒のいる世帯及び要保護及び準要保護の世帯 《特別支援学級》特別支援学級担任教諭及び在籍児童》	《教材》小学校の授業用教材・教具等の導入により、効率的な教育の振興を図る。 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯並びに要保護及び準要保護の世帯の経済的負担の軽減を図る。 《特別支援学級》当該学級担任教諭の配置により、担任教諭の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図る。	《教材》教員により教材・教具を用いた指導を行う 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》補助金による 《特別支援学級》在籍児童2名につき1名の担任教諭補助(臨時職員)を配置する	10,596	A	平成23年度から実施される学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、児童の教育活動に支障が生じないように対応しなければならない。 また、宿泊学習や特別支援学級の宿泊訓練活動に対する補助金については、額が少額であることや国の子育て支援制度の充実もあり見直しが必要である。	学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。 また、宿泊学習や特別支援学級の宿泊訓練活動に対する補助金については、廃止する。	小学校における教育活動に支障を生じないように、充実した学習指導となるように、計画的に教材・教具を整備する。 また、補助金の廃止については、学校を通じて保護者に対して周知理解を求め、平成23年度から廃止することとした。	現状維持
小学校就学援助事業	学務課学務係	・生活保護世帯⇒「要保護世帯」 ・世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満の世帯⇒「準要保護世帯」	経済的理由から就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	保護者から提出された「申請書」により、所得額等を調査し、就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。 支給種別(学用品・通学用品費、給食費等)と金額は、各学校や学年、実績等により異なる。	13,253	A	人口の減少や児童数の減少にもかかわらず、制度該当世帯数が減少せず増加傾向にあり、市の財政負担も大きくなっている。 一方で、要保護児童に対しては、新たな支給費目としてクラブ活動費、生徒会費などが追加され、準要保護児童に対する対応の検討も必要となっている。	市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準(世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満)の見直しなどは困難である。 一方で、新たな支給費目の追加については、他市町の動向も踏まえながら対応していく必要がある。	経済的理由により教育機会を奪われるようなことのないように、当面、現行制度を維持しながら、効率的に事業を実施する。	現状維持
小学校情報化教育推進事業	学務課学務係	児童及び教員	コンピュータ機器の普及により、早期からのコンピュータ教育の充実を図る。	教員によりコンピュータを使った指導を行う	15,497	A	現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及やそれへの移行などの動きを見せている。 このため、将来的には、児童1人1台のコンピュータ端末が必要となったり、校内LANなどの整備が必要となったりすることも予想される。これらの動きに対応するため、コンピュータに慣れ親しみ、基本的な操作が可能となるように学習機会の確保が必要である。 教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められ、研修機会を持つことも必要となる。	国の動向を注視しながら対応を図っていく。 また、現在配置されているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。	現在配置されているコンピュータ機器については、平成23年度にリースによる借上期間が満了することから、新たな借上げをし、コンピュータの活用を図るとともに、今後の国の動向を注視しながら情報化教育の推進に適切な対応を図っていく。	現状維持
中学校管理業務	学務課学務係	市内各中学校	各中学校の管理運営のため、教育環境の改善と充実を図る。	中学校の管理運営	33,357	A	建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。	大規模な修繕や設備の取替等は、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。	適時適切に修繕等の対応を行い、安心・安全な学校施設の維持管理に努める。	現状維持
中学校教育振興事業	学務課学務係	《教材》生徒及び教員 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》特別支援学級に在籍する児童生徒のいる世帯及び要保護及び準要保護の世帯。 《遠距離通学費》スクールバスにより通学していない中学校生徒で通学距離が片道6キロ以上のもの	《教材》中学校の授業用教材・教具等の導入により、効率的な教育の振興を図る。 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯並びに要保護及び準要保護の世帯の経済的負担の軽減を図る。 《遠距離通学費》スクールバスにより通学していない中学校生徒で通学距離が片道6キロ以上のものを補助することにより、保護者負担の軽減を図る。	《教材》教員により教材・教具を用いた指導を行う 《特別支援教育就学奨励費補助金、宿泊学習補助金、特別支援学級宿泊訓練補助金》補助金による	3,890	A	平成24年度から実施される学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、生徒の教育活動に支障が生じないように対応していかなければならない。 また、宿泊学習や特別支援学級の宿泊訓練活動に対する補助金については、額が少額であることや国の子育て支援制度の充実もあり見直しが必要である。	学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。 また、宿泊学習や特別支援学級の宿泊訓練活動に対する補助金については、廃止する。	中学校における教育活動に支障を生じないように、充実した学習指導となるように、計画的に教材・教具を整備する。 また、補助金の廃止については、学校を通じて保護者に対して周知理解を求め、平成23年度から廃止することとした。	現状維持

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
中学校就学援助事業	学務課学務係	・生活保護世帯→「要保護世帯」 ・世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満の世帯→「準要保護世帯」	経済的理由から就学困難と認められる生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	保護者から提出された「申請書」により、所得額等を調査し、就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。 支給種別(学用品・通学用品費、給食費等)と金額は、各学校や学年、実績等により異なる。	11,461	A	人口の減少や生徒数の減少にもかかわらず、制度該当世帯数が減少せずに推移しており、市の財政負担も大きくなっている。 一方で、要保護生徒に対しては、新たな支給費目としてクラブ活動費、生徒会費などが追加され、準要保護生徒に対する対応の検討も必要となっている。	市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準を見直すなどの制度改正は困難である。 一方で、新たな支給費目の追加については、他市町の動向も踏まえながら対応していく必要がある。	経済的理由により教育機会を奪われるようなことのないように、当面、現行制度を維持しながら、効率的に事業を実施する。	現状維持
中学校情報化教育推進事業	学務課学務係	生徒及び教員	コンピューターを使った授業を行うことにより、技術的、内容的により進歩した教育を受けるとともに、自主的な学習活動に資する。	教員によりコンピューターを使った指導を行う	8,468	A	現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及やそれへの移行などの動きを見せている。 将来的には、生徒1人1台のコンピュータ端末が必要となったり、校内LANなどの整備が必要になったりすることも予想される。 また、教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められるため、研修機会を持つことが必要となる。	国の動向を注視しながら対応を図っていく。 また、現在配置されているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。	現在配置されているコンピュータ機器の活用を図るとともに、今後の国の動向を注視しながら適切な対応を図っていく。	現状維持
通学自動車運行事業	学務課学務係	・小中学校の統合に伴い、通学が変更となった児童生徒 ・上記のほか、徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒 ・学校行事等のために通学時以外での運行を要請する小中学校長	小中学校の統合に伴う児童生徒及び徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒の通学手段を確保する。 また、学校行事等のために通学時以外にスクールバスを運行することにより、学校教育の円滑な実施に資する。	小中学校の統合に伴い、通学が変更となった児童生徒に対しては、市で購入したスクールバスを業者へ貸し運行を委託し、徒歩による通学が困難な地域に居住し、かつ、その居住地がスクールバスの運行経路上にない児童生徒に対しては、スクールタクシーを運行する。 また、学校行事等のために通学時以外の運行は、スクールバスの委託業者と別途委託契約を締結する。	9,102	B	現有のスクールバスについて、購入年度や運行距離などから老朽化が進んでいるほか、今後予想される学校の統廃合にも適切に対応していかなければならない。 また、学習活動や学校行事による利用回数が増加する傾向にあり、通学時以外の活動への対応が課題となっている。	現有車両の状況や対象児童生徒数を考慮しながら、計画的にスクールバスを更新していく。 また、通学時以外の利用についても、学校と調整の上、できるかぎりの対応を図る。	市がスクールバスを所有し、運行業務を委託する形式によるものが経費の節減にもつながることから、今後も現状どりの体制で事業を進める。	現状維持
学校保健及び各種検診事業	学務課学務係	小中学校児童生徒及び教職員	学校における保健管理及び安全管理を行うことにより、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施に資する。	児童生徒及び教職員に対し、学校保健安全法が規定する各健診を実施する。 また、日本スポーツ振興センターや全国市長会学校災害賠償保険等に加入することにより、学校内での事故、災害時に備える。	5,755	A	健康診断の実施については、市内医師会、歯科医会、薬剤師会にそれぞれ学校医等の業務を委託する中で円滑な実施に努めており、特に問題はない。 また、災害共済給付についても、保護者の理解を得て、全児童生徒が加入しており、特に問題はない。	特になし。	引き続き、適切な健康診断を実施するとともに、災害共済給付にも全児童生徒が加入するよう推進していく。	現状維持
体育振興事業	学務課学務係	小中学校児童生徒	児童生徒が健康で安全な学校生活を営むため、必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図る	小中学校におけるスキー授業に伴い利用するスキーリフト使用料の全額を負担する	1,138	A	各学校の教育課程に従って実施されており、特に問題はない。	特になし。	冬期間における児童生徒の健康増進と体力の向上を図るため、学校の教育課程に基づき引き続き実施していく。	現状維持
学校プール管理運営業務	学務課学務係	市内小学校の児童及び教職員	児童各自の健全な育成及び水泳能力に応じた指導を行うため、学校プールの安全と運営管理の強化を目指す。	学校プールの安全確保に配慮した管理運営を図る。	8,985	A	小学校各校に学校プールが設置されていることから、各学校における授業の円滑な実施に対応することができているが、それぞれに経費を要することから、学校プールの統合など効率的な運営ができないかの検討が必要である。	学校プールを統合することにより、学校間での利用調整をしなければならないことから、円滑な授業の実施が困難となったり、移動手段を確保しなければならなくなったりするなどの課題もあり、現状において統合等の対応を取ることには困難であると判断している。	小学校においては、現在、統廃合を含めた学校のあり方を検討しているところであり、学校プールについては、統廃合問題と合わせて対応することとし、当面現状どりの開設と管理運営に当たっていく。	現状維持
学校給食事業	給食センター管理係	小中学校 児童・生徒等	「学校給食法」に基づき、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校給食を通して児童・生徒に日常生活における正しい食習慣と協同の精神を身につけさせる。 学校給食センター施設の安定した維持管理により、安心、安全な給食の提供をすることができる。	衛生管理責任者である栄養士を中心に、学校給食衛生管理基準に基づく食中毒防止等の管理体制の改善及び経年による施設・設備等に不具合箇所が発生してきていることから計画的な維持補修を行いながら児童・生徒に安心、安全な学校給食を円滑に提供することができた。	99,732	B	食中毒等事故防止のための衛生管理を徹底し、喫食率の向上(残食の減少)を目指すこと及び老朽化した施設の計画的な維持補修並びに調理機器等の更新の実施	喫食率の向上については、平均して1割弱程度の残食が発生していることから毎月全職員による献立会議を開催し、反省と対応について協議を実施し、児童生徒の嗜好や調理方法等の改善を行っており、新メニューの開発などにより喫食率の向上を目指しているところである。 また施設の維持補修、調理機器の更新等については、厳しい財政状況の中で、予算の確保が難しいところではあるが、故障等により給食調理が滞ることのないよう計画的な予算の確保を行い補修・更新を実施する。	学校給食は、児童生徒の基準的な栄養価を算出し、成長に見合った栄養価で提供しているものであるが、喫食してもらわなければ無意味なものになってしまうことから、嗜好と栄養価のバランスを取るための調査などを実施し、新メニューを絡めながら子どもたちに受け入れられる給食を提供していくよう努めるものである。 また、施設設備の維持補修・更新については、経年等により施設設備等が稼働できなくなる前に関係部署との連絡を密にし、計画的な実施に努めるものである。	現状維持
学校林管理運営事務	学務課学務係	市内小学校	市内小学校の営繕並びに設備に要する資金を造成し、あわせて児童及び生徒の愛林思想の養成並びに林業教育の振興に資することとする。	学校林の管理運営	10	B	現在は、学校林の売り払い代金を積み立てた基金の運用が主たる事務の内容になっているが、設置されている学校林の生育状況が芳しくない状況である。このため、国との部分林契約をしている学校林を含めて生育環境の整備が必要となってきている。	国との分取林契約をしている学校林については、生育状況を見ながら、造林契約期間の延長を協議するほか、そのほかの学校林も含めて生育環境を整備するための事業実施を関係課と協議しながら進めていく必要がある。	分取林契約をしている学校林については、国と協議しながら対応を図るものとし、他の学校林については、関係課と協議をして整備を進める。	現状維持

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

(2) 学校教育

③ 高等学校教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
高等学校教育推進事業	学務課学務係	当該私立学校の経営に携わる者、及び、通学、スクーリング等に活用する者。	私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。	私立学校の運営補助、及び修学者又はその保護者の助成。	715	B	入学生の確保が課題である。	学校の特色ある教育活動をPRするとともに、入学生の保護者に対する修学奨励金の交付など、市の独自施策を周知する。	学校法人の運営に関する補助を行い、安定的な運営を支援するとともに、入学生の確保対策の一つとして修学奨励金の交付を継続する。	現状維持
高等学校教育推進のための奨学金貸付事業	学務課学務係	高等学校等へ修学し、奨学金を必要とする者	高等学校等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し等しく教育を受ける機会を与える。	高等学校等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付	432	B	平成22年度から公立高等学校の授業料無償化と私立高等学校の就学支援金制度が開始されたことから、市が独自に行う奨学金の貸与の意義が薄れてきており、国の動向や他市の動向も参考にしながら、見直す必要がある。	貸与対象者から高校生を除外し、高校生への貸付けを廃止する。	条例を改正し、平成23年度から高校生を貸与対象者から除外し、新たな貸付けは行わないものとする。	見直し(縮小)
高等教育機関支援業務	企画課まちづくり推進係	北海道内の高等学校	本市が誘致した北日本自動車大学校及び星槎大学の支援策として、北海道内の高等学校を訪問し、学校のPRと学生募集活動を行い、入学者の確保に努める。	北海道内の高等学校を訪問し、進路指導(進学)の教諭に北日本自動車大学校の概要及び本市の支援制度について説明し、自動車関係の進学状況についての聞き取り調査を行う。星槎大学については、大学の概要説明を簡単に行い、生徒及び教諭へのPRを依頼する。	58	A	少子高齢化による本市の人口の減少及び道内主要都市に相次いで開校している自動車整備士養成学校への出願者が急増している中で、現状の学校支援策で今後も学生を確保していくことができるかが課題である。	学生募集活動の強化や市の奨学金貸与制度及び修学奨励金交付制度の拡充。	自動車整備士養成校が道内主要都市でも相次いで開設されていることから、今後は学生募集活動の地域を絞り込み、かつ、活動日程を延ばして訪問する高校を増やしていくことで、従来よりもさらに広く周知を図り、学生の確保に努める。また、現行のまちづくり推進係の職員だけで学生募集活動を実施するのは困難となってきたことから、過去に学生募集活動を行ったことがある職員にも協力を依頼し、活動体制の強化を図る。	見直し(改善)

5 教育・文化

(2) 学校教育

④ 専門学校・大学による高等教育の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
専門学校・大学による高等教育推進事業	学務課学務係	当該私立学校の経営に携わる者、及び、通学、スクーリング等に活用する者。専門学校等に修学し奨学金を必要とする者。	私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。専門学校等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し、職業に必要な能力を育成する。	私立学校への運営補助、及び修学者またはその保護者への助成。専門学校等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付。	6,837	B	入学生の確保が課題である。	学校の特色ある教育活動をPRするとともに、入学生の保護者に対する修学奨励金の交付や専門学校奨学金の貸付など、市の独自施策を周知する。	引き続き、学校法人の運営に関する補助を行い、安定的な運営を支援するとともに、入学生の確保対策の一つとして修学奨励金の交付や専門学校奨学金の貸付制度を継続する。課題である入学生の確保に向け、寮生活をする市外からの学生に対する生活面での支援など、市が行う助成制度の見直しを含めて支援のあり方の検討を進める。	見直し
大学による高等教育推進のための奨学金貸付事業	学務課学務係	大学等へ修学し、奨励金を必要とする者	大学等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し、等しく教育を受ける機会を与える。	大学等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付け	11,718	B	現行条例では、専門学校生が奨学金の貸与対象者となっていないが、貸付希望が多いことから、貸与対象者の見直しが必要である。	高校生を貸与対象者から除外するなどの対応に合わせて、貸与対象者の見直しを行う。	条例を改正し、平成23年度から専門学校生を貸与対象者とする。	見直し(改善)

5 教育・文化

(3) スポーツ

① スポーツの振興

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》 事業費(千円)	《評価(Check)》 所管課総合評価	《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段			現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
体育指導委員事務	体育振興課体育振興係	市民	各種団体の育成や市民がスポーツについて理解を深め、スポーツの普及・発展・体力の増進を図る。	体育指導委員として必要な熱意と能力並びにスポーツに関する深い関心と理解を持つものを委嘱し、市民の求めに応じて、スポーツの実技指導や主催スポーツ行事・事業等の協力やそれらの打合せを含め各月行っている定例会議等により市民にスポーツに対する啓蒙を行う。	307	B	体育指導委員は、実技指導の他、社会体育に関する諸計画立案や市民スポーツ意識の向上を図る等も職務になっているが、取組みが手薄な部分もある。	定例会議において新規事業の計画、新規スポーツの市民への普及等事業メニューの考案にも取り組む。	体育指導委員から出された意見を基に事業メニューを検討していく。	現状維持
スポーツ教室開設事業	体育振興課体育振興係	市民	日頃スポーツのできない市民の運動不足を解消するため、初心者の方のスポーツを行なう場を提供し、軽スポーツの普及を図る。	年齢に合わせた各種スポーツ教室を開催し、日頃スポーツとふれあいのない市民の参加を促す。	168	B	参加者の確保に係る効果的な周知宣伝方法、子どもの体力低下や運動不足の方々にスポーツする機会の提供	市民・地域ニーズの把握、広報媒体の利活用	より多くの市民が参加できるような事業の企画運営を行い、市民の健康づくりにつなげていく	現状維持
健康都市宣言等事業	体育振興課体育振興係	市民	健康都市宣言記念大会等において各種スポーツ大会を開催し、スポーツを通して健康づくりを行なうとともに、本市の社会体育の振興を図り、各種団体の育成や市民が楽しめるスポーツの普及・発展・体力の増進を図る。	健康都市宣言記念大会等において各種スポーツ大会を開催し、より多くの市民の参加を促す。	494	B	事業のマンネリ化、ある程度運動等市民参加型事業における参加者数の増加を図る。	参加者の確保に係る効果的な新規事業の展開、内容の見直しが必要	事業を見直す(平成23年度に7事業の内の市民歩くスキーの集いを廃止する。理由～関係母体である歩くスキー愛好会が平成22年度に解散したため)	見直し

<資料2>

平成23年度事務事業評価結果一覧

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
B&G海洋センター事業	体育振興課体育振興係	市民・B&G芦別海洋クラブ・芦別市水泳連盟・B&G財団	水泳・海洋性スポーツ等を通じて水泳技術の向上と海事思想普及・健康・体力づくりを推進するとともに、地域住民相互のふれあい交流の場の提供を図ることを目的とする。	海洋クラブ・水連・BGと連携を取りながら、水泳教室、大会等の派遣事業を実施する。	741	A	今年度は猛暑により利用者は増加したものの、全体的には減少傾向にある。	従来の水泳教室に加え、安全教育を取り入れたものや健康に配慮した多様なメニューを検討し利用を図る。	平成23年度に向けて開設日を延長し、より有効利用を図りたい(開設期間中で室温の低い時期の6・9月を午後から開館するなどして日程を後ろに伸ばす)	現状維持
各種体育団体助成事業	体育振興課体育振興係	芦別市体育協会、芦別市体育協会加盟団体、芦別市体育協会に加盟する芦別市スポーツ少年団本部に登録された単位スポーツ少年団	各種体育団体の育成及びスポーツ振興、市民の健康増進を図ることを目的とする。	「事務事業の対象」の団体に対し、交付金または補助金を交付する。	704	B	各スポーツ団体の会員数の拡大を図ることが課題である。また、煩わしい交付金申請事務の簡素化を図る必要がある。	一般市民に対するスポーツ団体の知名度向上と交付金申請書類の見直しを検討する。	引き続き各団体に対し補助金等の交付による助成を行い、市民体育の振興ならびに健康増進に努める。	現状維持
プロ野球イースタナリーグ公式戦開催事業	体育振興課体育振興係	市内・外観戦者全て	市民に高いレベルのスポーツ観戦の場を提供することにより、スポーツへの関心を高める。	プロ野球公式戦の招致・開催により、市民のスポーツ観戦を通じてスポーツへの関心を高めるとともに、施設のPRにより大会や合宿を誘致する。	1,543	B	天候に左右されるため中止となることがある。	屋外スポーツ公式戦のため、天候による中止の対応策は皆無である。	2010年は雷雨で中止となったが、2011年の道内地方ホームゲーム地の公募に応募し、リベンジ開催のチャンスをファイターズ球団からいただき開催が決定している。	終了
学校体育施設開放事業	体育振興課体育振興係	市民	地域住民のスポーツの活動の場として、学校開放施設を有効に利用するため市町村が設置する小学校、中学校の体育施設を地域住民に開放することを目的とする。	開放実施校において利用団体と期間・時間帯等の調整を行い、広報等を通じて市民周知を図り利用者の増加を図る。	739	B	利用団体からは活動場所及び活動回数の拡充の要望が寄せられており、その対応が課題である。	活動場所等については限定されていることから、利用団体との意見交換を行い、場所や回数等の調整を図る。	開放校における利用団体の調整を図り、市民の健康づくりへと繋げていく。	現状維持
各種社会体育施設管理運営業務	体育振興課体育振興係	市民、各種業務受託業者	市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興の効果を図るため、市民に対して、スポーツを行う場を提供し、体力・健康を増進することを目的とする。	各種社会体育施設の現状・利用状況等を把握し、市民がより快適に利用できるよう適切な管理運営を行う。	20,938	B	利用者数は減少しており、それに伴い使用料収入も減少している。また、施設の老朽化が目立っており、それらの維持も課題となっている。	維持費が増加する傾向にあることから、施設の統廃合を検討していく。	使用頻度の少ない施設の存廃を検討するとともに、施設管理に努め有効利用を図る。	現状維持
総合運動公園維持管理業務	体育振興課体育振興係	大会・合宿及び一般利用者などの体育施設利用者全て	なまこ山総合運動公園内体育施設における管理業務等の適正な執行を図る。	各体育施設管理業務の適切な管理については、専門的な知識を有している業者へ委託することで良好な状態を保つことができ、一般利用のほか、大会・合宿の受け入れも可能となる。	64,451	B	今後、施設の老朽化に伴う維持管理費を抑制するための対策等が課題となる。	施設管理費削減計画を策定し、年次的、計画的に補修を取り進める。	施設に係る費用対効果を検証し、適切な管理運営をしていく。	現状維持

5 教育・文化

(3) スポーツ

② スポーツ合宿の推進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
合宿振興事業	体育振興課体育振興係	本市で合宿を行う団体	各種スポーツ・文化団体による合宿の誘致・受入れを通じ、選手・スタッフが快適に練習に専念できる環境を提供するとともに、本市のスポーツ及び文化の振興並びに地域の活性化に努める。	後援会との連携による全日本、実業団クラスの受入れのほか大学・高校等の合宿が快適に練習するための環境づくりとして宿泊交流センターの適切な管理運営を行う。	8,311	B	これまで合宿人口の増加を目標に利用団体に対して、市民利用時と同等の使用料の大幅な減免を行ってきたが、今後は近隣の類似施設や道内の合宿受入れ数上位の自治体等を参考にしながら、適正な体育施設使用料の徴収に向け減免規定の見直しを図る	合宿等の誘致を積極的に行うとともに、体育施設使用料調査を行いながら使用料の見直しを検討する。	新規の合宿・大会等の誘致活動を積極的に展開し拡充を図るとともに、合宿事業も10年が経過したことから体育施設使用料に係る見直しを行う。 なお、芝生広場の名称を球技場に変更する予定であり、今後、球技場としての認知により球技を目的とした合宿申し込みの増加を期待する。	見直し(改善)

5 教育・文化

(4) 国際交流

① 国際交流の促進

総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)

事務事業名	所管課係名	《計画(Plan)》			《実施(Do)》		《改革・改善(Action)》			総合判定
		対象	意図	手段	事業費(千円)	所管課総合評価	現時点における課題	課題に対する対応方策	今後の方向性	
国際交流促進事業	企画課秘書係	市民、道内在住の外国青年等	国際化の著しい進展により、地域レベルや草の根レベルでの国際交流が活発化するなか諸外国との関わりが日常的で身近なものとなり、地域においても国際化に対応した環境づくりを進め、世界に開かれた地域社会の形成を図ることが必要となってきたことから、地域住民の諸外国に対する知識や国際意識の向上を推進する事業の展開を積極的に行うものである。	各種国際交流イベント及び外国語講座等の開催	3,533	B	本市の国際交流員は国際交流関係事務をはじめとし、市民への外国語指導、異文化理解のための交流活動、外国人観光客の誘致業務等、幅広い分野を職務としている。 現在、地域住民を対象とした英会話教室や国際交流講座を中心に開催しているが、活動している場が限られているのが課題である。 また、姉妹都市交流事業においては、都市間の温度差ともいえる事態が生じており、事業の推進のためには市国際交流協会のみでの事業実施では限界がある。	国際交流員の活用については、母国の生活文化や習慣などの知識・経験を生かし、青少年、文化団体等への派遣による国際理解の協力や産業PR等、活動の場を広げるよう、活動の周知を徹底することが重要。 姉妹都市交流事業については、市国際交流協会への金銭的援助だけでなく、市独自の立場として姉妹都市への直接的な働きかけが必要。	地域レベルでの国際交流を推進する上で国際交流員の配置は不可欠。 今後、現在行っている活動内容を活発化するとともに、活動分野を広げるよう、業務内容等を検討する。 姉妹都市交流事業は地域社会により還元できるよう推進を図る。	現状維持